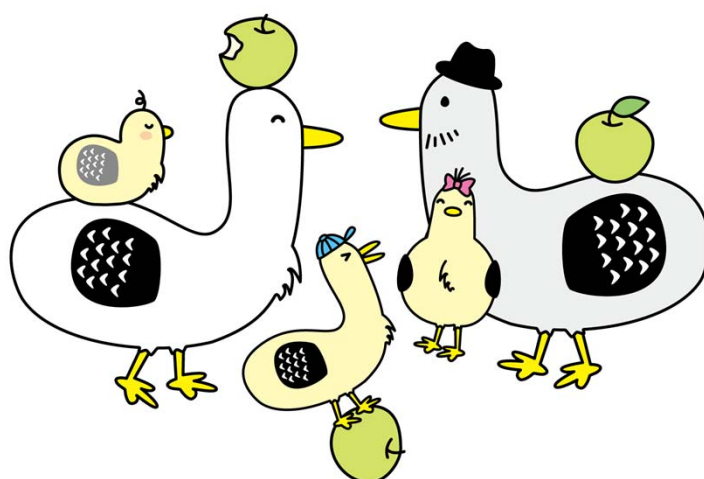


# 第2期松戸市子ども総合計画 素案 【全体版】



松戸市

市長挨拶文

# 会長挨拶文

## ■ 目次 ■

<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の背景 .....	3
第2節 計画の位置づけ .....	5
第3節 計画の対象 .....	6
第4節 計画の期間 .....	6
<b>第2章 松戸市の子どもを取り巻く環境の変化</b> .....	<b>7</b>
第1節 国の政策や法制度の改正等.....	9
第2節 統計データからみる松戸市の状況.....	12
第3節 アンケート調査からみる松戸市の状況.....	21
第4節 第1期松戸市子ども総合計画の達成状況.....	32
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>33</b>
第1節 基本理念.....	34
第2節 基本目標.....	34
第4節 施策の体系.....	36
<b>第4章 施策の方向</b> .....	<b>39</b>
基本目標Ⅰ「子どもの力」子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる・・	41
・施策1 乳幼児期から心豊かに成長できる.....	42
・施策2 青少年の健やかな成長と自立を支援する.....	48
・施策3 ささまざまな課題や困難さを抱える子ども・若者を支援する.....	54
・施策4 全ての子どもの権利が尊重される.....	60
基本目標Ⅱ「家庭の力」家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる・・	68
・施策5 妊娠・出産期から安心して子どもを産み育てられる.....	69
・施策6 子育ての充実感を持つことができる.....	76
・施策7 家庭の孤立や不安を解消する.....	82
・施策8 社会的支援が必要な家庭を支援する.....	90

基本目標Ⅲ「地域の力」地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える……………	100
・施策 9 子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らせる……………	101
・施策 10 子どもたちが地域でいきいきと成長できる……………	106
・施策 11 子ども・子育て支援の支援者ネットワークを強化する……………	110
・施策 12 子どもと子育て家庭を地域全体で応援する……………	114

## **第5章 事業の推進に係る目標値……………119**

第1節 子ども・子育て支援制度の概要について……………	121
第2節 区域の設定……………	124
第3節 推計人口の設定……………	125
第4節 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保方策……………	126
第5節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保方策 ……………	134

## **第6章 計画の評価と推進体制……………153**

第1節 計画の評価……………	155
第2節 計画の推進体制……………	155

## **参考資料……………157**

第2期子ども総合計画の策定体制……………	159
1 策定体制の概要	
2 松戸市子ども・子育て会議条例	
3 松戸市子ども・子育て会議委員名簿	
4 松戸市子ども総合計画推進会議設置要綱	
5 松戸市子ども総合計画推進会議ワーキングメンバー	
6 第2期松戸市子ども総合計画策定経過	
第2期子ども総合計画策定に伴う調査……………	165
1 松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査	
2 子ども・子育て会議委員によるワークショップ	
第3節 用語説明……………	168



# 第1章

## 計画策定の趣旨







## 第1節 計画策定の背景

### (1) 国の動向

我が国は、少子高齢化の進展が止まらず、出生数、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が続いています。こうした状況を踏まえ、平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」では、経済成長の隘路である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、子育て環境の整備と共に、希望出生率1.8の実現に向け、女性活躍、結婚支援の充実、若者・子育て世帯への支援などの対応策を掲げています。この「ニッポン一億総活躍プラン」を受け、平成29年6月には「子育て安心プラン」を公表し、女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとし、同年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」では、待機児童の解消に向けて保育の受け皿整備を加速化させるとともに、幼児教育の無償化や高など教育の無償化などの政策を盛り込み、子どもや子育て世代へ大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革しています。

その一方で、子ども・子育て政策を進めるなかにおいても、児童虐待は後を絶たず、深刻な社会問題となっています。国は、昭和22年の制定以来見直されていなかった児童福祉法第1条を改め、児童が権利の主体であることを明確化しました。さらに、児童虐待の発生予防や発生時の迅速・的確な対応のため、児童相談所の体制強化、市町村への子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置の努力義務化などを講じました。平成30年7月には「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、同年12月には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童虐待防止対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となって必要な取り組みを進めています。

さらに、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子どもや若者を支援するための地域ネットワーク整備を主な内容とする「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、平成28年2月に新たな基本的な方針となる「子供若者育成支援推進大綱」が策定されました。新しい大綱では、全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援など、5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

また、子どもの貧困についても、国は、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を改訂し、子どもの貧困対策において、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることを明確化し、市区町村における計画策定の努力義務が課せられています。

こうした子ども・家族を取り巻く環境や地域社会の変化に伴い、複合化した課題や困難さを抱える個人や世帯に対して、包括的な支援を進めていく必要があります。国は、平成30年に社会福祉法を改正し、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、地域と共に創っていくによる支え合いと公的支援が連動した「地域共生社会」の実現を進めているところです。

## (2) 松戸市における状況

本市では、総人口は増加傾向が続いている一方、出生率は伸び悩み、子どもの数は減少傾向となっています。特に、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加や地域社会との関わりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化が続いています。

本市では、平成27年3月に、平成27年度から5年間で1期とする「松戸市子ども総合計画」（以下、「第1期計画」とする。）を策定し、子どもの育ちを地域全体で支えるための子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

第1期計画では、子ども・子育て支援新制度の施行とあわせ、保育所（園）や小規模保育施設などの整備を進め、喫緊の課題であった待機児童の解消を進めました。保育の量の整備とあわせ、保育の質を支えるため、保育士確保にも力を入れてきました。

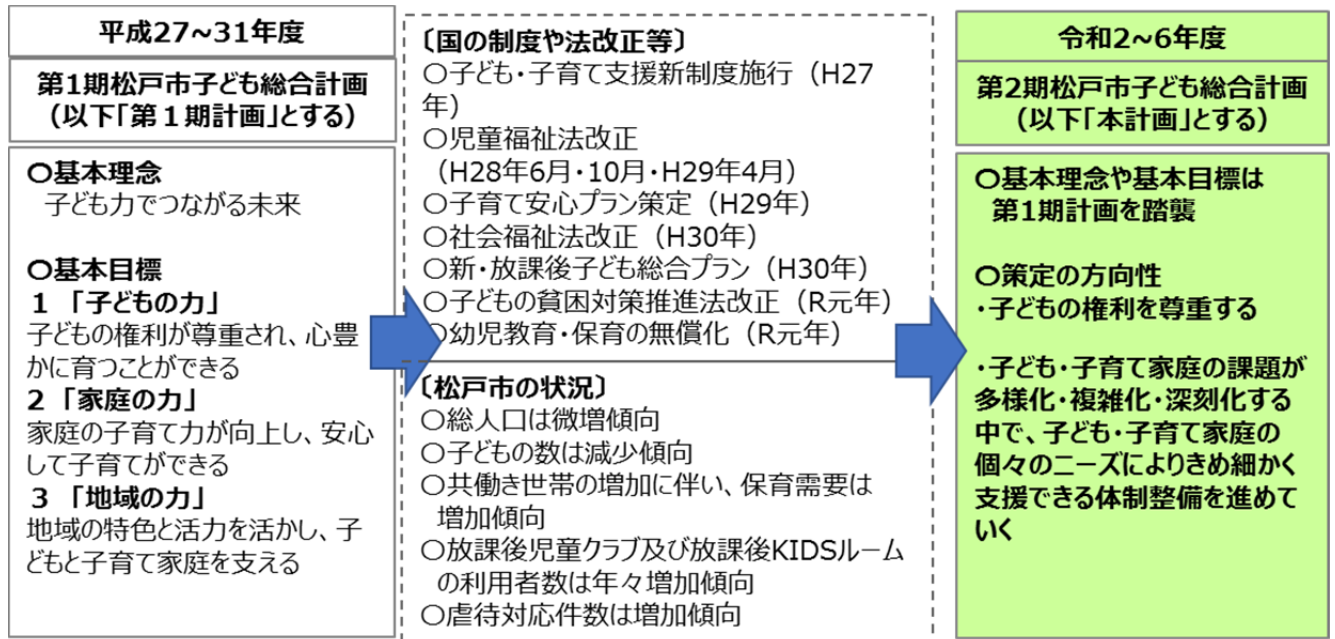
また本市では子育て家庭の孤立化、養育力の低下に対応する為、地域子ども・子育て支援拠点に子育てコーディネーターを配置するなど、保護者に身近なところで相談できる体制整備に力を入れてきました。さらに、より一層の妊娠・出産期からの切れ目のない支援を進めるため、平成28年4月に市町村子育て世代包括支援センターである「親子すこやかセンター」を設置するとともに、児童虐待の早期発見・早期対応を行うため、平成29年4月に「子ども家庭総合支援拠点」を全国に先駆けて整備し、「親子すこやかセンター」と「子ども家庭総合支援拠点」が連携した支援体制を確立しました。

その一方、第1期計画策定以降も、子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変容し、課題も多様化・複雑化するなかで、子ども・子育て家庭の個々のニーズにきめ細かく対応しきれていない状況が続いています。

子どもを取り巻く状況に目を向けると、放課後の過ごし方も多様性が増す中、自由に過ごせる居場所の提供や、そこでの生きた体験や様々な人との交流活動の提供が求められています。

またスマートフォンやSNSの利用が伸びる中、子どもの遊び方やコミュニケーションの取り方も変化し、適切な利用に向けた対応が必要になってくるなど、新たな課題も生じています。

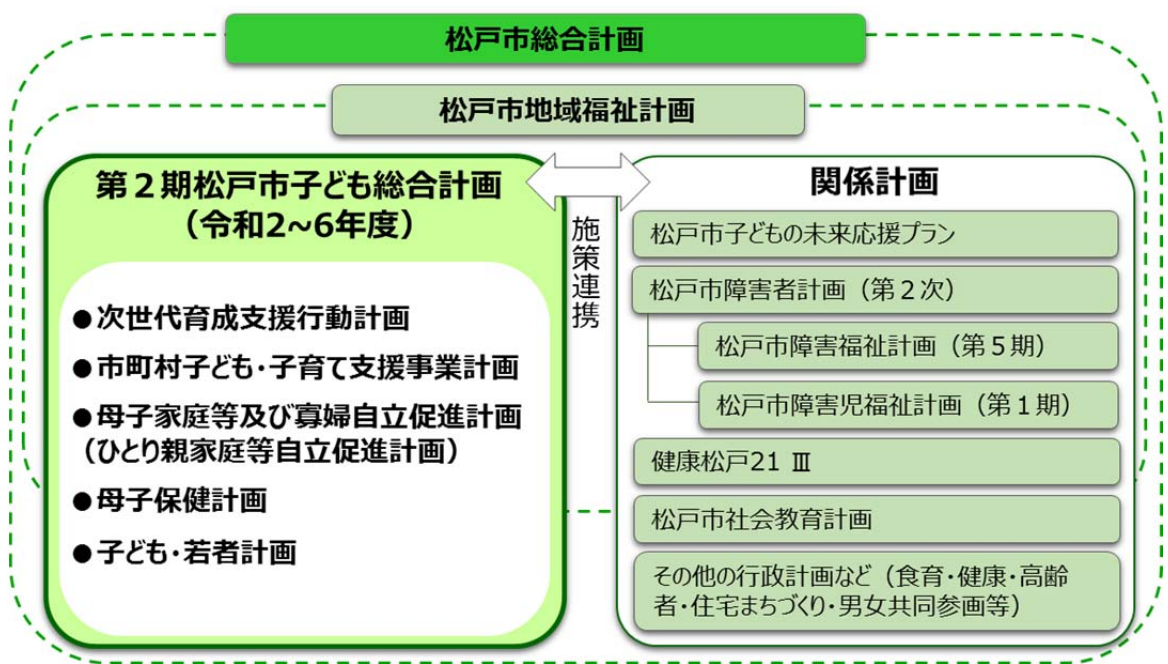
こうした状況の変化に的確に対応するため、第2期子ども総合計画（以下「本計画」とする。）では、第1期計画の基本理念である「子ども力でつながる未来」を踏襲し、子ども・家庭・地域がそれぞれに力を発揮しつながることで、全ての子どもの育ちが支えられ、夢と希望にあふれた子どもが活躍できる街づくりを実現することを目指すとともに、子ども・子育て家庭の個々のニーズによりきめ細かく支援していくため、子どもや子育て家庭に最も身近な地域において、より一層の連携・協力を図っていくことを目指していきます。



## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、「松戸市総合計画」と「松戸市地域福祉計画」を上位計画に位置付けます。また、第1期計画を踏襲し、次世代育成支援対策推進法に基づく「松戸市次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭など及び寡婦自立促進計画」（以下「ひとり親家庭など自立促進計画」とする。）を位置付けます。

本計画では、新たに、母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を位置付け、子ども・子育て支援に関する分野別の総合計画として策定しています。



### 第3節 計画の対象

本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至る、おおむね 18 歳までの全ての子どもとその家庭を対象としています。ただし、若者の自立支援など、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。さらに、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援するという視点においては、全ての市民をその対象として捉え、策定します。

### 第4節 計画の期間

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とします。

なお、第5章「松戸市子ども・子育て支援事業計画」においては、第1期計画と同様に、国の指針に応じて中間年である令和 4 年度に事業の量の見込みや確保方策などを検証し、計画値とかい離が大きい場合は、見直しを図ることとします。

## 第2章

# 松戸市の子どもを取り巻く

# 環境の変化







## 第1節 国の政策や法制度の改正等

ここ5年間における子ども・子育て支援に関わる新たな国の政策や法改正等の動向については、次のとおりです。

### ■子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月施行）

平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格施行されました。

### ■児童福祉法等の改正（平成28年6月、平成28年10月及び平成29年4月施行）

平成28年の改正においては、昭和22年の制定以来見直されていなかった児童福祉法第1条を改め、児童が権利の主体であることが明確化されました。また、しつけを名目とする児童虐待の禁止が明記され、児童相談所や市町村の体制強化、里親委託の推進等に関する措置が講じられました。特に市町村に対しては、児童虐待発生予防のために「子育て世代包括支援センター」の設置、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を実施するために「市町村における支援拠点」の整備が努力義務化されることとなりました。

### ■「子供・若者育成支援推進大綱」の策定（平成28年2月施行）

子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成28年2月に、子供・若者育成支援施策に関する新たな基本的な方針となる「子供若者育成支援推進大綱」が策定されました。新大綱では、①全ての子供・若者の健やかな育成、②困難を有する子供・若者やその家族の支援、③子供・若者の成長のための社会環境の整備、④子供・若者の成長を支える担い手の養成、⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

### ■「ニッポン一億総活躍プラン」の策定（平成28年6月策定）

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。このプランにおいては、子育て環境の整備として、保育の受け皿整備、保育士の処遇改善、放課後児童クラブの整備等が掲げられるとともに、「希望出生率1.8」の実現に向け、女性活躍、結婚支援の充実、若者・子育て世帯への支援等も掲げられています。

### ■「子育て安心プラン」の公表（平成29年6月策定）

上記「ニッポン一億総活躍プラン」の策定を受け、今後も25歳から44歳の女性の就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申込み率も伸びることが見込まれることから、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から平成34年度までの5年間で女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を新たに整備することとされました。（同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、平成32年度末までに整備することとしています。）

### ■ 母子保健法の改正（平成 29 年 4 月）

---

母子保健法の改正が施行され、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の設置が市町村の努力義務として位置づけられました。

### ■ 保育所保育指針、幼稚園教育要領等の改正（平成 30 年 4 月）

---

就学前教育の必要性、待機児童問題、子どもの虐待問題等さまざまな社会情勢を反映し、平成 29 年 3 月に「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂が告示され、平成 30 年 4 月に施行されました。全てに共通して幼児教育の目的や小学校就学後のつながりが明確にされるとともに、「保育所保育指針」においては、乳児・1 歳以上 3 歳未満児の保育、保護者や地域社会と連携した子育て支援の重要性等も明確になっています。

### ■ 社会福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行）

---

複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題等、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正されました。これにより、「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備が進められています。

### ■ 放課後子ども総合プランの策定（平成 30 年 9 月策定）

---

平成 30 年 9 月に、文部科学省と厚生労働省が共同で平成 31 年度から 5 年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。本プランでは、「放課後子ども総合プラン」の進捗を踏まえ、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることとしています。

### ■ 子どもの貧困に関する法律の改正（令和元年 9 月施行）

---

子どもの貧困対策の総合的な推進を図るために、平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」について、この間の社会状況の変化を受け、令和元年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、区市町村における計画策定の努力義務が課せられました。また、この法改正を踏まえ、新たな大綱の制定に向けて検討を進めています。

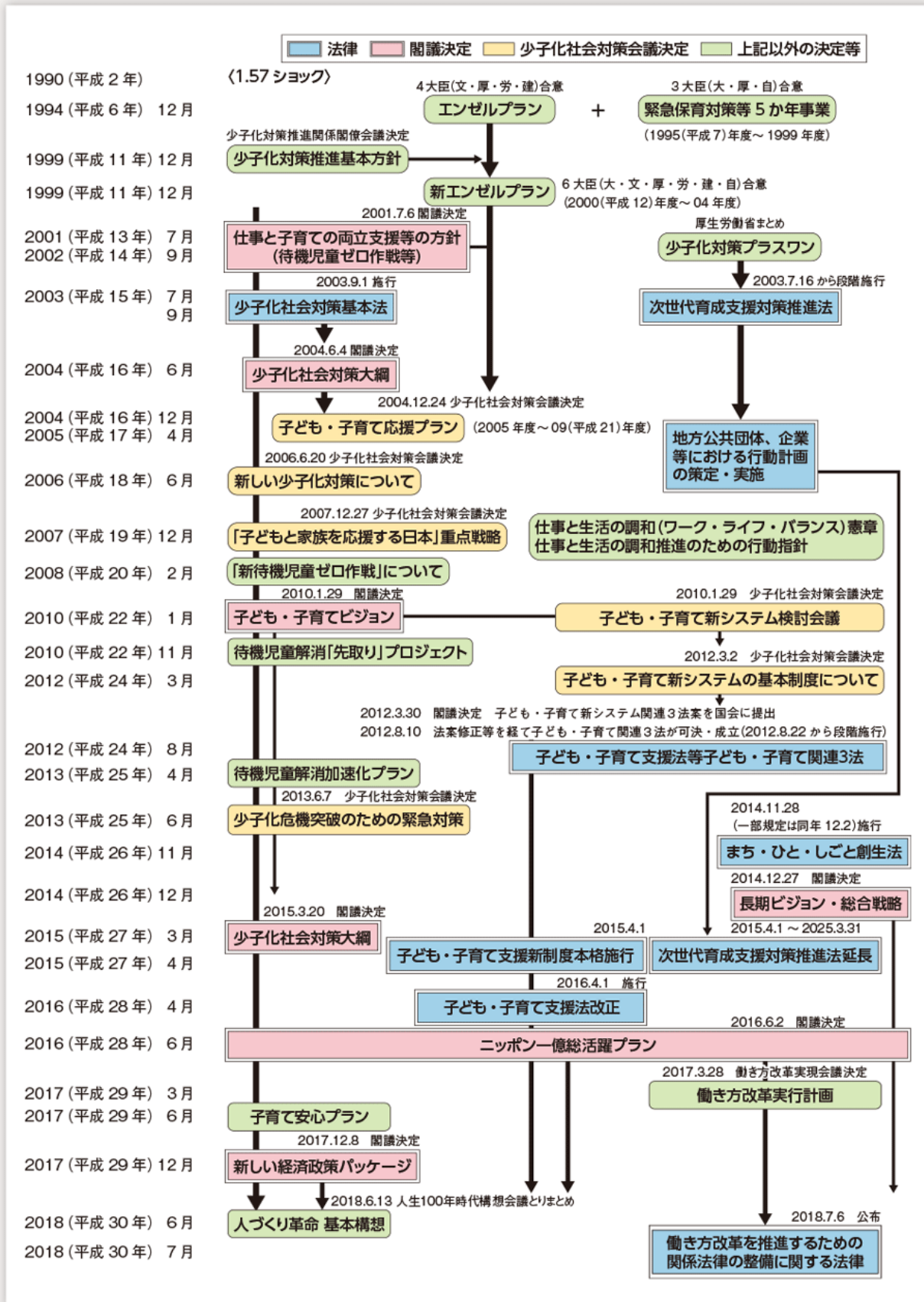
### ■ 幼児教育・保育の無償化（令和元年 10 月施行）並びに高等教育等の無償化（令和 2 年 4 月公布）

---

「新しい経済政策パッケージ」、「経済財政運営と改革の基本方針」を基に、幼児教育・保育を無償化する「改正子ども・子育て支援法」と、低所得者世帯を対象に大学等高等教育を無償化する「大学等修学支援法」が成立しました。幼児教育・保育の無償化は令和元年 10 月から、高等教育等の無償化は令和 2 年 4 月からそれぞれ開始され、財源はいずれも令和元年 10 月の消費税率 10%への引き上げ分を充てていくこととされています。



図 これまでの少子化対策を中心とした国の取り組み状況



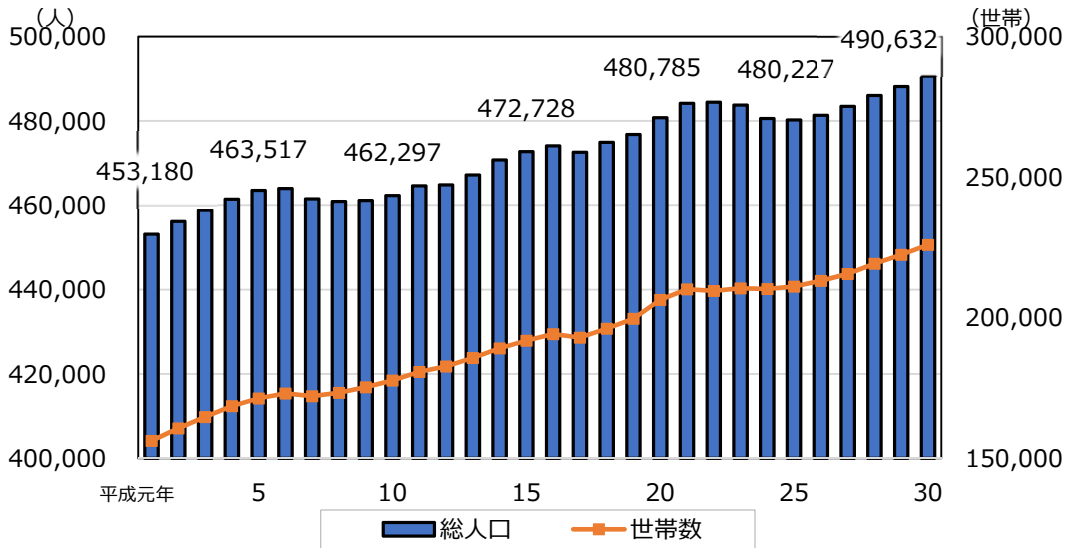
資料：内閣府資料

## 第2節 統計データからみる松戸市の状況

### 1 人口や世帯の状況

#### ① 総人口の推移

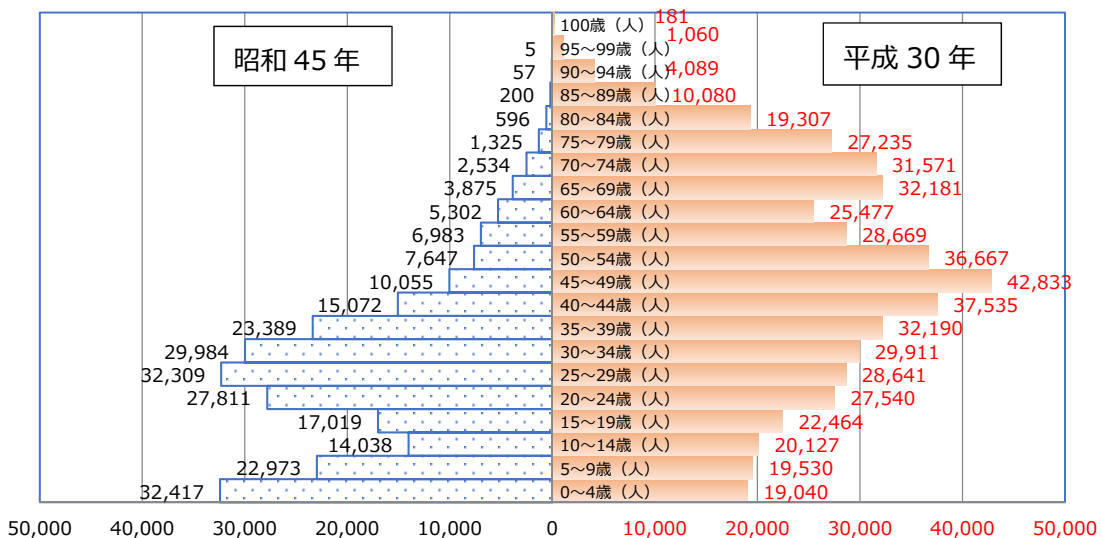
本市の総人口は、平成元年に 453,180 人であったのが、平成 30 年には 490,632 人まで増加しており、平成の 30 年間で 37,452 人増加しています。



資料：松戸市常住人口（各年 10 月 1 日現在）

#### ② 人口構成の変化

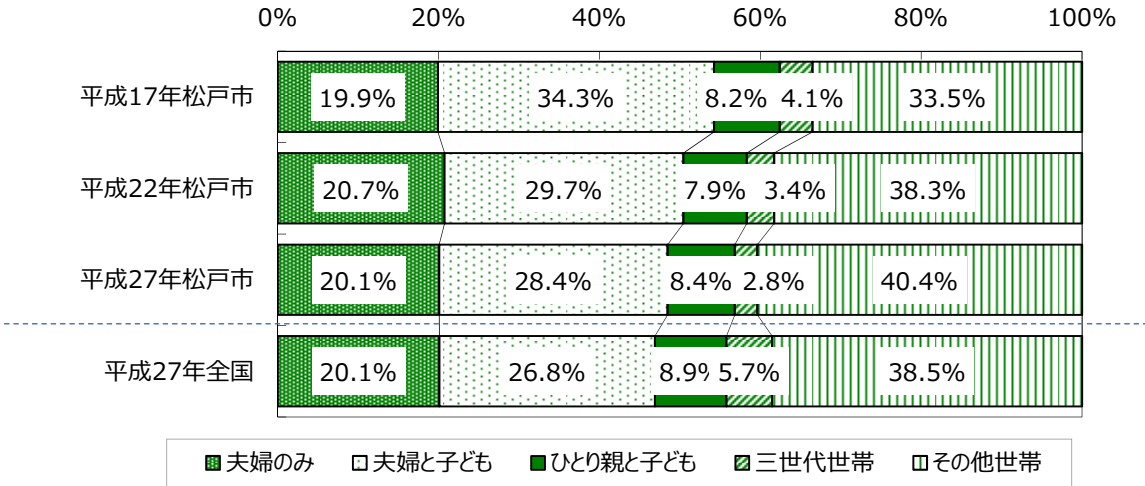
本市の昭和 45 年と平成 30 年の人口ピラミッドを比較すると、老年人口（65 歳以上）が大幅に増加している一方、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）は減少しており、少子高齢化が進んでいる状況です。



資料：松戸市住民基本台帳（各年 9 月末現在）

### ③ 家庭類型別世帯割合の変化

本市の家族類型別の世帯割合は、「夫婦と子どもの世帯」や「三世代世帯」は減少傾向にあります。一方、「ひとり親と子どもの世帯」の割合は増加傾向にあります。全国平均と比較して、「夫婦と子どもの世帯」の割合は高い一方、「三世代世帯」は低いです。

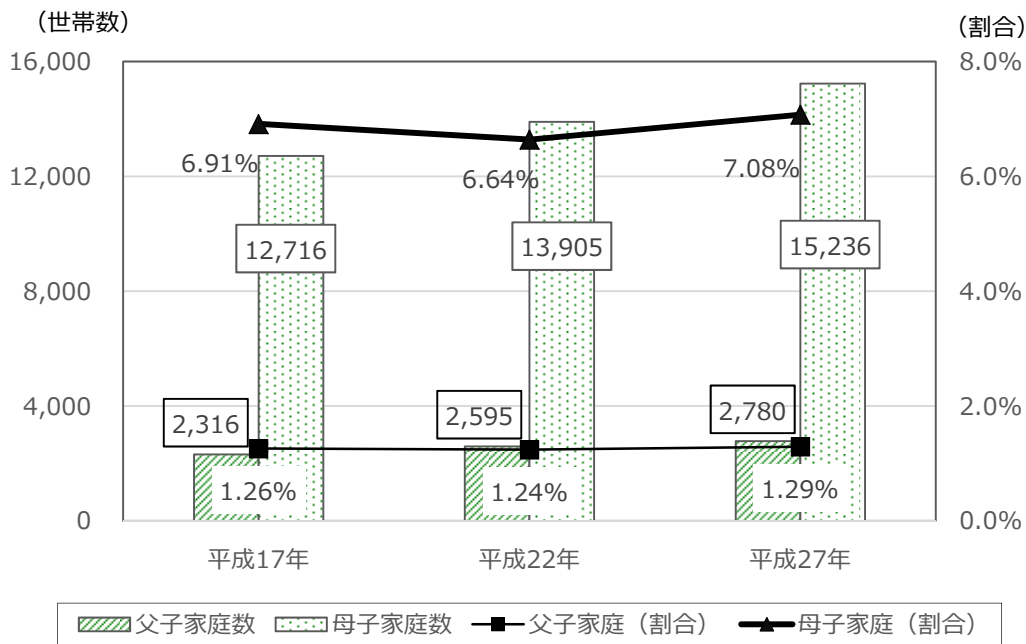


資料：国勢調査から算出

※三世代世帯：世帯主との続き柄が祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいう。

### ④ 母子家庭・父子家庭数の変化

本市の母子及び父子家庭数は共に増加し、特に母子家庭数が増加しています。

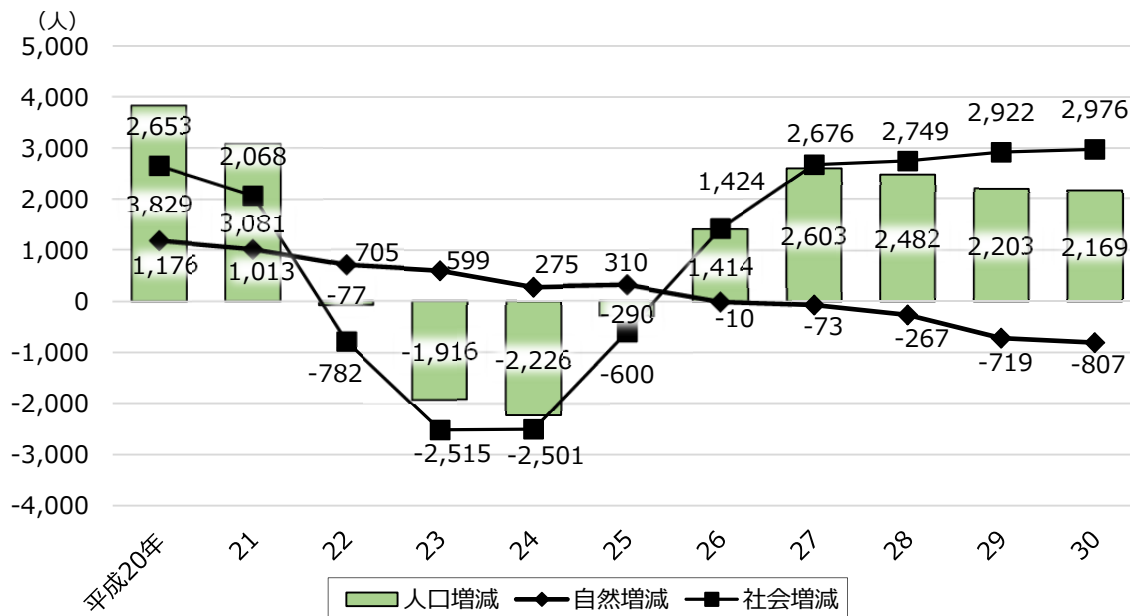


資料：国勢調査より算出

⑤ 人口動態（社会増減・自然増減）

自然増減（出生数－死亡数）については、出生数の減少の影響により、平成26年から自然減となっています。

一方で、社会増（転入者－転出者）については、同じく平成26年からは転入者数が転出者数を上回る社会増となったことにより、総人口は増加が続いています。

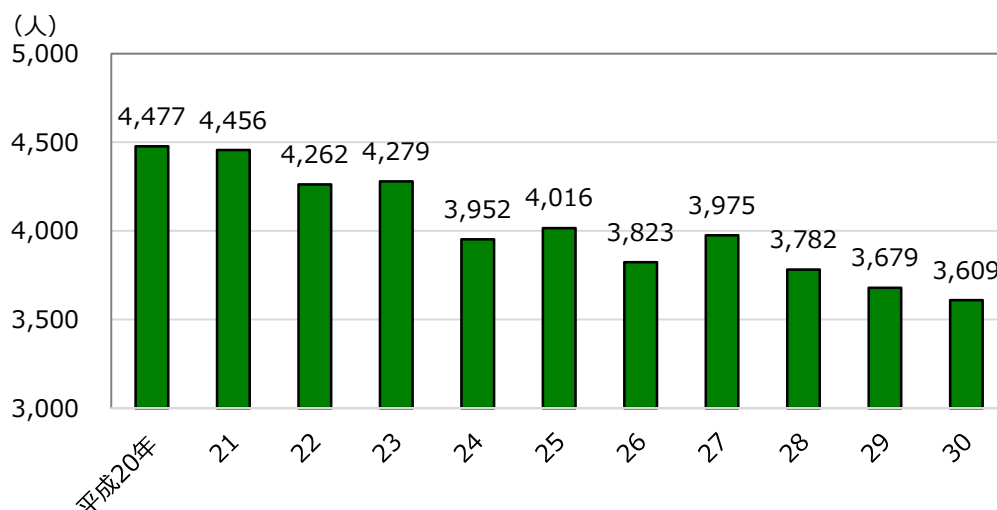


資料：千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

## 2 少子化の状況

### ① 出生数の推移

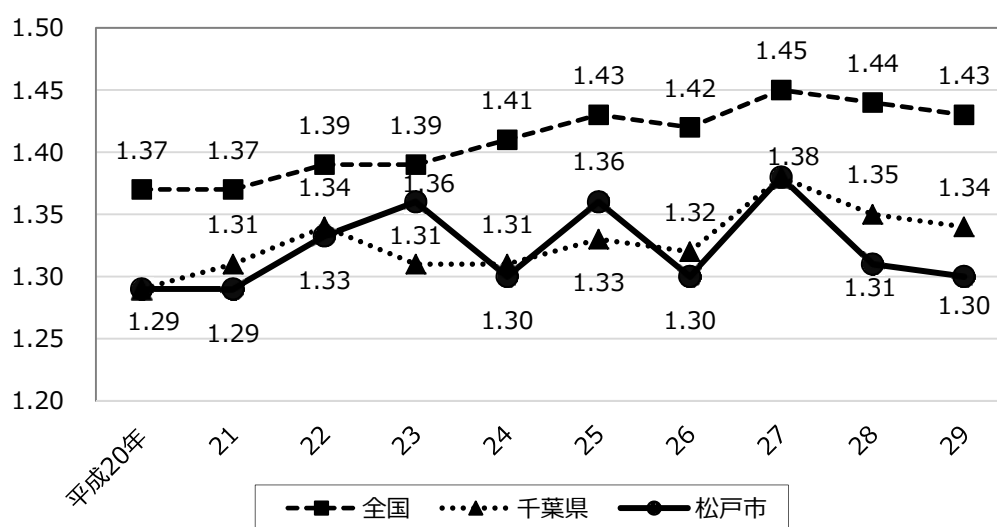
本市の出生数は減少傾向にあります。平成20年には年間出生数は4,477人の出生数でしたが、平成30年の年間出生数は3,609人となっています。



資料：千葉県毎月常住人口調査（年報）

### ② 合計特殊出生率の推移

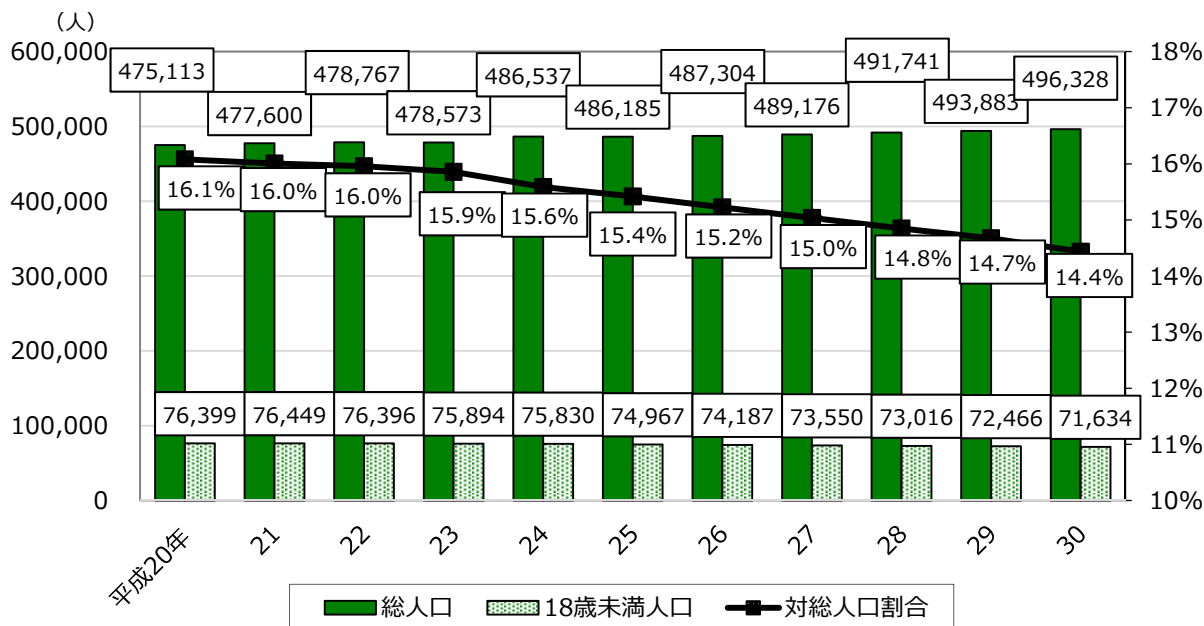
本市の合計特殊出生率は、平成29年で1.30となっており、全国の1.43、千葉県1.34と比較すると低く、過去10年間低水準で推移しています。



資料：全国、千葉県の値は厚生労働省、松戸市は千葉県の算出値

### ③ 18歳未満人口の推移

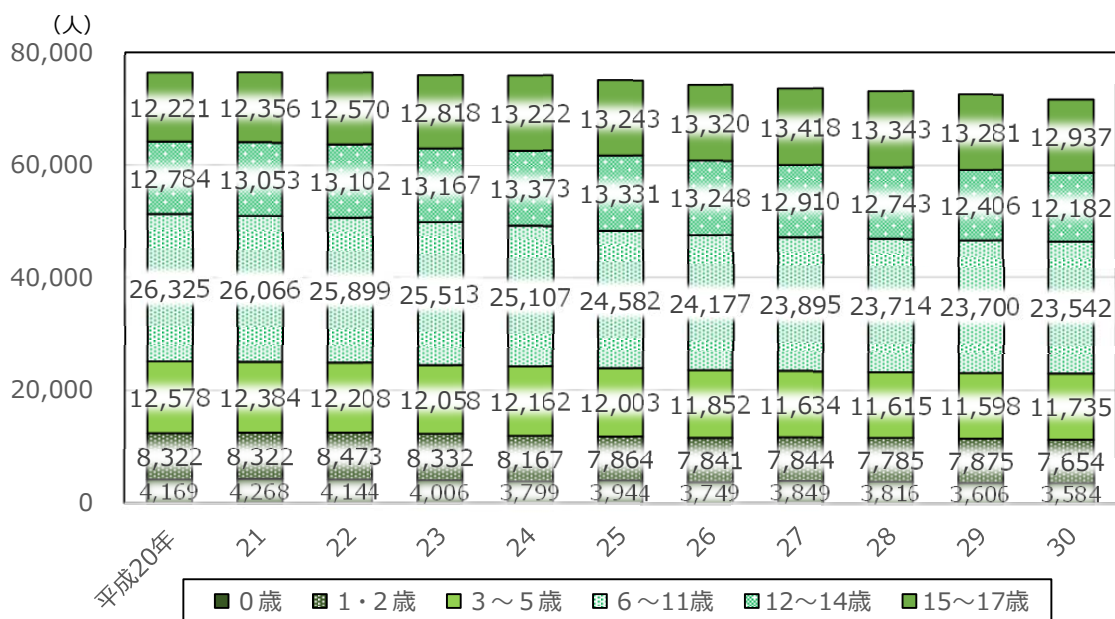
本市の総人口は増加傾向であるのに対し、18歳未満人口は減少傾向となっており、総人口に対する割合も減少傾向にあります。平成20年から平成30年の10年間で、18歳未満の人口は、4,765人減少しています。



資料：松戸市住民基本台帳（各年9月末時点）

### ④ 18歳未満人口の年齢別割合の推移

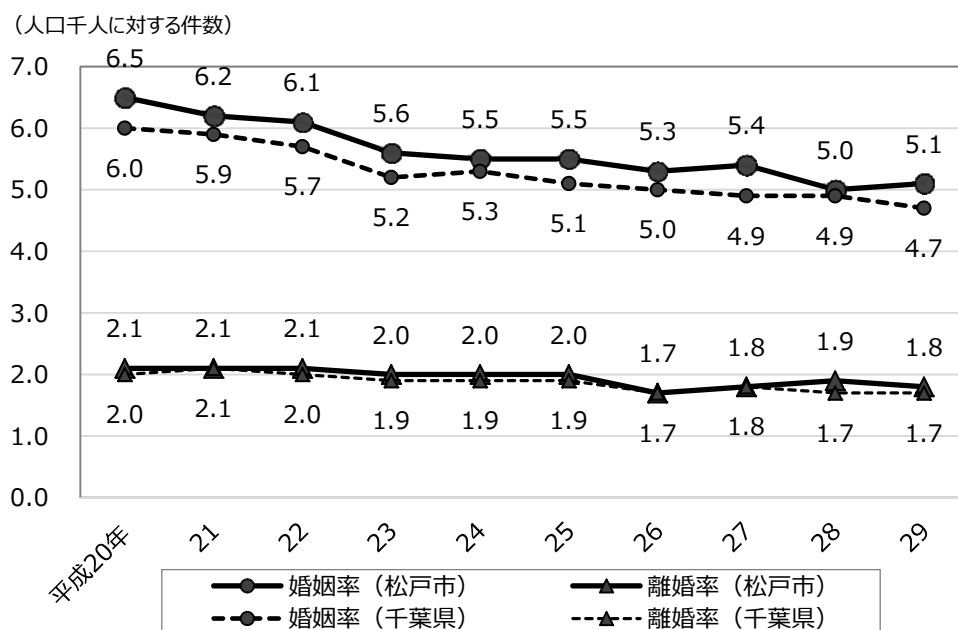
本市の18歳未満人口のうち、0歳は平成21年、1・2歳は平成22年、12～14歳は平成24年、15～17歳は平成27年をそれぞれピークとして減少傾向に入っています。6～11歳は一貫して減少傾向にあります。



資料：松戸市住民基本台帳（各年9月末時点）

### ⑤ 婚姻率・離婚率の推移

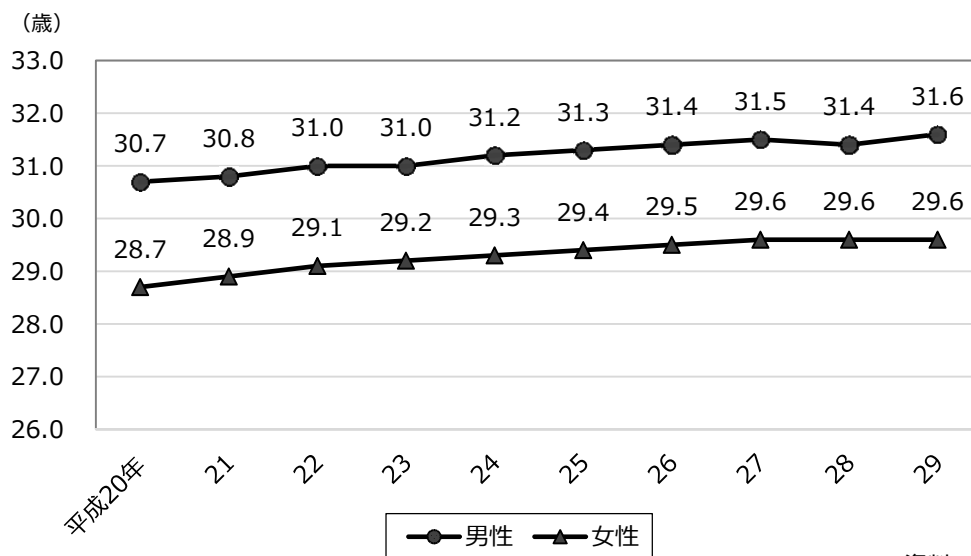
本市における婚姻率は、千葉県よりも高水準で推移していますが、減少傾向にあります。離婚率は千葉県とほぼ同水準で推移しており、横ばいの状況が続いています。



資料：千葉県衛生統計年報（割合は人口千人に対する当該年度の件数）

### ⑥ 平均初婚年齢

本市の平均初婚年齢の推移は、男女とも年々高くなっている傾向にあります。また、平均初婚年齢は女性よりも男性のほうが高くなっています。

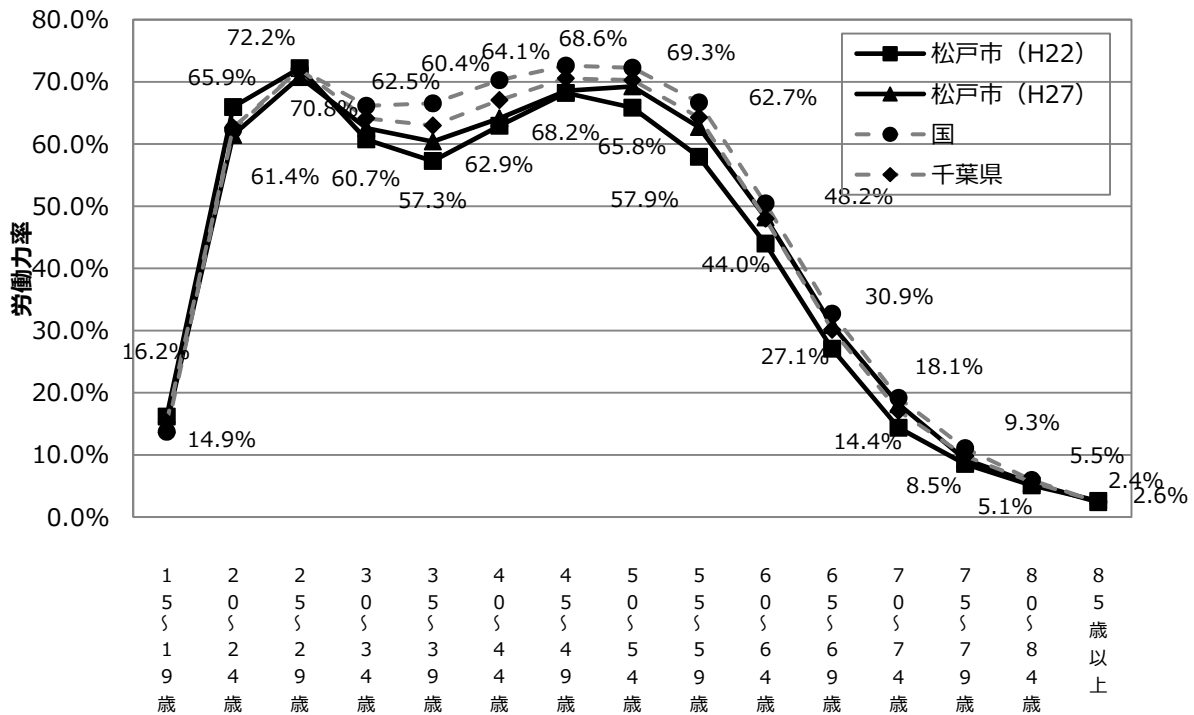


資料：千葉県衛生統計年報

### 3 仕事と子育ての両立について

#### ① 女性の労働力率※

本市の女性の労働力率を平成22年と平成27年で比較すると、ほぼ全ての年代で平成27年のほうが高くなっています。曲線の動きをみてみると、出産・子育て等による30～40歳代の労働力率が落ち込むいわゆる「M字カーブ」を描いています。本市におけるこの年代の割合は、国や千葉県と比べて低くなっています。

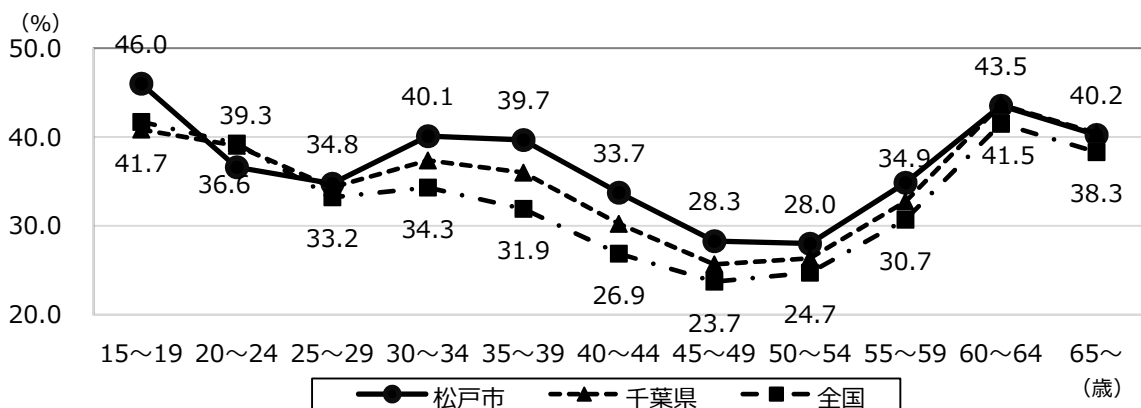


資料：国勢調査より算出

※労働力率：各年齢層に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合

#### ② 専業主婦（女性の有配偶者の家事従事者）の年齢別割合

15歳以上の有配偶者の女性における専業主婦の割合をみると、ほぼすべての年代で、全国や千葉県を上回っており、特に30代で専業主婦の割合が高くなっています。



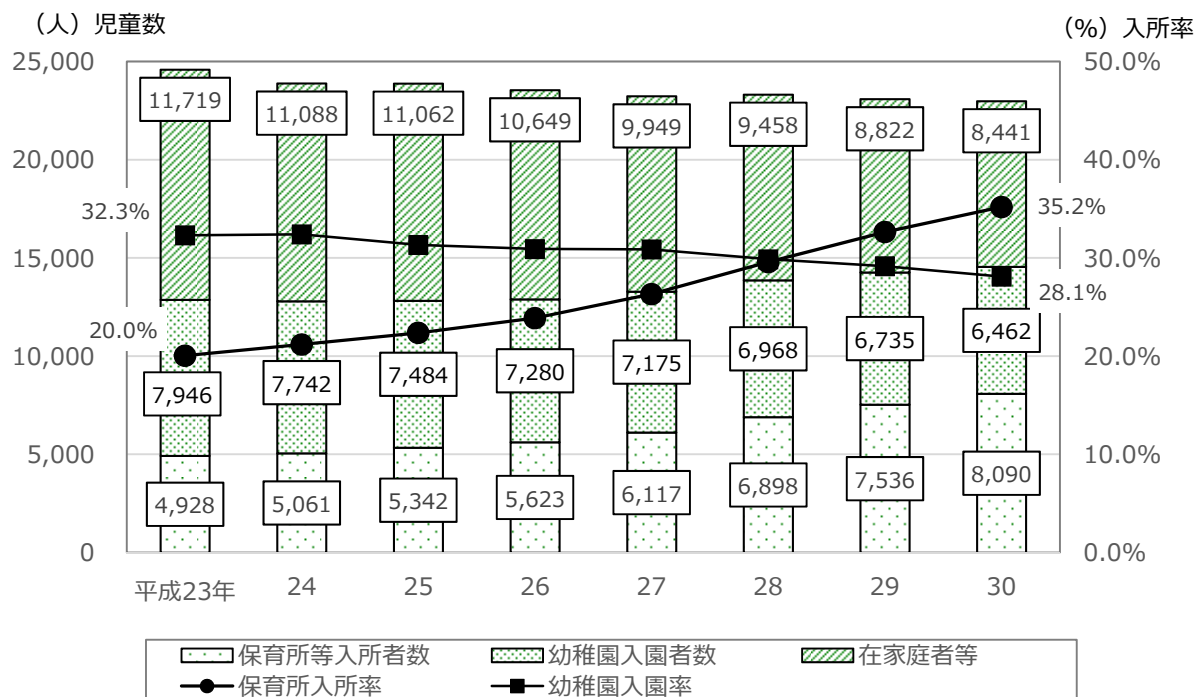
資料：国勢調査（平成27年）より算出



## 4 保育所（園）・幼稚園等の利用状況

### ① 就学前児童の施設利用状況の推移

本市の就学前児童の施設利用状況を見ると、在家庭者等（幼稚園、認可保育所、小規模保育施設、認定こども園等に通う児童以外を示し、認可外保育施設等の利用者は在家庭者に含めている）は減少傾向であり、保育所等入所者数及び入所率は、年々増加を続けています。



資料：松戸市 保育課

※就学前児童数：住民基本台帳における毎年3月末時点の0～5歳児人口

※保育所等：認可保育所、認定こども園、小規模保育施設等

※在家庭者等：就学前児童 - (保育所等入所数 + 幼稚園入園数)

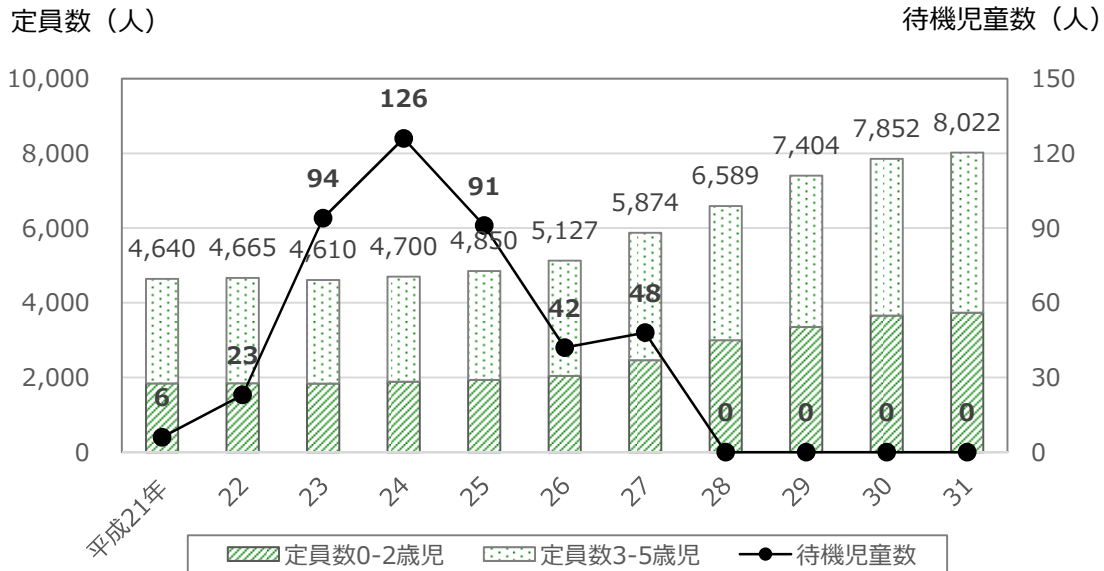
※保育所入所率：「認可保育所、認定こども園、小規模保育施設の入所数」÷「就学前児童数」

※幼稚園入園率：「幼稚園在籍児童数」÷「就学前児童数」

### ② 保育所等の定員数と待機児童数の推移

本市の保育所等の定員数は、保育需要の増加に伴い、増加しています。

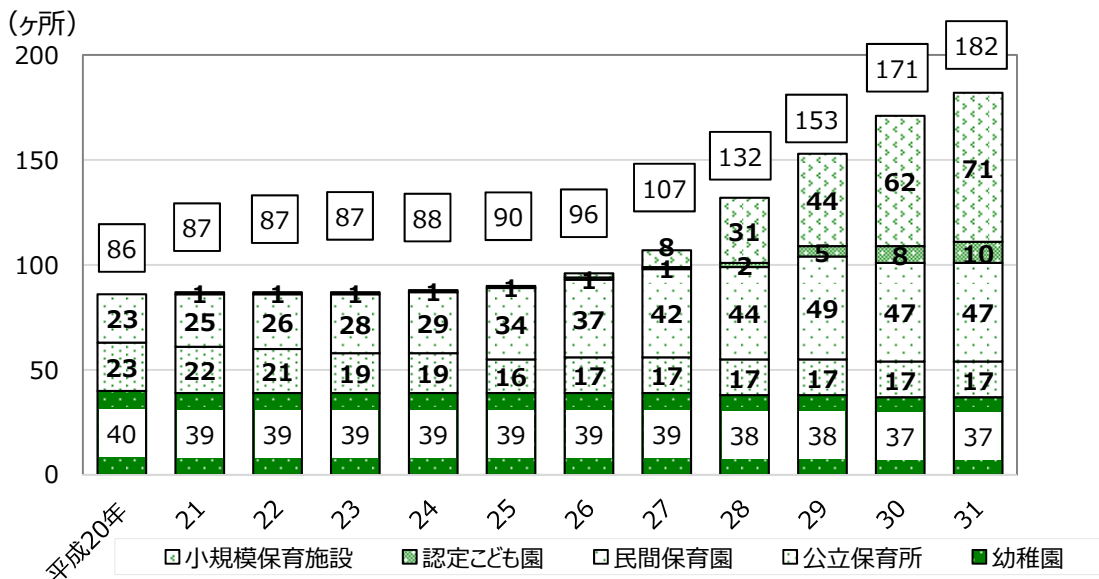
本市の待機児童数（国基準）は、平成23年から平成25年にかけて100人前後となっていました、平成28年以降はゼロとなっています。



資料：松戸市 保育課（各年4月1日時点、いずれも国基準）

### ③ 保育施設及び幼稚園の施設数の推移

保育施設は年々増加し、特に、子ども・子育て支援新制度施行後の平成27年度以降は、小規模保育施設が増加しています。



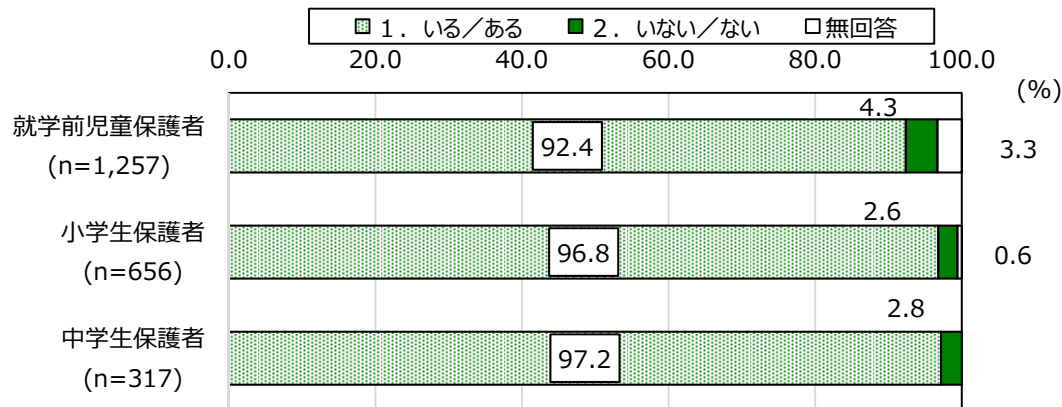
資料：松戸市 保育課（各年4月1日時点）

## 第3節 アンケート調査からみられる松戸市の状況※

### 1 保護者調査結果

#### ① 相談できる相手や場所

相談できる相手や場所の有無は、子どもの年齢にかかわらず大きな違いはありません。

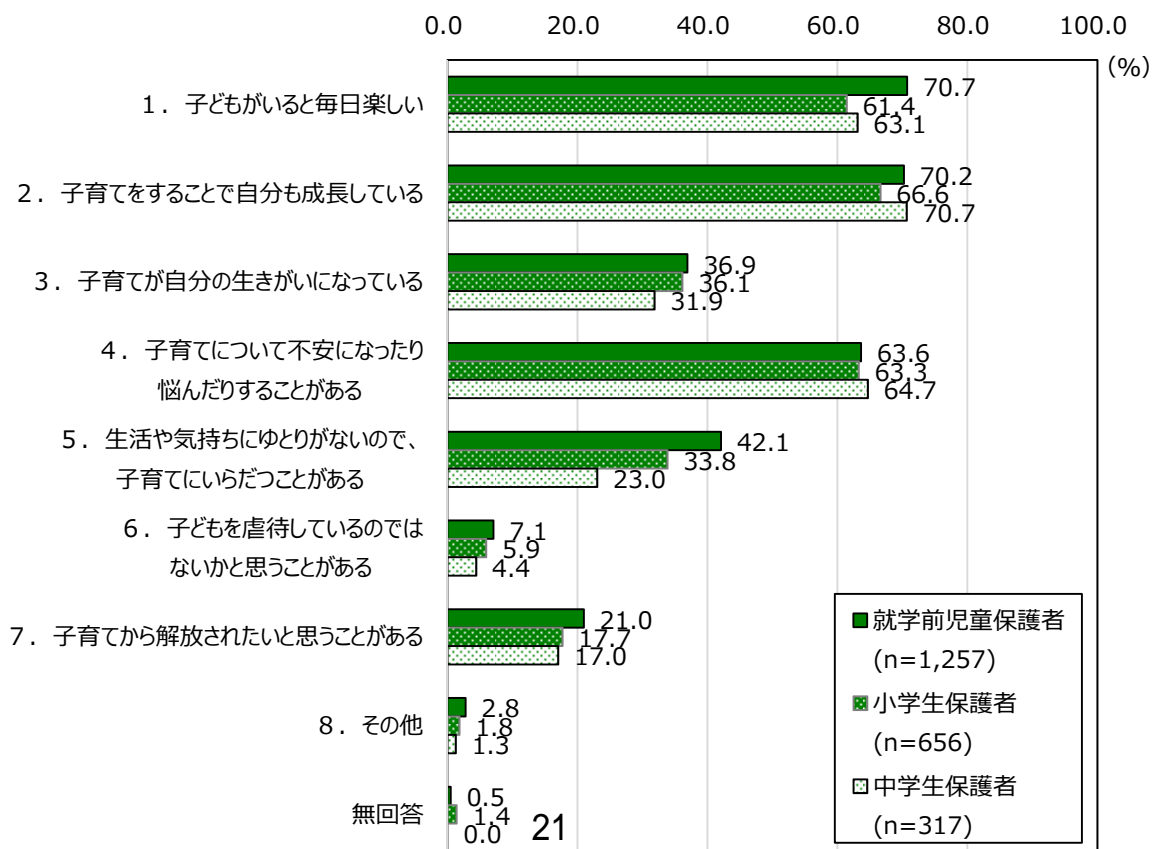


※未就学保護者と小学生保護者・中学生保護者は選択肢が異なりましたが、比較のため、選択肢をあわせています。

#### ② 子育て中の気持ち

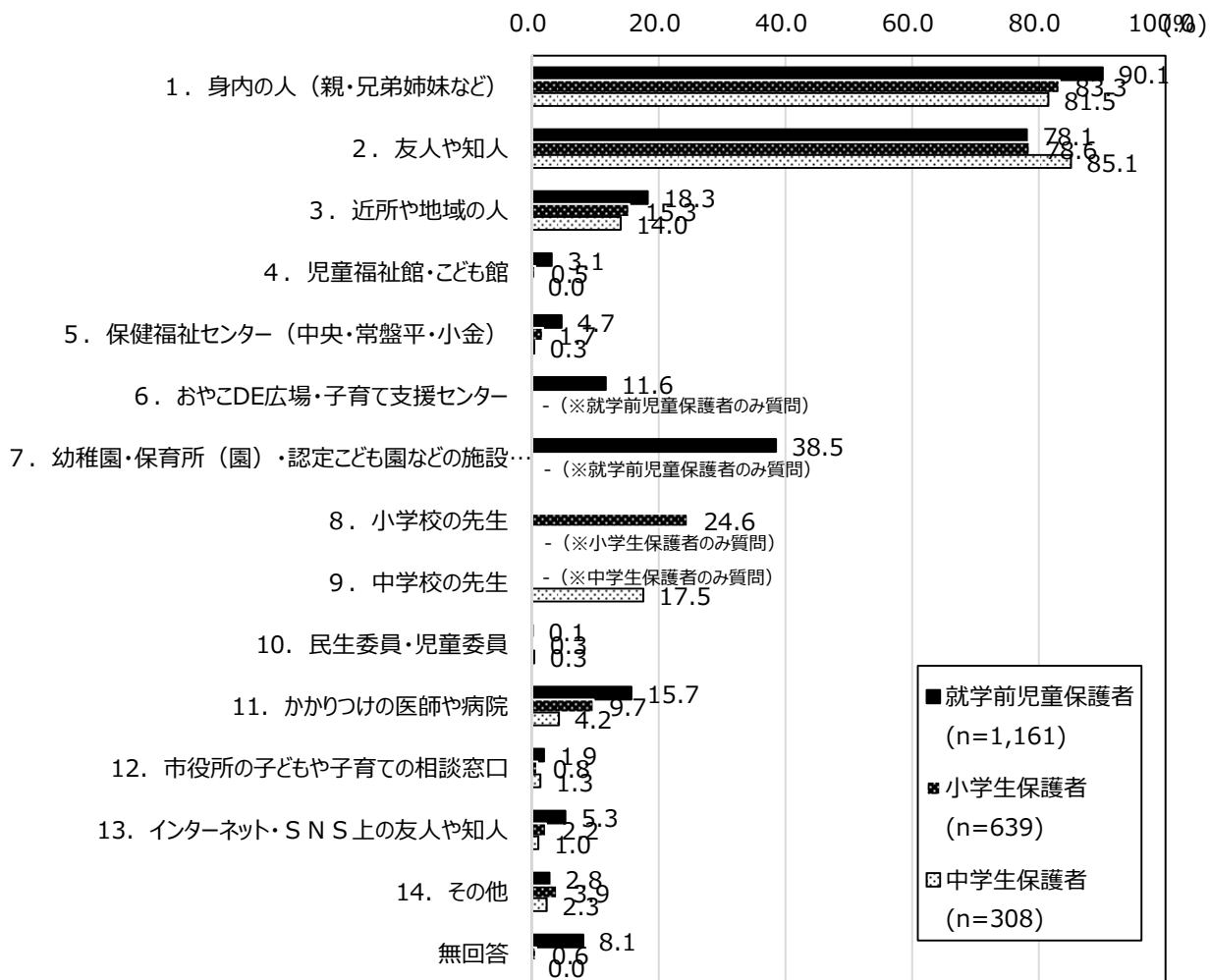
「子どもがいると毎日楽しい（選択肢 1）」の回答割合は就学前児童保護者が最も高くなっていますが、全体的に子どもの年齢による明確な傾向の違いはみられません。

一方で、「生活や気持ちにゆとりがないので、子育てにいらだつことがある（選択肢 5）」や「子育てから解放されたいと思うことがある（選択肢 7）」は、子どもの年齢が低いほど、回答割合が高い傾向にあります。



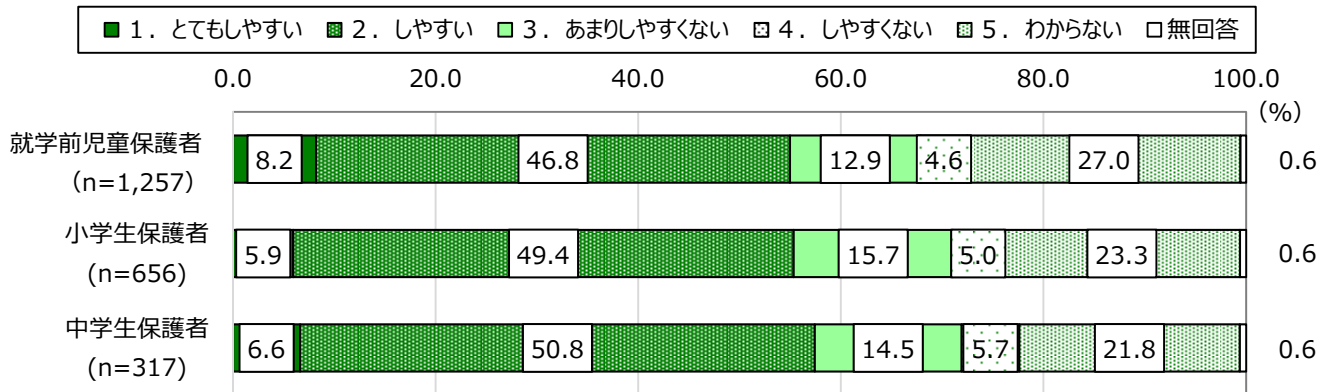
### ③ 就学前児童保護者の子育てに関する情報入手方法

子育てに関する情報の入手方法については、「身内の人（選択肢 1）」よりも「友人や知人（選択肢 2）」の回答割合が高くなっています。また、「インターネットやSNS（選択肢 12）」や「保育所(園)・認定こども園・幼稚園・学校（選択肢 4）」の回答割合も高くなっています。



### ④ 子ども・子育て支援の満足度（子育てのしやすさ）

本市において、子育てが「とてもしやすい」「しやすい」と回答した割合は、子どもの年齢にかかわらず約6割となっています。



## 2 児童調査結果（概要）

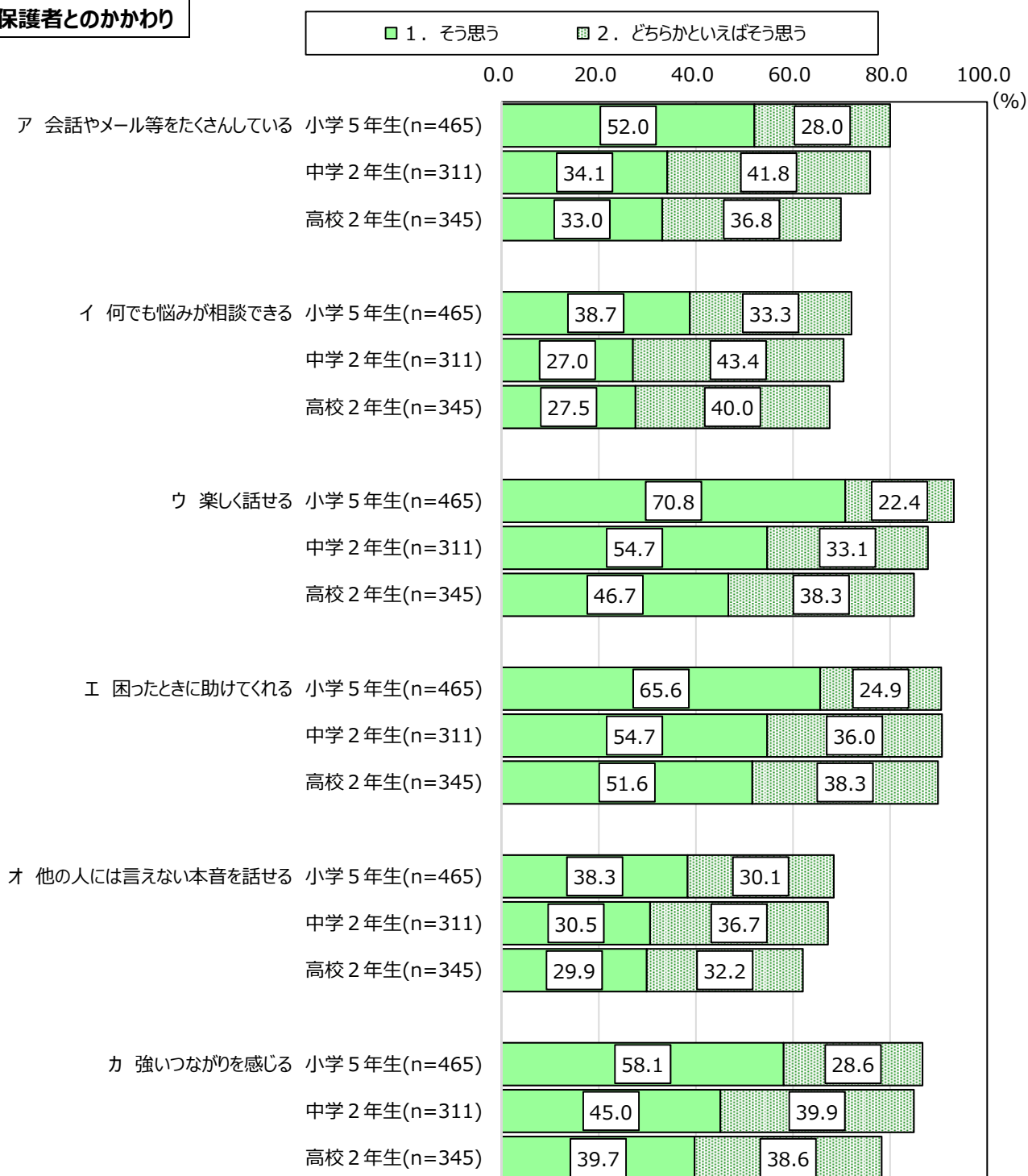
### ① 保護者や友人とのかかわり

保護者とのかかわりについては、全項目において、子どもの年齢があがるにつれて低くなっています。

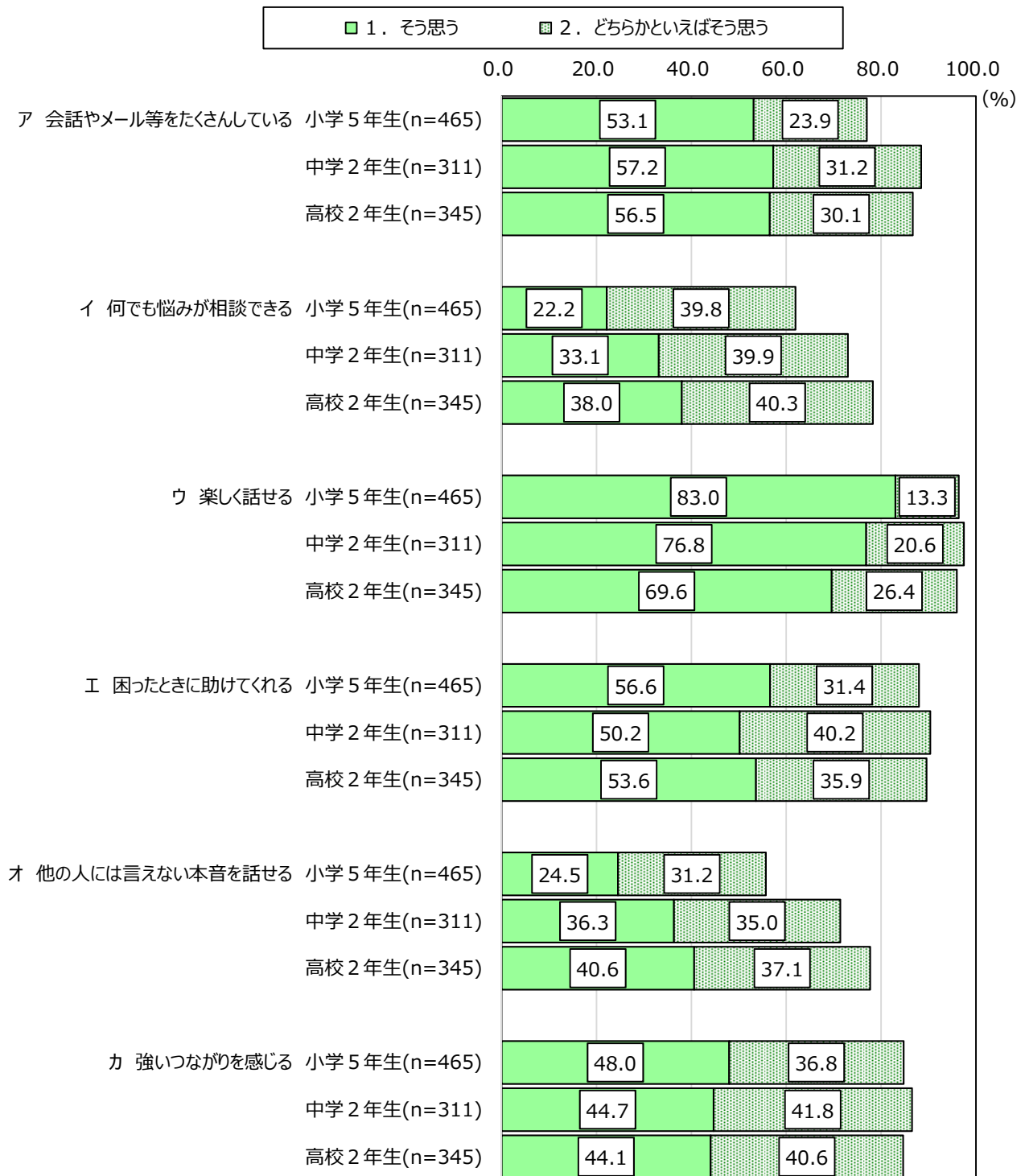
学校の友人とのかかわりについては、「なんでも悩みが相談できる（選択肢イ）」と「他の人には言えない本音を話せる（選択肢オ）」と回答した割合が、子どもの年齢があがるにつれて高くなっています。

インターネット上の人やSNS等のグループとのかかわりについては、全項目において、子どもの年齢があがるにつれて高くなっています。

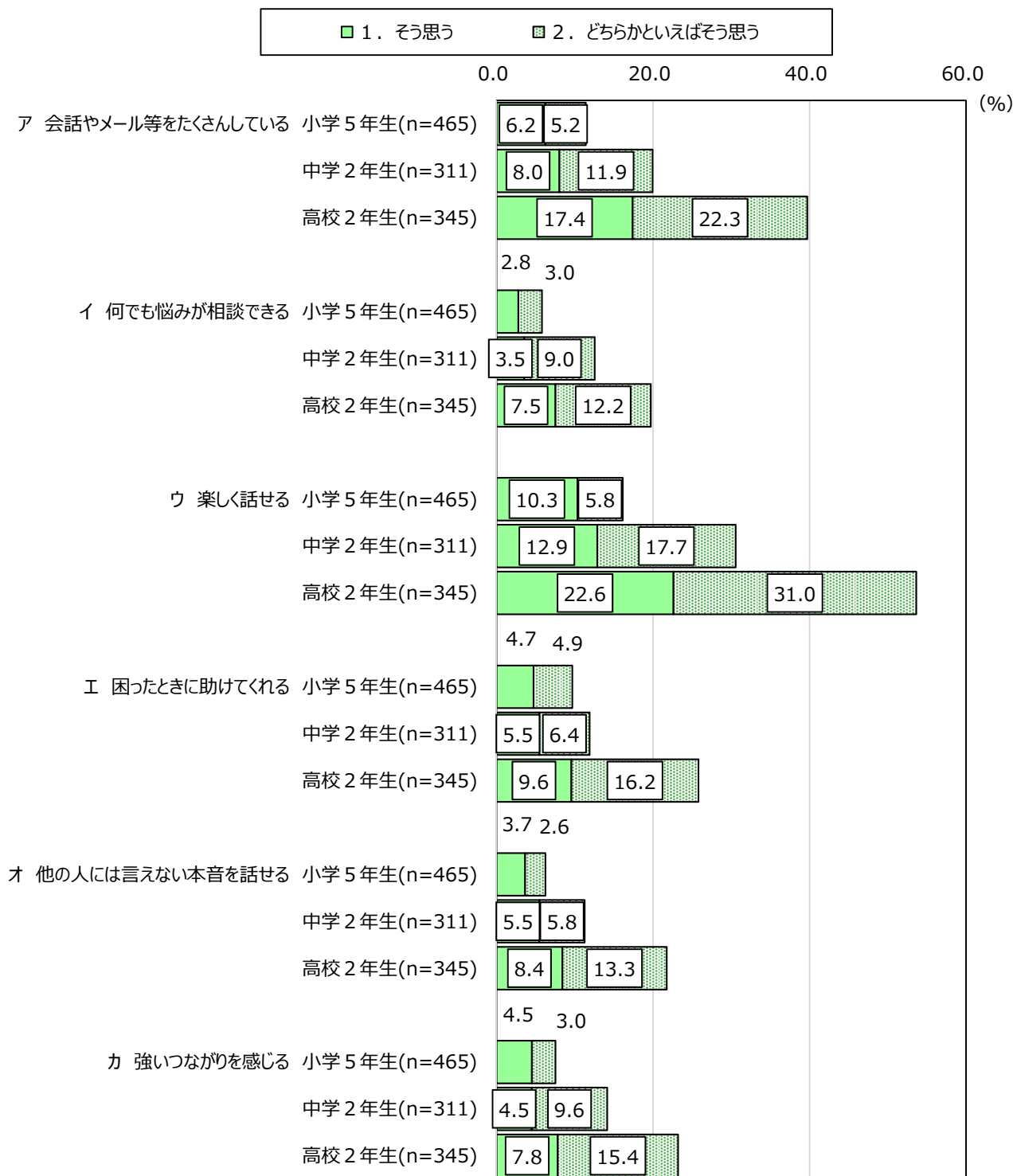
#### 保護者とのかかわり



学校の友人とのかかわり



インターネット上の人やSNS等のグループ

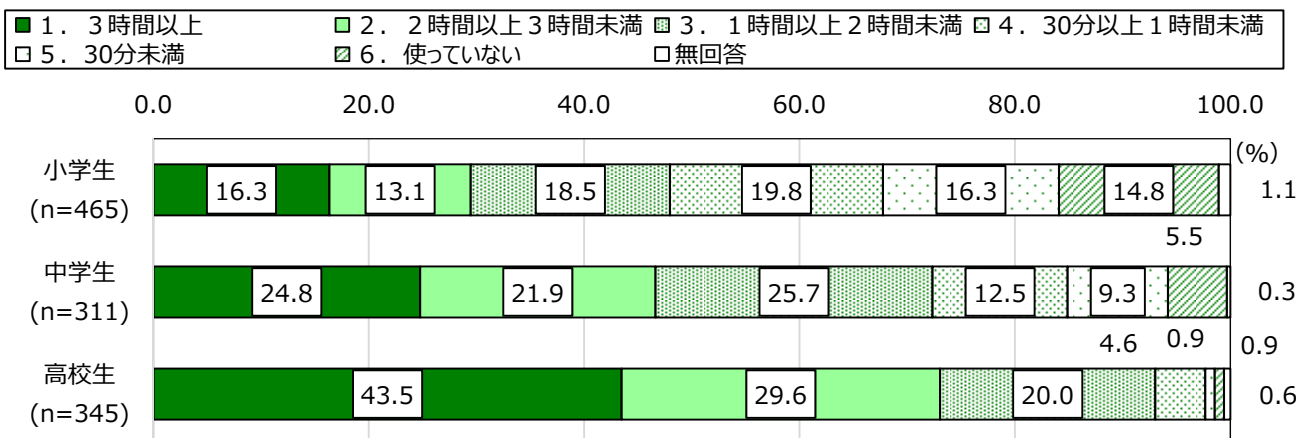


## ② インターネット（スマートフォン含む）の使用状況

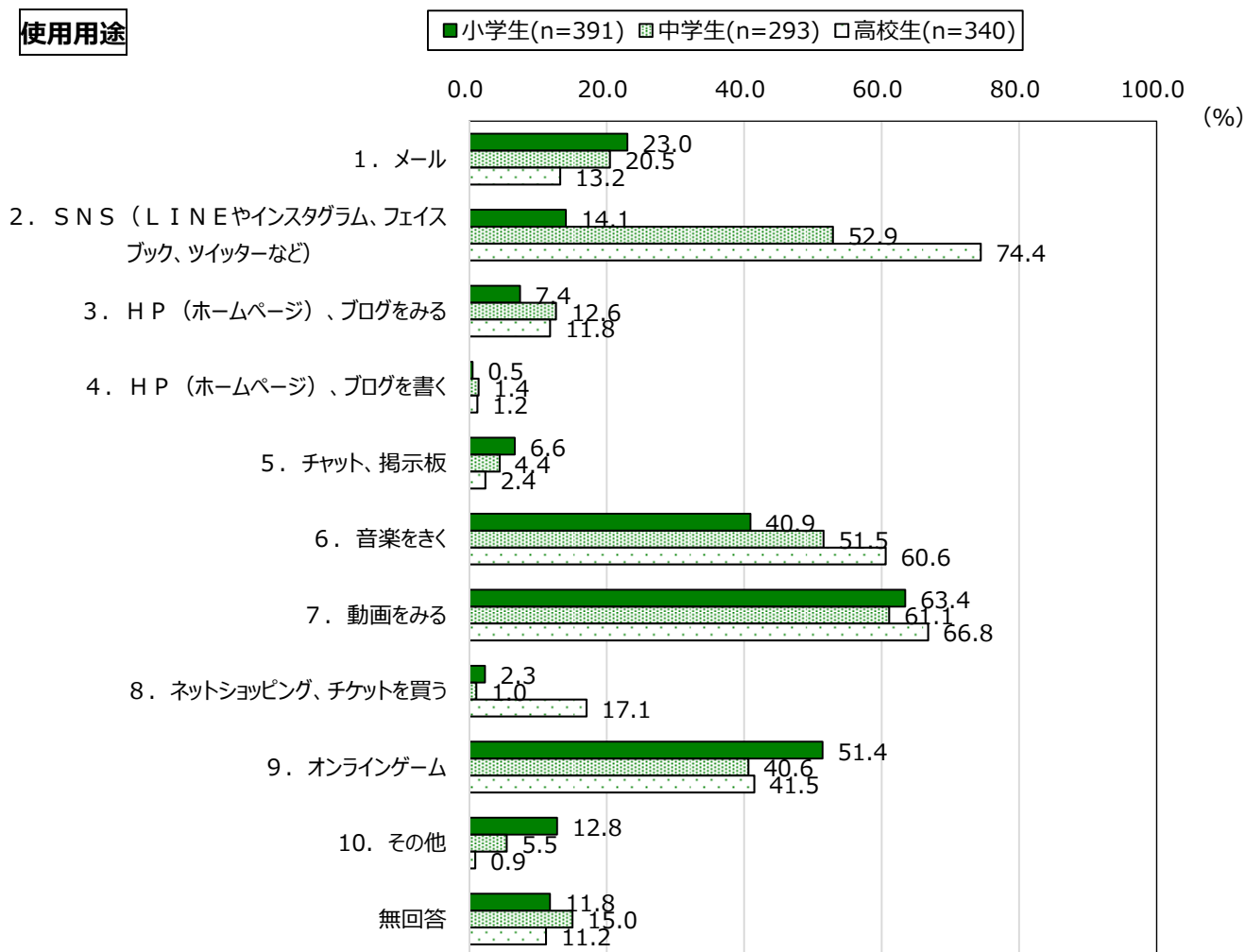
子どもの年齢があがるにつれ、1日のインターネットの利用時間が増加しています。

高校生になると、「3時間以上」と回答した割合が43.5%となり、1時間以上使用していると回答した割合が9割を超えています。インターネットの使用目的ですが、小学生、中学生においては、「動画を見る（選択肢7）」と回答した方の割合が最も高く、高校生においては、「SNS（選択肢2）」と回答した方の割合が最も高くなっています。

### 1日の使用状況



### 使用用途



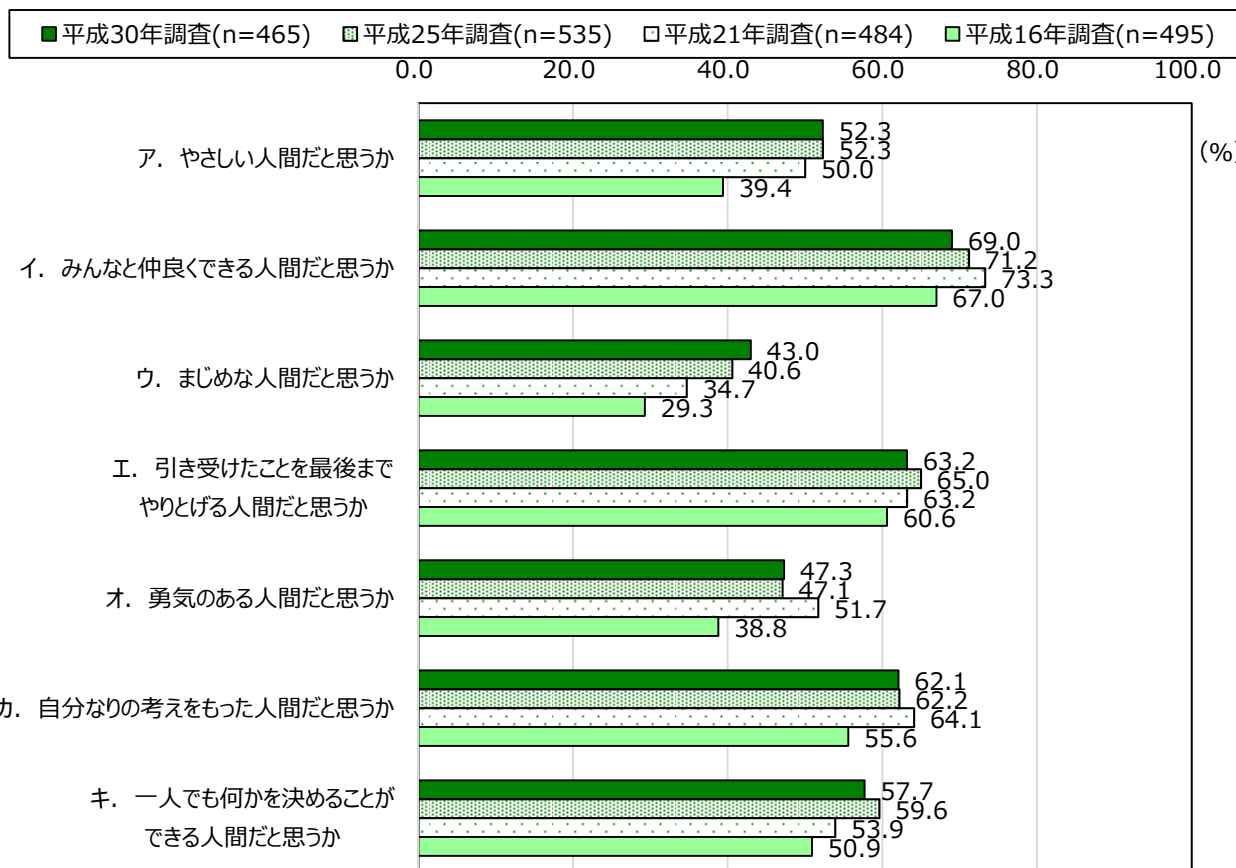


### ③ 子どもの自己評価

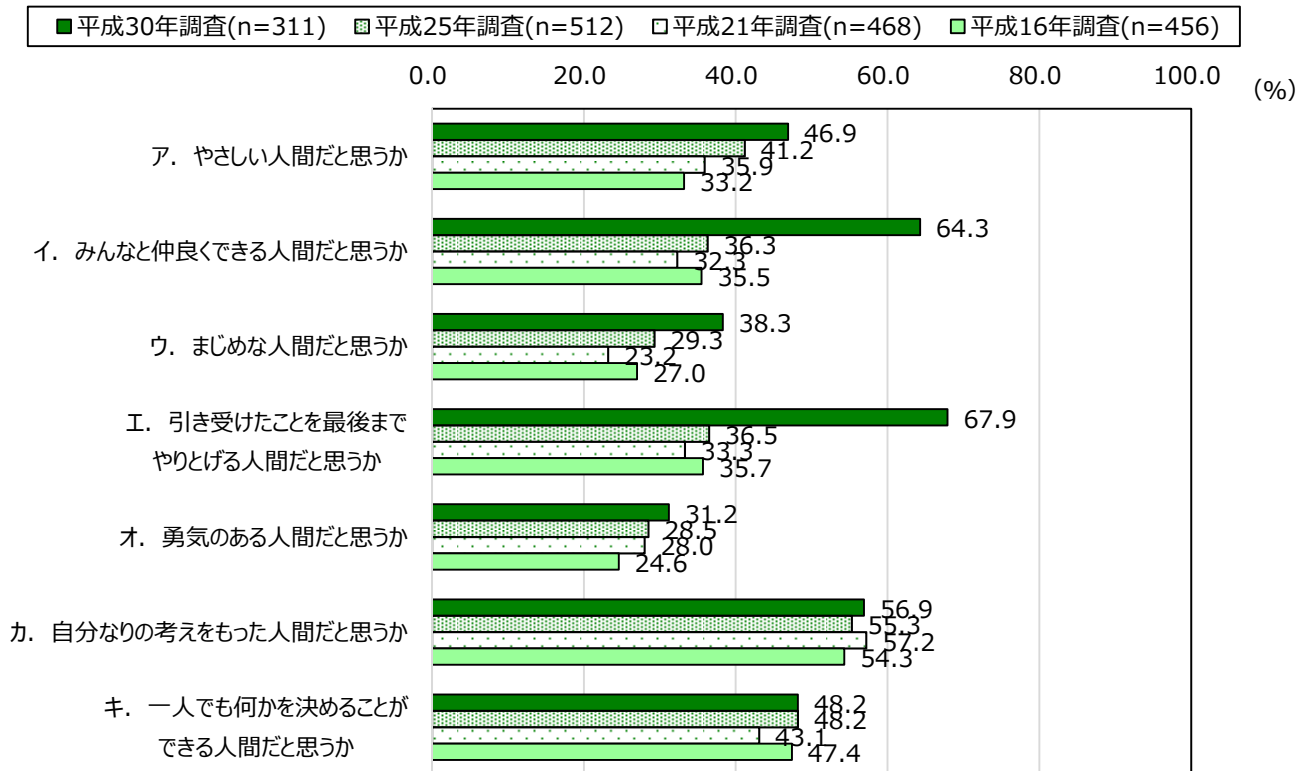
小学生、中学生、高校生全てで「みんなと仲良くできる人間だと思う」と「引き受けたことを最後までやりとげる」ことが、最も高くなっています。

過去の調査と比較すると、小学生は「まじめな人間だと思う」と回答した割合が増加傾向となっています。

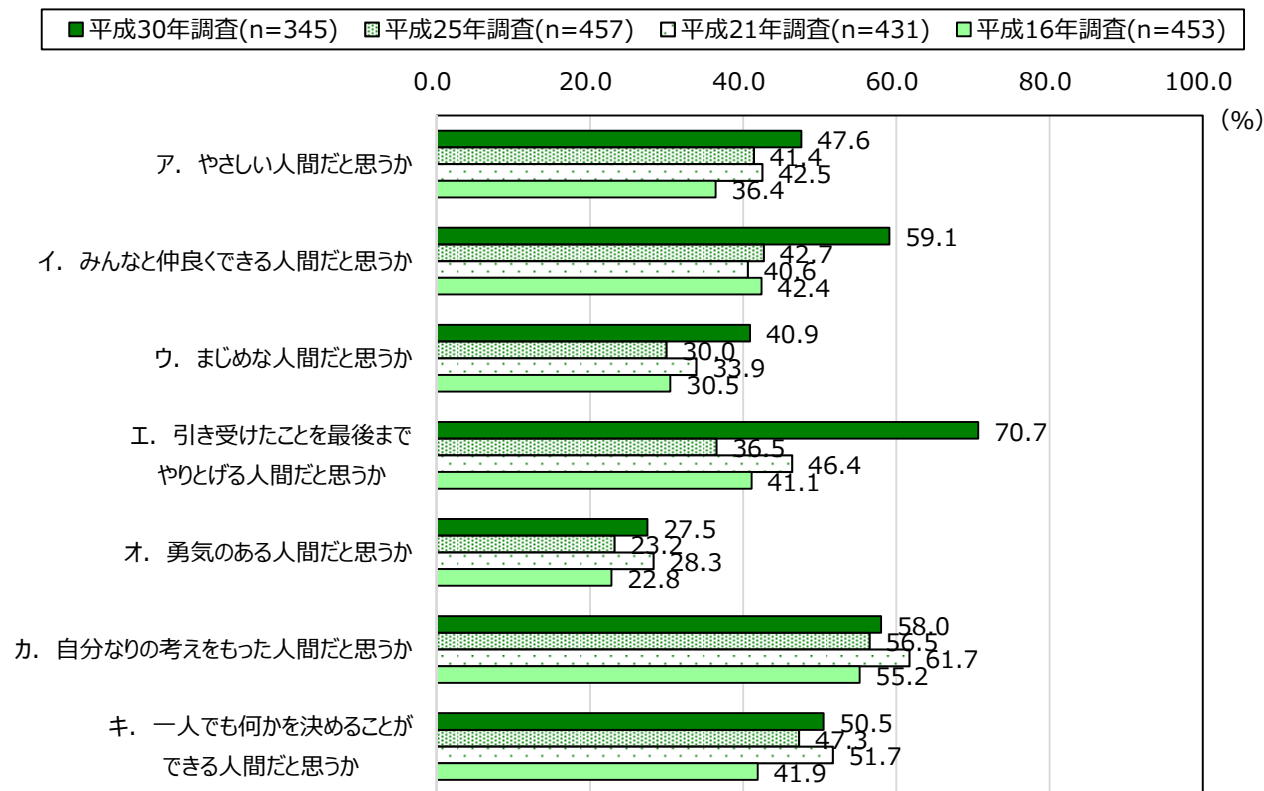
#### ■ 自己評価（小学5年生の経年比較）



■自己評価（中学2年生の経年比較）

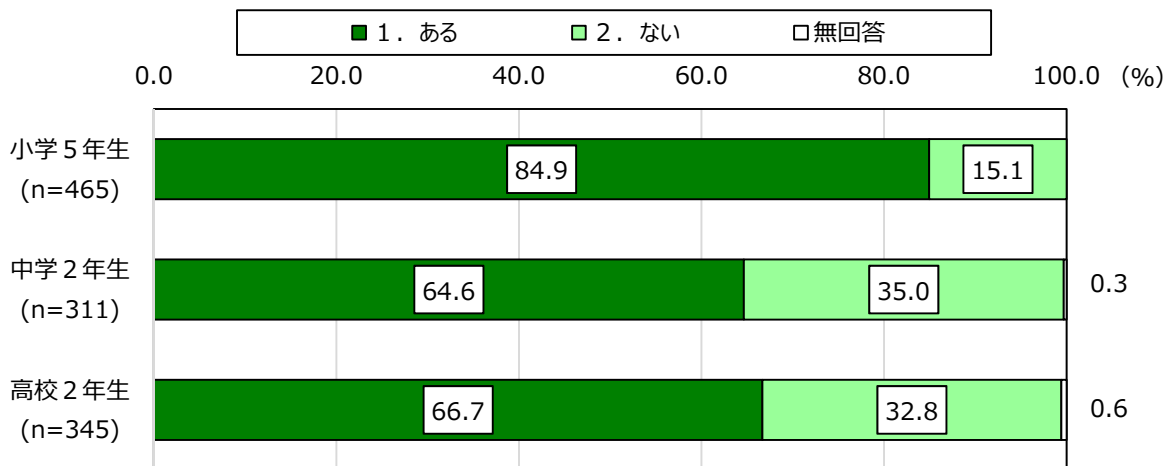


■自己評価（高校2年生の経年比較）



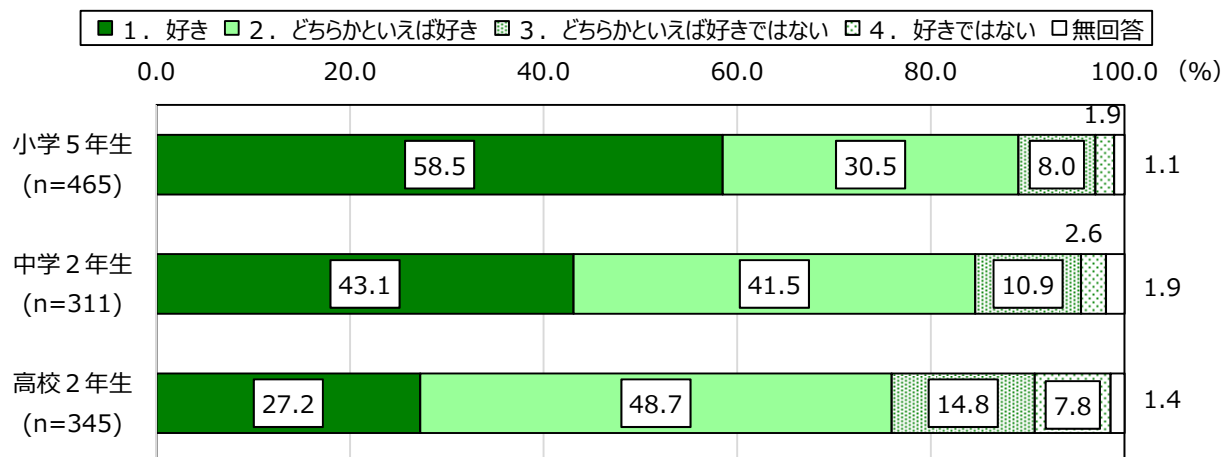
④ 将来について

将来の夢が「ある」と回答した割合は、小学5年生は8割を超えている一方、中学2年生や高校2年生になると大きく低下しています。



⑤ 松戸市について

「松戸市が好きか」について、子どもの年齢があがるにつれ、好意的な回答をした割合（「好き」と「どちらかといえば好き」の合計）は減少しています。

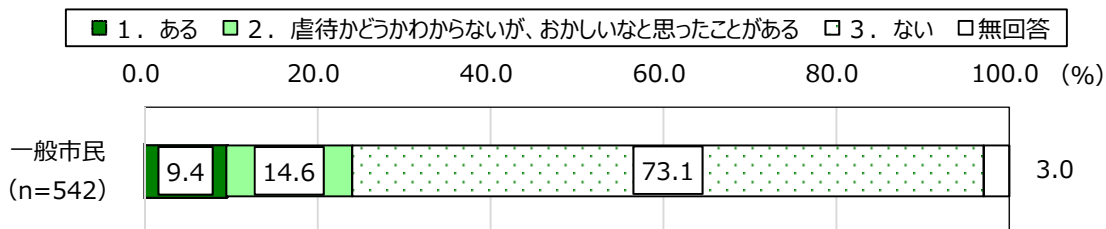


### 3 一般市民調査結果

#### ① 虐待について

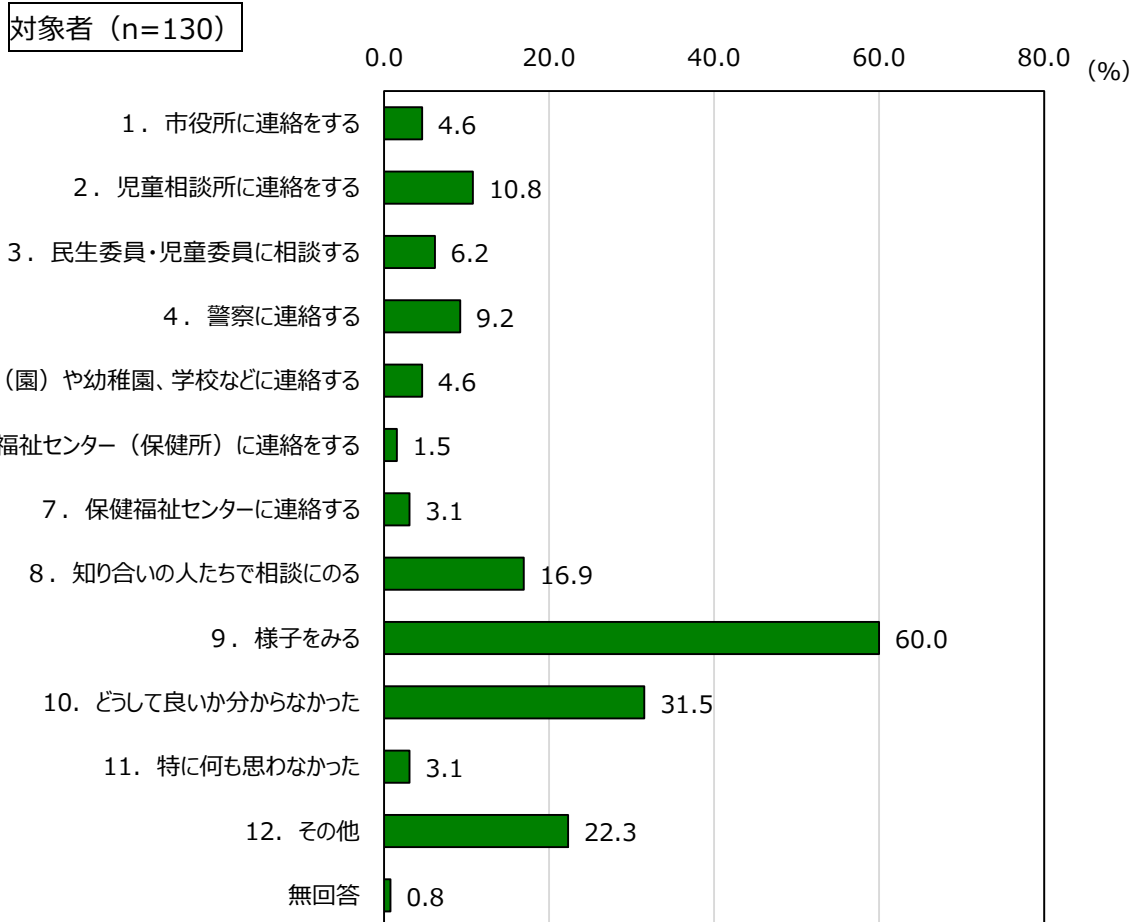
##### 身近なところで虐待かもしれないと感じた経験

身近なところで虐待かもしれないと思ったことが、「ある（選択肢 1）」もしくは「虐待かどうかはわからないがおかしいと思ったことがある（選択肢 2）」の回答割合の合計は、24.0%となっています。



##### その時の対応方法

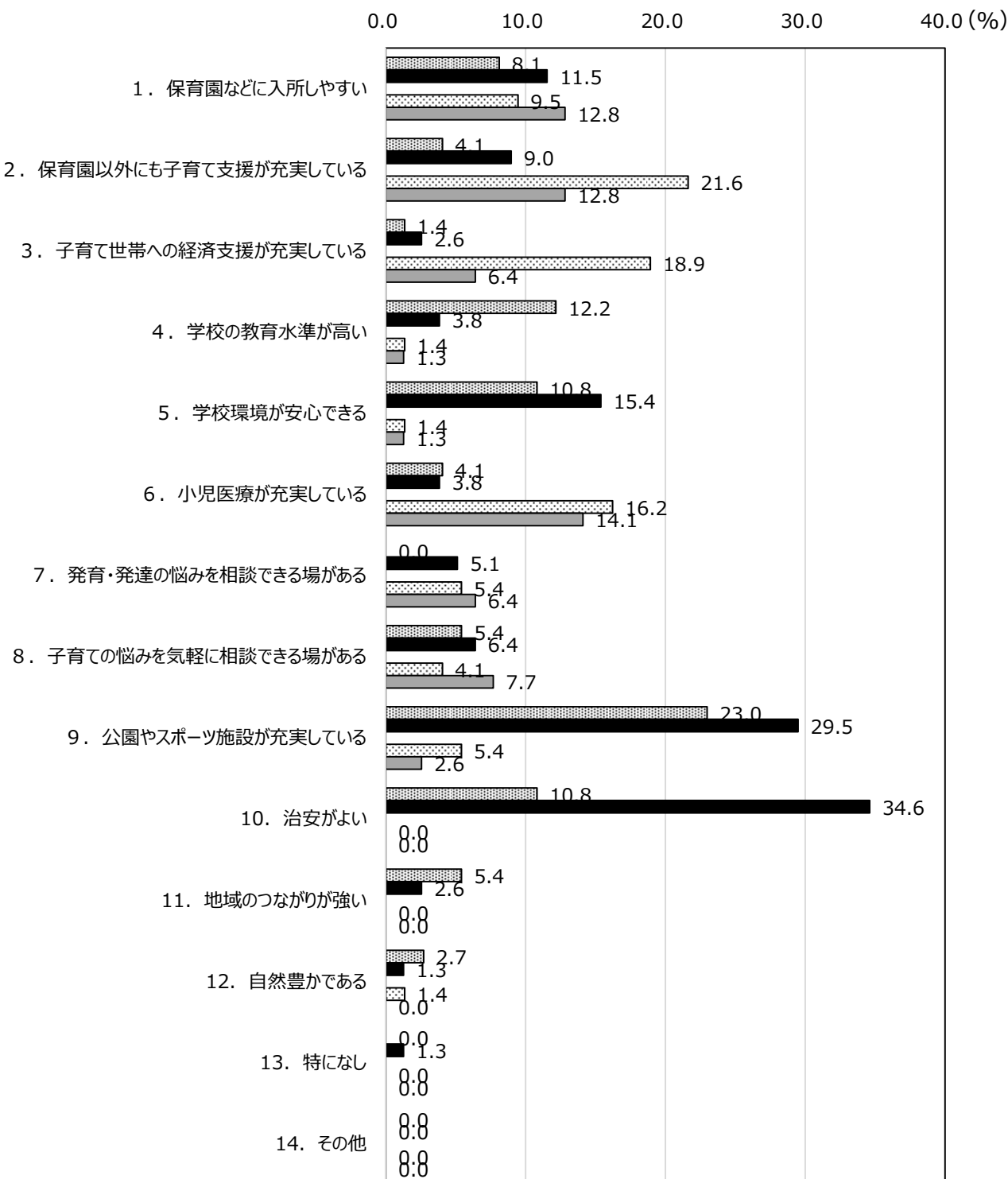
虐待かもしれないと感じた際の対応として、「様子を見る（選択肢 9）」の回答割合が最も高くなっています。次いで、「どうして良いか分からなかった（選択肢 10）」の回答割合が高くなっています。



## 4 転出世帯調査結果

### ① 転出先と本市との比較

転出先の方が良かったこととしては、「治安（選択肢 10）」や「公園やスポーツ施設（選択肢 9）」の回答割合が高くなっています。一方、本市の方が良かったこととしては、「子育て支援（選択肢 2）」、「経済支援（選択肢 3）」、「小児医療（選択肢 6）」の回答割合が高くなっています。



## 第4節 第1期松戸市子ども総合計画の達成状況

(今後作成予定)

- ・第1期計画の評価
- ・5～10年における子ども・子育て支援サービスの提供状況（年表）

# 第3章

## 計画の基本的な 考え方



## 第1節 基本理念

本計画の基本理念を以下のように定めます。

ちから  
～子ども力でつながる未来～

## 第2節 基本目標

基本理念を具体化し、目指す方向を示すものとして、以下のとおり3つの基本目標を掲げます。



### 子どもの力

子どもの権利が尊重され、  
心豊かに育つことができる



### 家庭の力

家庭の子育て力が向上し、  
安心して子育てができる



### 地域の力

地域の特色と活力を活かし、  
子どもと子育て家庭を支える



「子ども・家庭・地域がそれぞれに力を発揮しつながることで、全ての子どもの育ちが支えられ、夢と希望にあふれた子どもが活躍できる街づくり」を行政、各関係団体、地域とともに実現します。

子どもは、生まれながらにしてさまざまな固有の権利を有し、かけがえのない存在であり、社会の希望、すなわち「未来の力」となります。子どもの権利が尊重され、全ての子どもが社会に見守られながら、自立した大人へと成長できるよう、子どもが本来もっている育つ力を最大限に生かし、子どもが主役となる街「まつど」を目指します。

子どもが健やかに育つためには、愛情と安心して過ごせる家庭環境がとても大切です。家庭の孤立感や不安感、負担感を軽減し、子どもの成長を喜び、子育てを通して心豊かな人生を送ることができるような支援を推進します。

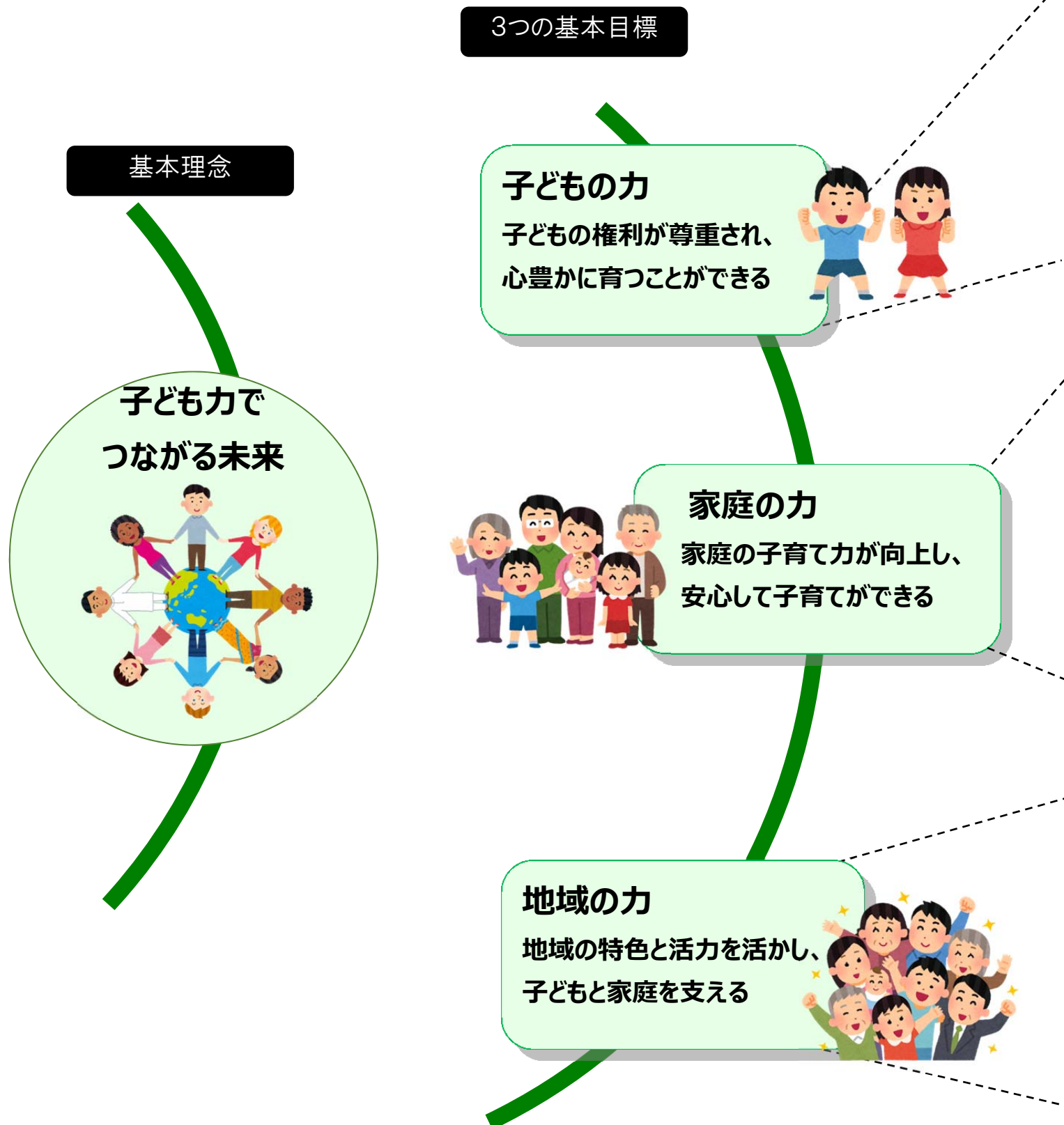
子育て家庭が安心して子育てができ、必要な支援を受けながら子育てに楽しみや喜びを実感できる街「まつど」を目指します。

子育て家庭が地域で安全に安心して子育てしながら暮らすことができるように、地域づくり、住環境づくり、災害や防犯対策を推進します。

地域の一人ひとりが子育て支援の重要性に関心と理解を深め、子育てに関わる多くの人々が、子どもを通じて地域とつながる街「まつど」を目指します。

## 第3節 施策の体系

基本理念と3つの基本目標に基づき、12の基本施策と34の施策を展開します。  
また特に重点に取り組むべき17の施策については、「重点施策」に位置付けています。



12の基本施策

34の施策、うち17の重点施策

※塗りつぶし部分が重点施策

1	乳幼児期から心豊かに成長できる	施策 1-1	乳幼児期から多様な体験ができる環境を提供する
		施策 1-2	乳幼児期の教育・保育環境を充実させる
		施策 1-3	幼稚園・保育所（園）・小学校との連携を推進する
2	青少年の健やかな成長と自立を支援する	施策 2-1	新・放課後子ども総合プランを推進する
		施策 2-2	地域における子どもの居場所づくりを推進する
		施策 2-3	青少年に多様な体験や交流、学びの機会を提供する
3	さまざまな課題や困難さを抱える子ども・若者を支援する	施策 3-1	子どもの不安や悩みを解消する
		施策 3-2	障害や発達不安などを抱える子どもの自立を支援する
4	全ての子どもの権利が尊重される	施策 4-1	子どもが参画できる機会を充実させる
		施策 4-2	児童虐待の予防・防止対策を推進する
		施策 4-3	子どもの未来応援（貧困対策）を推進する
		施策 4-4	外国籍の子どもへの支援を充実させる
5	妊娠・出産期から安心して子どもを産み育てられる	施策 5-1	安心して妊娠・出産できる支援体制を充実させる
		施策 5-2	親子の健康づくりを推進する
		施策 5-3	妊娠期から出産、子育てまでの医療体制を充実させる
6	子育ての充実感を持つことができる	施策 6-1	子どもの育ちについて学ぶ機会を提供する
		施策 6-2	親子のコミュニケーションを育む機会を提供する
		施策 6-3	出産や子育てに関する情報発信を充実させる
		施策 6-4	家族が協力して育児ができるよう支援する
7	家庭の孤立や不安を解消する	施策 7-1	妊娠・出産・育児に関する相談を充実させる
		施策 7-2	多様な保育コースに対応できる地域の子育て支援を充実させる
		施策 7-3	就労支援を推進する
8	社会的支援が必要な家庭を支援する	施策 8-1	生活基盤の安定のために経済的な支援を推進する
		施策 8-2	ひとり親家庭への支援を推進する
		施策 8-3	外国籍の家庭への支援を推進する
		施策 8-4	障害や発達不安などを抱える子どもの家庭を支援する
9	子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らせる	施策 9-1	安全対策や防災対策を強化する
		施策 9-2	親子が安心して外出できる環境を整備する
10	子どもが地域でいきいきと成長できる	施策 10-1	子どもが地域で交流できる機会を増やす
		施策 10-2	青少年が社会に関わる機会を増やす
11	子ども・子育て支援の支援者ネットワークを強化する	施策 11-1	地域で子育て支援に関わる個人・団体との連携を強化する
		施策 11-2	地域の人子どもと関わる機会を増やす
12	子どもと子育て家庭を地域全体で応援する	施策 12-1	企業や学校等との連携を推進する
		施策 12-2	子どもや子育て家庭に関心を持つ人を増やす



# 第4章

## 施策の方向





## < I > 子どもの力

～子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる～

### 目指すべき方向性

子どもは、生まれながらにして様々な固有の権利を有し、かけがえのない存在であり、社会の希望、すなわち「未来の力」となります。子どもの権利が尊重され、全ての子どもが社会に見守られながら、自立した大人へと成長できるよう、子どもが本来もっている育つ力を最大限に生かし、子どもが主役となる街「まっつど」を目指します。

### 基本目標 1 「子どもの力」における基本施策

- ・基本施策 1 乳幼児期から心豊かに成長できる
- ・基本施策 2 青少年の健やかな成長と自立を支援する
- ・基本施策 3 様々な課題や困難さを抱える子ども・若者を支援する
- ・基本施策 4 全ての子どもの権利が尊重される

### 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）について

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、18歳未満の全ての子どもを対象に、子どもの基本的人権を守るために、1989年の国連総会で採択され、日本は1994年4月に批准しました。

この条約は大きく分けて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとしています。

#### 1 生きる権利

- ・防げる病気などで命をうばわれないこと。
- ・病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

#### 2 育つ権利

- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- ・考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

#### 3 守られる権利

- ・あらゆる種類の虐待（ぎゃくたい）や搾取（さくしゅ）などから守られること。
- ・障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

#### 4 参加する権利

- ・自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。



## 基本施策1 乳幼児期から心豊かに成長できる

### 目指す姿

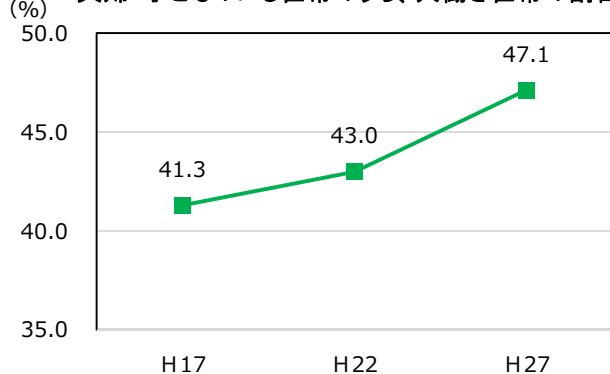
- 乳幼児期から多様な体験を通じ、子どもが生きる力の基礎を育むための環境が整えられています。
- 保護者の就労状況に関わらず、全ての子どもにとって健やかに成長できる幼児教育・保育環境が充実し、子どもが心豊かに成長できます。
- 子どもの成長を途切れることなく支えるため、幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校で円滑な接続がされています。

### 現状と課題

- 海外の多くの研究からも、充実した保育・幼児教育を受けることが、子どもの将来に良い影響があることがわかっています。乳幼児期から人との関わり合いや、遊びを通じて楽しめる空間や体験ができる環境づくりがさらに必要です。
- 共働き家庭の増加により、子どもが家庭にいる時間が減少しています。基本的な生活習慣や豊かな情操、他人への思いやりや社会的マナーなど、子どもが学ぶべきことは、家庭が出発点となりますが、家庭だけではなく地域の資源を活用し、子どもの育ちについて考えていく必要があります。
- 社会的な課題である保育所の待機児童問題に関して、本市は、平成28年度から4年連続で4月時点の国基準の待機児童ゼロを継続しております。その一方、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が始まったことで、利用希望に変化があるものと考えられます。保護者の就労意向を支えられる供給体制を検討する必要があります。
- 幼稚園や保育所（園）で生活していた子どもが、小学校に入学し、環境の変化による様々な違いに出会います。小1プロブレム（教科学習に集中できない、教員の話が聞けない、困っていることを伝えられないなど）といわれる姿や、できるのに小さい子として扱われ、自信を失う子どもがいます。こうした課題に対し、円滑に、就学後の生活に移行できるよう幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校の連携強化の取り組みを行っており、今後も発展しながら継続していく必要があります。

### データ

夫婦・子どものいる世帯のうち、共働き世帯の割合



出典：国勢調査

幼保小の交流関連データ



## 施策1-1. 乳幼児期から多様な体験ができる環境を提供する

### 施策の方向

乳幼児は、身近な環境（人、自然、事物、出来事など）に興味・関心を持ち、多様な体験を通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促されます。このため、乳幼児期から人との関わり合いや遊びを通じて楽しめる空間や体験ができる環境づくりを進めていきます。

また、親同士の交流や相談支援体制を充実させることで、親の子育てにかかる負担感や孤立感の軽減を図り、乳幼児期の子どもの成長を支援します。

### 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
1 新規	ブックスタート事業の実施	全ての乳児に「ブックスタート・パック」を提供し、絵本を通じて乳児と保護者のゆったりとした心ふれあひとときを持つきっかけを作ります。	幼児教育課
2 事業計画	地域子育て支援拠点事業 (おやこDE広場・子育て支援センター)	保護者の孤独感や負担感を軽減するため、概ね0歳から3歳までの乳幼児と保護者向けに無料開放されている施設です。育児相談や子育て講座なども行います。	子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)
	子ども・子育て支援事業計画にて拠点数や利用者数を計画		
3	保育所(園)や幼稚園での地域交流	保育所(園)や幼稚園では、児童と地域の乳幼児との交流、行事への参加、子育ての相談などを行っています。	保育課/幼児教育課
4	子ども読書推進センター・子ども図書館での読み聞かせ	図書館や子ども読書推進センターでは乳幼児とその保護者を対象に絵本の読み聞かせと手遊びを楽しむ「おはなし会」を定期的に開催します。	図書館
5	家庭教育支援業務	幼児家庭教育パンフレットの配布や映像配信、講演会などを通じて、家庭教育の大切さについて普及啓発します。	生涯学習推進課
6	地区社会協議会の子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施しています。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会(地域福祉課)
7	女性センターの個育てサロン	個性を育む絵本や雑誌・図書を親子で閲覧したり、他の親子と交流したりする場を提供しています。	男女共同参画課

## 施策1-2. 乳幼児期の教育・保育環境を充実させる

## 重点施策

## 施策の方向

共働き家庭の増加に伴い、希望する全ての家庭が安心して子どもを預けることができるように、幼児教育・保育施設の整備を計画的に行っていきます。乳幼児期は、子どもの生涯にわたる人間形成にとって、極めて重要な時期であり、幼児教育・保育施設はその生活時間の多くを過ごす場であるため、人的環境及び物的環境に留意し、子どもの成長を支援していきます。また、保護者のニーズも多様化していることから、特色ある教育・保育環境の提供にも取り組みます。

## 主な事業

No.	事業名	事業概要		担当課名
8 事業計画	保育所（園）の整備	民間の活力を活かし、保育需要に応じた認可保育所の整備を推進します。また、児童の安全確保のため、保育所の耐震対応などの老朽化対策を推進します。		保育課
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	子ども・子育て支援事業計画にて利用人数を管理			
9 事業計画	小規模保育施設の整備	保育需要に応じて、0～2歳のお子さんを対象に、少人数（定員6～19人）で預かる小規模保育事業を整備します。		保育課
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	子ども・子育て支援事業計画にて利用人数を管理			
10 事業計画	保育所への巡回（多様な主体の参入促進事業）	保育の質の確保や重大事故防止のために、保育所・小規模保育施設・認可外保育施設へ、利用支援コンシェルジュが巡回指導を行います。		保育課
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	利用支援コンシェルジュによる施設への巡回件数	183	（検討中）	（検討中）
11 事業計画	幼稚園の預かり保育の整備	幼児教育・保育の無償化にともなうニーズ量の変化に対応しながら、働いている世帯のお子さんが幼稚園を利用できるよう、幼稚園の通常時間以外に長時間の保育を行う預かり保育を推進します。		幼児教育課
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	子ども・子育て支援事業計画にて利用人数・施設数を管理			

No.	事業名	事業概要		担当課名
12 事業計画	認定こども園の推進	保護者の就労状況などに関わらず、子どもが地域で継続して通うことができるように、認定こども園の普及に努めます。		保育課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
子ども・子育て支援事業計画にて利用人数を管理				
13 新規	「松戸市保育所保育の質のガイドライン」の運用	市内の保育事業に関わる全ての人々が共通理解を深め、生き生きと保育を行うと共に保育の質の向上に取り組み、子どもの健やかな成長を支えていくことを目指し、保育所保育の質のガイドラインの運用を進めます。		保育課
14 新規	楽しい英語あそび事業	異文化体験や国際交流により幼児期の子どもの豊かな人間関係を育むとともに将来の国際化社会に対応できる人材育成を図るため、公立保育所の5歳児を対象に、月1回、英語体験活動を実施します。		幼児教育課
15 新規	幼児外国語活動補助金	異文化体験や国際交流により幼児期の子どもの豊かな人間関係を育むとともに将来の国際化社会に対応できる人材育成を図るため、外国語を使った活動を実施する幼稚園、保育園及び認定こども園の設置者に対し補助金を交付し、活動を振興します。		幼児教育課
16 新規	保育士確保事業の実施	働く保育士を応援するために、松戸手当の支給、また保育士を目指す方へ、保育士になるための修学資金の援助、修学資金など貸付事業を実施しています。		保育課
17 新規	保育施設の定期監査の実施	施設の基準や運営に関する基準が守られているかを検査し、基準を満たしていない場合に改善指導を行います。		保育課



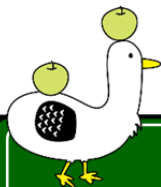
まっどコラム

## 楽しい英語あそび

本市では、平成28年9月から全17の公立保育所においてネイティブ講師による英語あそびの活動を実施しています。

異文化体験を通じて豊かな人間性を育み、小学校からの英語教育につなげていきます。

全公立保育所で一斉に英語あそびの活動を取り入れるのは、人口30万人以上の自治体では、全国初となります。



まっどコラム

## 保育所保育 質のガイドライン

保育施設が多様化する中、保育を必要とする子どもたちへ質の高い保育の提供ができるよう、本市では平成29年に「松戸市 保育所保育 質のガイドライン」を策定しました。保育所（園）だけでなく、小規模保育事業等も対象としており、市内の保育事業に関わる全ての人々が共通理解を深め、保育の質の向上に取り組むことを目指しています。



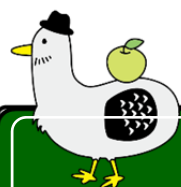
## 施策1-3. 幼稚園・保育所（園）・小学校との連携を推進する

### 施策の方向

小学校入学時の円滑な接続・連携を推進するため、幼稚園、保育所（園）、認定こども園と小学校の職員による参観や意見交換などを通じて、それぞれが果たすべき役割を尊重しつつ、知識やノウハウを伝え合うことで、子どもや保護者に関する課題を共有していきます。また、小学校へ入学するまでに、入学後に必要な「生活する力」、「人と関わる力」、「学びの芽（知的好奇心）」を培い、スムーズに小学校生活に向かうことができるよう、幼児教育・保育の総合的なあり方を研究していきます。

### 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
18	幼・保・小の職員による情報交換	幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校の職員間の情報交換の機会を確保します。	幼児教育課
19	年長児童の小学校見学（幼保小交流事業）	幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校の連携を深め、相互の施設見学、交流などの実施を推進します。	幼児教育課／各小学校（指導課）
20	就学接続期の教育・保育に関する研究の促進	幼稚園・保育所（園）・認定こども園における、小学校との就学接続期の保育についての研究を促進します。	幼児教育課／保育課



まつどコラム

### 幼保小連携

子どもの連続した育ちと学びを支援する一環として、幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校との連携を進めています。

幼保小の情報交換による顔の見える関係性づくりや、交流事業等、小学校への円滑な接続のための取り組みを進めています。

#### 松戸市の幼保小連携の取組み

◎取組みイメージ

子どもの育ちと学びの連続性



◎方向性

- 取組み1 全施設における交流状況の「見える化」（アンケート調査）
- 取組み2 幼保小交流モデル事業の実施
- 取組み3 幼保小情報交換会の開催

平成30年度幼保小連携情報交換会

## 基本施策2 青少年の健やかな成長と自立を支援する

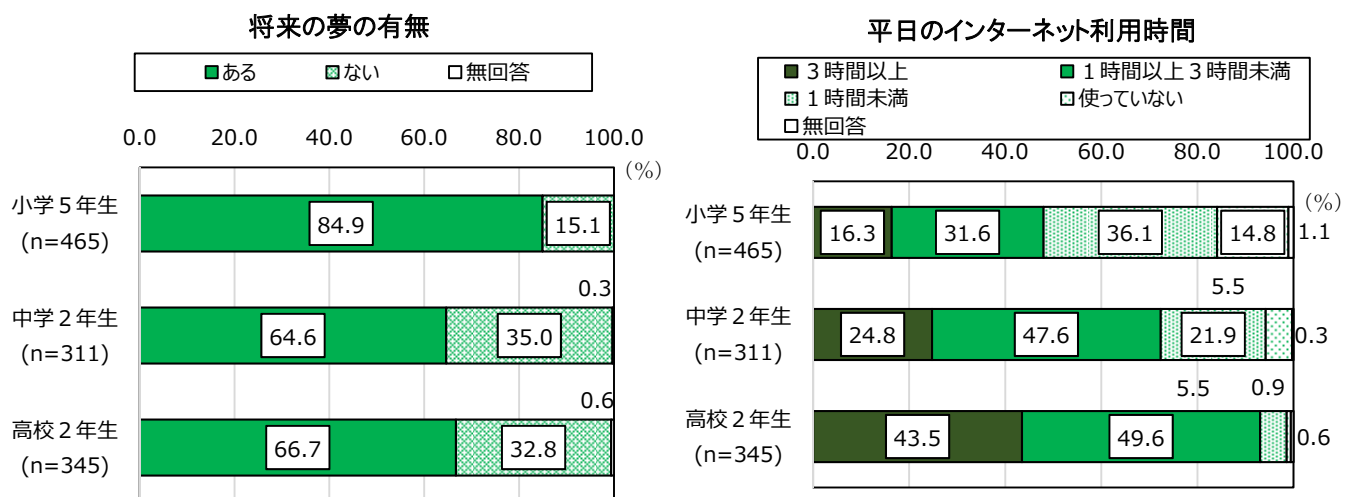
### 目指す姿

- 青少年が夢や希望を持って健やかに成長し、将来にわたって自立・活躍できるよう、学び場や遊ぶ場が充実しています。
- 家庭や学校以外においても、地域の多世代の人々と関わりながら、様々な体験活動や交流を通じて、生きる力を育てています。

### 現状と課題

- 共働き家庭が増加するなか、小学校における放課後児童クラブと放課後 KIDS ルームの利用児童数が増加しており、放課後 KIDS ルームの全小学校への設置も含めて、整備を拡充していく必要があります。放課後児童クラブについては、平成 31 年度から、補助事業から委託事業へ運営形態を変更しています。今後も、質の向上を図りながら、放課後児童クラブと放課後 KIDS ルームの一体化に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 地域コミュニティのつながりが希薄化し、子どもが地域の中で様々な人とふれあう機会が少なくなっています。家庭や学校だけでなく、地域社会の様々な人や資源に接することで、学びや体験の機会につながり、住む場所への愛着形成や、新たな自分を発見する機会にもつながります。
- インターネットや SNS など利用が伸びており、子どもの遊び方やコミュニケーションの取り方が変化していることから、適切な利用に向けた対応が必要になっています。

### データ



出典：松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成 30 年度)



## 施策2-1. 新・放課後子ども総合プランを推進する

## 重点施策

## 施策の方向

全ての小学生が放課後を安心・安全に過ごし、放課後の活動と交流を通じた学びや体験の機会を確保するため、放課後児童クラブと放課後 KIDS ルームの両事業を推進していきます。その運営にあたっては、「安全な居場所であること」、「子どもの成長支援の場であること」、「保護者の就労と育児の両立を支援する場であること」という視点をもとに推進していきます。

## 主な事業

No.	事業名	事業概要		担当課名
21 事業計画	放課後児童クラブ事業	保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童を放課後に預かり、児童の健全な育成を図ります。		子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	子ども・子育て支援事業計画にて管理			
22 事業計画	放課後 KIDS ルーム事業	放課後などに学校の図書室などを利用して、児童の居場所を提供します。読書や宿題、自習や体験活動を行うことができます。		子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	子ども・子育て支援事業計画にて管理			
23 事業計画	新・放課後子ども総合プラン一体型事業	全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後 KIDS ルームの計画的な整備を進めます。		子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	子ども・子育て支援事業計画にて管理			

施策2-2. 地域における子どもの居場所づくりを推進する

重点施策

施策の方向

共働き家庭が増加し、子どもの放課後の過ごし方が多様化するなかで、全ての子どもにとって、ありのままの自分を肯定的に受け入れられる場所や安心して過ごすことができる場所が必要です。このため、子どもの成長過程に応じて、様々な体験活動や子ども同士の交流が図られるような居場所づくりを推進します。

主な事業

No.	事業名	事業概要		担当課名
24 重点事業	児童館・こども館事業	18歳までの子ども達が自由に遊び楽しい体験ができるように様々な行事などを提供します。また、市内の公共施設に出向いて実施する移動児童館や、こども館も実施しています。こうした児童館機能をもった施設の機能拡充を図ります。		子どもわかもの課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	① 常盤平児童館のセンター機能の充実 ② 児童館機能施設の整備	①- ② 3施設	① ②4施設	① ②6施設
25 重点事業	小中高生の居場所づくり	児童館・こども館と青少年会館などの連携を積極的に推進し、子どもの居場所、健全育成の拠点として各地域で共通した機能が提供できるようにします。児童館・こども館事業を拡大、充実するとともに公共施設などを活用した新たな中高生の居場所づくりを推進します。		子どもわかもの課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	中高生の居場所の整備	2施設	3施設	5施設
26 重点事業	こどもの遊び場の整備	こどもの遊び場の整理と活用を図るため、地域のニーズを把握し、既存の遊び場の有効活用を図ると共に、地域が自立的に民間所有の遊休地を有効的に活用できる仕組みづくりを検討します。そして、千葉大学との共同研究として実施します。		子どもわかもの課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	仕組みづくりの検討・千葉大学との共同研究	実施	実施	実施
27	青少年会館居場所事業	夏休みなどの長期休業などを利用して様々な体験プログラムを実施し、地域の大人との交流を通して子ども同士のつながりや仲間づくりを目指した場を提供します。		青少年会館



## 施策2-3. 青少年に多様な体験や交流、学びの機会を提供する

### 施策の方向

子どもの生きる力を育むため、子どもが主体的に遊びを展開しながら、様々な学びや体験の機会につながる取り組みを充実させます。また、子どもが自然や多様な文化、歴史に触れることで、地域に興味や愛着を持つ取り組みも充実させます。インターネットやSNSが発達する中、利用に伴うリスクへの理解を促し、適切な利用に向けた啓発に取り組みます。

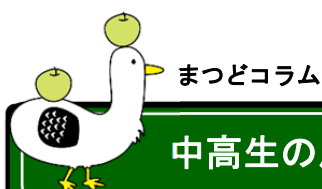
### 主な事業

No.	事業名	事業概要		担当課名
24 再掲 重点事業	児童館・こども館事業	18歳までの子ども達が自由に遊び楽しい体験ができるように様々な行事などを提供します。また、市内の公共施設に出向いて実施する移動児童館や、こども館も実施しています。こうした児童館機能をもった施設の機能拡充を図ります。		子どもわかもの課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	①常盤平児童館のセンター機能の充実 ②児童館機能施設の整備	①- ② 3施設	① ②4施設	① ②6施設
25 再掲 重点事業	小中高生の居場所づくり	児童館・こども館と青少年会館などの連携を積極的に推進し、子どもの居場所、健全育成の拠点として各地域で共通した機能が提供できるようにします。児童館・こども館事業を拡大、充実するとともに公共施設などを活用した新たな中高生の居場所づくりを推進します。		子どもわかもの課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	中高生の居場所の整備	2施設	3施設	5施設
28 重点事業	子どもの学習支援事業	生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上などを目指します。学習支援事業の実施会場を増やすとともに、内容を充実させていきます。		生活支援一課/ 子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	対象生徒の高等学校などへの進学率 (学校基本調査)	98.5%	一般世帯の生徒と同等	一般世帯の生徒と同等

第4章 施策の方向

No.	事業名	事業概要		担当課名
29 重点事業	ゲットユアドリーム事業	中高生が、地域のさまざまな職業や経歴の大人と交流し、多様な価値観に触れ、将来の夢を考える機会を提供します。		子どもわかもの課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	ゲットユアドリーム事業 実施校数の増加	2校	8校	10校
23 再掲 重点事業	新・放課後子ども総合プラン一体型事業	全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後 KIDS ルームの計画的な整備などを進めます。		子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	子ども・子育て支援事業計画にて管理			
27 再掲	青少年会館居場所事業	夏休みなどの長期休業などを利用して様々な体験プログラムを実施し、地域の大人との交流を通して子ども同士のつながりや仲間づくりを目指した場を提供します。		青少年会館
30	青少年会館による青少年教室	小中高生を対象に、青少年自ら、芸術・文化・スポーツにかかわり自己表現活動を深め、学校外の学習に生き生きと取り組む機会として、また親子・地域のかかわりを重視して開催しています。		青少年会館
31	森のこども館事業	21世紀の森と広場の豊かな自然の中で、様々な体験や遊びのできる居場所を提供しています。		子どもわかもの課
32 新規	夢の教室の実施	市立小学校全校5年生を対象に、オリンピック出場経験のあるスポーツ選手、現役サッカー選手をはじめ様々な種目で活躍するアスリート、そのOBやOGらを「夢先生」として学校に迎え、「夢を持つことの大切さ」「仲間と協力することの大切さ」をゲームやトークを通じて子どもたちに伝えていきます。		東京オリンピック・パラリンピック推進課
33 新規	ソーシャルメディアの適切な利用	青少年が社会との関係を維持しながら、インターネットやSNSの適切な利用ができるよう、リスク教育を推進します。		子どもわかもの課
34 新規	子ども夢フォーラムの実施	全ての子どもたちが夢を持ち実現をめざすことができるように、小中学生のスポーツや文化活動の紹介と表彰や発表の場の提供などの支援をします。		子どもわかもの課

No.	事業名	事業概要	担当課名
35	Let's 体験の実施	中学生から20代の青少年が、夏休み期間を活用し、地域のさまざまな課題解決に取り組む市民活動団体の活動現場でボランティア活動を体験します。	市民活動サポートセンター（市民自治課）
36	職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験受け入れ可能な企業リスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援しています。	指導課
37	農業体験活動	子ども農山漁村交流プロジェクトなどのパンフレットなどを配布し、キャリア教育の一部としての体験を支援しています。	指導課
38	職人の技体験活動	キャリア教育の一部として、職人の技を体験できる機会を設けています。	各学校（指導課）



まつどコラム

## 中高生の居場所の充実に向けて

中高生の放課後や休日の過ごし方が多様化するなか、市では、中高生の居場所づくりに力を入れています。

中高生の居場所では、子どもを見守る指導者がいる環境で、安心・安全な場所で放課後や長期休みを過ごす事ができ、自習や読書、友達とおしゃべりができます。



## 基本施策3 様々な課題や困難さを抱える子ども・若者を支援する

### 目指す姿

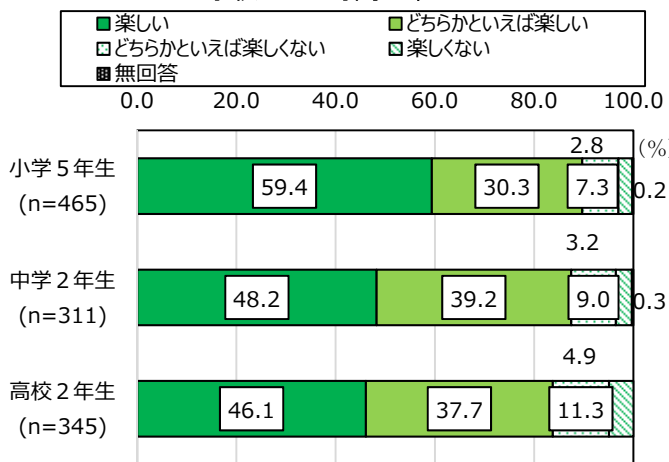
- 多様な課題や困難さを持つ子どもを支援し支えあうことで、子どもが安心して成長します。
- 子どもや子育て家庭を支える支援者のネットワークが充実し、課題に対して早期に対応することで、子どもの本来持つ力が発揮できます。

### 現状と課題

- 子どもが自立し、社会に参加していくには、様々な課題や困難があります。そうした悩みについて、子ども自身が相談に来るのを待っているだけでは、本来支援が必要な子どもにアプローチできないことが考えられます。また、複合的な課題を抱える子どもに対する支援体制も検討する必要があります。
- 本市は児童発達支援センターおよび児童発達支援事業所があり、また、障害者支援の事業所も増加傾向にあります。事業所数は充実してきているため、質の確保に取り組む必要があります。
- 子どもの発達に遅れがみられた場合、早期に診断を受け支援につなげる必要がありますが、保護者の障害受容など配慮を要する問題もあり、きめ細かな対応が求められます。

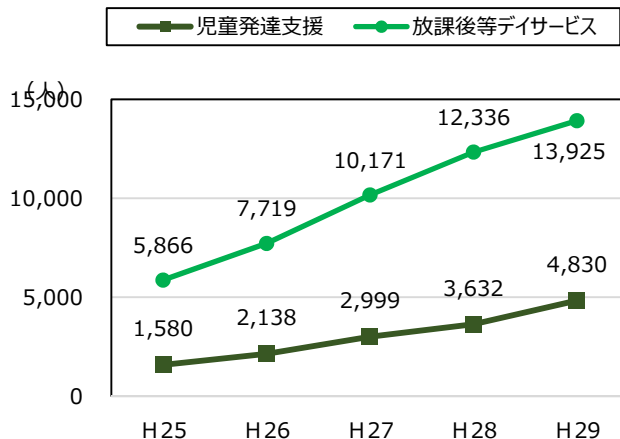
### データ

学校にいる時間が楽しいか



出典：松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成30年度)

児童発達支援・放課後等デイサービス利用者数



出典：松戸市 障害福祉課資料

## 施策3-1. 子どもの不安や悩みを解消する

## 重点施策

## 施策の方向

子どもが成長していく過程の中で、友だちのこと、家族のこと、勉強や将来のことについて、不安に感じたり悩んだりしたときに、子ども本人から安心して相談できるよう、身近な大人や地域の大人たちが子どもの悩みや不安を受け止める体制を整え、様々な機関の相談先について情報提供を充実するとともに、支援者間の連携を深めます。

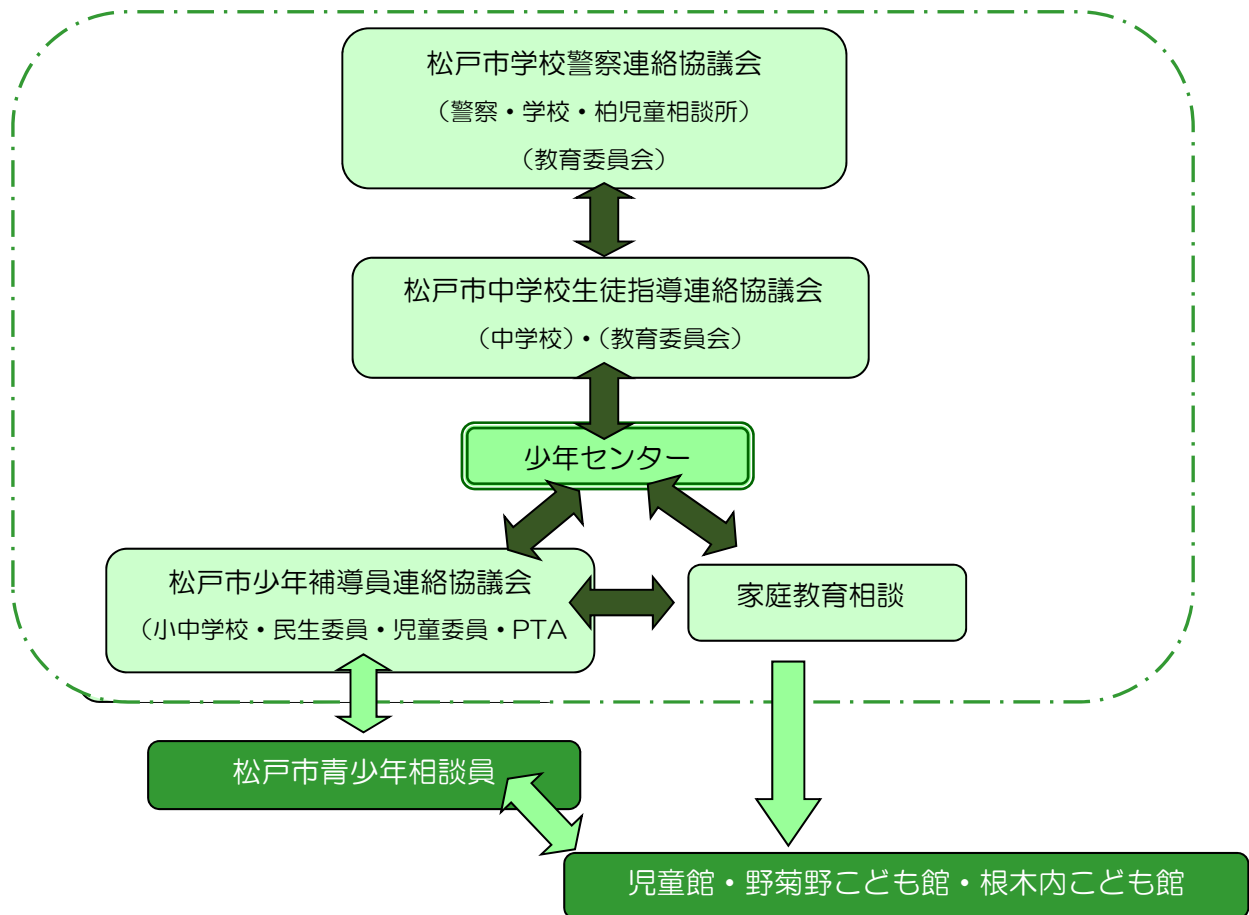
## 主な事業

No.	事業名	事業概要		担当課名
39 重点事業	青少年相談	思春期の青少年の悩みや相談に寄り添い、必要に応じて支援を実施します。また、相談員の質の向上に向けた研修を充実させていきます。		子どもわかもの課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	相談件数を増やします	40 件	100 件	120 件
40 重点事業 新規	いじめ相談・いじめ防止対策	児童生徒や保護者などからのいじめに関する相談体制を充実させるため、いじめ電話相談の運営をしています。並びに、いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止・早期発見に努めています。		指導課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	学校や関係機関とも連携を図り、いじめに関する相談に対応します	随時対応	継続実施	継続実施
41 重点事業	教育相談 (スクールソーシャルワーカー)	スクールソーシャルワーカーの配置により、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。		教育研究所
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	(検討中)	(検討中)	(検討中)	(検討中)
42	子ども家庭総合支援拠点 (子ども家庭相談課)	児童虐待の重症化や繰り返しの発生を予防するため、家庭に関する多様な相談や18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、必要に応じて学校や保育所などの関係機関と連携しながら、継続的に支援します。		子ども家庭相談課

第4章 施策の方向

No.	事業名	事業概要	担当課名
43 新規	子ども・若者の総合的な支援体制の整備	家庭や学校、社会にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させることを目的として、少年センターの機能を見直し、子ども若者を総合的に支援する体制を整備します。（子ども若者支援協議会及び子ども若者総合相談センターの検討）	子どもわかもの課
44	適応指導教室運営業務	不登校児童生徒が教育相談を行う過程で、適応指導教室への通級を通して、集団への適応力を高め学校復帰を1つの目標に段階的な支援を行っています。	教育研究所
45	教育相談（訪問相談）	保護者の困り感（特に不登校）に迅速に支援するための訪問相談を行っています。	教育研究所
46	地域若者サポートステーション	まつど地域若者サポートステーションと連携を図り、ニートなどの若者の就労を一貫して支援するため、職業的自立に向けた就労に必要な研修（キャリア開発プログラム）や臨床心理相談などを実施します。	商工振興課
47	若者就労支援業務	地元での就職を希望する若者と人材確保に悩む市内企業との出会いの場を提供する「まつど合同企業説明会」を開催します。	商工振興課

■ 少年センターと関連機関の連携 ■



まつどコラム

まつど地域若者サポートステーション

踏み出したいあなたをサポートします



働くことに悩みのある15歳から39歳までの若者の職業的自立を図るため、個人面談や就職に向けたスキルアッププログラム、職場体験、ボランティア等様々なメニューを提供し、就職や進学に向けた支援を行っています。



施策3-2. 障害や発達の不安などを抱える子どもの自立を支援する

施策の方向

発達の遅れを早期に発見し、適切な支援や療育につなげるために、相談支援体制の充実を図るとともに、ソーシャルインクルーシブの理念に基づき、障害児が地域の幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校において、適切な教育保育が受けられる体制を整備します。また医療的ケア児とその地域生活を支えるため、医療、福祉などの関係機関の連携を推進します。

主な事業

No.	事業名	事業概要		担当課名
48 重点事業	児童発達支援（障害児通所支援）	障害を持つ子どもが施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。		障害福祉課／健康福祉会館 こども発達センター
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	児童発達支援の提供			
49 重点事業	放課後などデイサービス（障害児通所支援）	就学している障害を持つ子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休業中において、療育など生活能力の向上のための訓練などを行います。		障害福祉課
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	放課後などデイサービスの提供			
50 重点事業	保育所など訪問支援事業	保育所、幼稚園などの集団生活を営む施設に通う障害を持つ子どもについて、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。訪問先施設との連携を図っていきます。		健康福祉会館 こども発達センター
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	保育所など訪問支援事業実施数			
51	こども発達センター（相談・診療）	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。		健康福祉会館 こども発達センター
52	こども発達センター（外来療育）	こども発達センターで診察を受けたこどもを対象に、それぞれの発達に必要な支援を専門スタッフがいたします。		健康福祉会館 こども発達センター



No.	事業名	事業概要	担当課名
53	こども発達センター（通園保育）	障害を持つ就学前の子どもを対象に、日々の通園によって、生活面の自立などに向けて保育を基本とした療育を行なっています。	健康福祉会館 こども発達センタ ー
54	保育所における医療的ケア児の受入	人工呼吸器を装着している児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童が保育所などの利用を希望する場合に受け入れることができる保育所などの体制を整備し、医療的ケア児及び保護者の地域生活支援の向上を図ります。	保育課
55	児童施設など巡回相談（千葉県障害児など療育支援事業）	地域の保育所（園）、幼稚園などに通う療育相談を必要としている児童のいる施設職員に対して相談・助言を行なっています。	健康福祉会館 こども発達センタ ー
56	こども発達センターの保育所交流	こども発達センター通園部の子どもが保育所での集団保育を経験する機会を設け、成長を支援しています。	保育課／ 健康福祉会館 こども発達センタ ー

# 基本施策4 全ての子どもの権利が尊重される

## 目指す姿

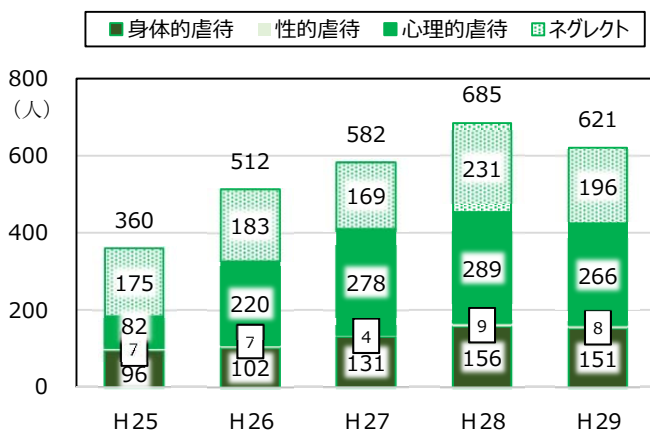
- 全ての子どもの生命と健やかな育ちが守られ、経済状況や国籍などに関わらず、子どもの権利や自己実現が保障されています。
- 次世代を担う子どもたちが、自ら夢や希望をもって自らの力で主体的に行動できるようになります。

## 現状と課題

- 子どもは、大人と同じ権利を持っており、自分の意見を自由に表明する権利があります。自分のことを自ら考え、決めていく機会が保障されていることが重要であり、そのためには、大人が子どもの権利を尊重し意見や気持ちを聞き取っていく必要があります。
- 地域における子育て機能の低下が懸念される中で、家庭における保護者の負担が増加しています。相談相手や支援者が身近にいない、育児に行き詰まり、子育てに自信を失い、ストレスが増大することで、不適切な育児、不当な虐待行ためにおよぶ危険性もあります。市内の児童虐待対応件数も増加しており、虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで、妊娠期からの切れ目のない支援が必要となっています。
- 本市における平成30年3月の「松戸市子育て世帯生活実態調査」では、家庭が経済的な理由等により生活困窮となっている場合、子どもの自己肯定感や将来の夢をもつ割合が低い傾向が見られました。将来に夢や希望を持ってないまま成長することで、貧困の連鎖などにつながるリスクも考えられます。
- 外国籍である子どもの数は年々増加傾向にあり、言語によるコミュニケーションを進めるだけでは十分とは言えなくなってきています。地域住民として、文化や生活習慣に対する理解を深め、多文化共生を進めていく必要があります。

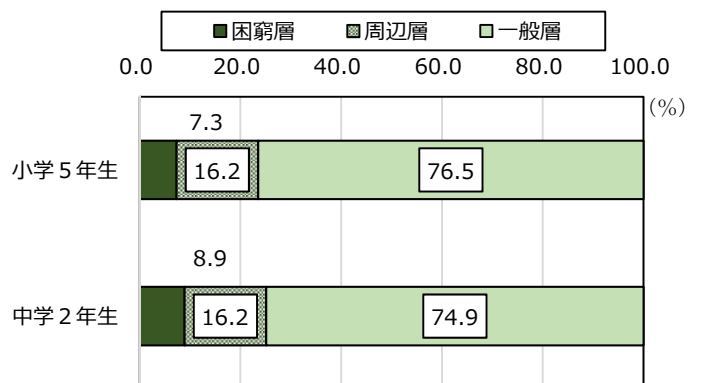
## データ

虐待の通報件数の推移



出典：松戸市 子ども家庭相談課資料

生活困難層(困窮層・周辺層)、一般層の状況



出典：松戸市「子育て世帯生活実態調査」報告書 (平成29年度)

## 施策4-1. 子どもが参画できる機会を充実させる

## 重点施策

## 施策の方向

子どもフォーラムや子どもモニターなど、子どもが主体的に活動できるような事業を実施し、子どもの意見を聴く機会や話し合う場を継続してつっていきます。また、子どものアイデアや想いを市の施策や地域活動などに反映させ、子どもが参画できる機会を確保します。

## 主な事業

No.	事業名	事業概要		担当課名
57 重点事業	子どもの参画推進（児童館・こども館）	子どもたちが、児童館・こども館などの運営に参画できる機会を充実させ、子どもたちの意見を反映した事業を推進します。		子どもわかもの課
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	市内の児童館・こども館に運営委員の設置を増やします	1	2	4
58 重点事業	子どもの参画推進（こどもモニター）	子どもたちの意見が市政に反映できるよう「子どもモニター」の事業を推進します。		子どもわかもの課
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	子どもモニターの実施回数を増やします	11	13	15



まつどコラム

## 子ども夢フォーラム

子どもたちが学校内外で行うスポーツや文化芸術活動への表彰や発表の場として、子ども夢フォーラムを実施しています。

同フォーラムの中では、子どもモニターによる市への提言を発表しており、子どもが市政へ発言する機会として実施しています。



施策4-2. 児童虐待の予防・防止対策を推進する

重点施策

施策の方向

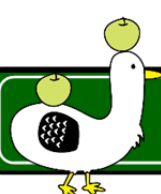
支援が必要な児童（虐待を受けている子どもや、様々な問題を抱えている子ども）や子育てに困難を抱える家庭において、複雑化、多様化する問題に対応するため、虐待の発生予防、早期発見、早期対応など、地域のネットワークによる取り組みを強化します。また重篤な虐待が乳幼児期に発生しやすいことから、妊娠前から支援が必要な家庭を把握し、出産後も切れ目のない支援を実施していきます。

主な事業

No.	事業名	事業概要		担当課名
59 重点事業	児童虐待防止の広報・啓発活動	虐待防止に関わる市民向け子育て講演会を実施します。また、子ども家庭総合支援拠点の連絡先を載せた「こども相談カード」を作成し、市内の小・中・高校の子どもに配布します。		子ども家庭相談課
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	虐待かもしれないと思った時に市や児童相談所に連絡できる人を増やします	15.4%	増加を目指します	増加を目指します
60 重点事業	子どもを守る地域ネットワーク（松戸市児童虐待防止ネットワーク）機能強化	要保護児童などの早期発見や適切な保護・支援を行うため、松戸市児童虐待防止ネットワーク構成員の連携並びに専門性強化と、地域住民への周知を図る取り組みの充実を図ります。		子ども家庭相談課
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	・専門職向けの研修会などを実施します ・松戸市虐待防止マニュアル（関係機関向け）を作成します	・年3回以上の研修会などの実施 ・未作成	・現状維持 ・完成及び随時見直し	・現状維持 ・完成及び随時見直し
61 重点事業	産後ケア事業	出産後、家族などから十分な育児などの支援が受けられず、特に育児支援を要する家庭を対象に産後ケア事業（宿泊型・訪問型・日帰り型）を実施しています。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	産後ケア事業の利用人数を増やします	63	80	90

No.	事業名	事業概要	担当課名
63 重点事業	養育支援訪問事業	育児支援や家事援助などが必要でありながら、積極的に自ら求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を行います。養育に不安を抱える家庭が、必要な時に必要な支援が受けられるよう支援員を増やすとともに、支援員の質の向上を図るための体制を整備します。	子ども家庭相談課母子保健担当室
	目標	現状	目標 (R4)
	子ども・子育て支援事業計画にて管理		
42 再掲	子ども家庭総合支援拠点 (子ども家庭相談課)	児童虐待の重症化や繰り返しの発生を予防するため、家庭に関する多様な相談や18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、必要に応じて学校や保育所などの関係機関と連携しながら、継続的に支援します。	子ども家庭相談課
62 新規	産婦健診	産後2週間および産後1か月の産婦に対する健康診査の費用助成を行ない、産後うつや新生児への虐待予防を図ります。	子ども家庭相談課母子保健担当室
64 事業計画	利用者支援事業 (親子すこやかセンター)	市内3か所に設置した「親子すこやかセンター」において、保健師、助産師、社会福祉士が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。	子ども家庭相談課母子保健担当室
	目標	現状	目標 (R4)
	子ども・子育て支援事業計画にて管理		
65 事業計画	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師などが訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしています。(未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施)	子ども家庭相談課母子保健担当室
67	家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて家庭に訪問して相談に応じています。(保健師、助産師など)	子ども家庭相談課母子保健担当室
66 事業計画	子育て短期支援事業 (こどもショートステイ)	出産や病気などの理由により、数日間にわたりお子さんの養育が出来なくなった場合に預けることができます(夜間・休日養護もあり)。	子ども家庭相談課

## まつどコラム



## オレンジリボン運動

オレンジリボンは、「子ども虐待防止オレンジ運動」のシンボルマークであり、市もキャンペーンに取り組んでいます。

街頭啓発や講演会、市役所内でのパネル展示等、市民が虐待防止に対する意識を高める機会を、今後も充実していきます。



施策4-3. 子どもの未来応援（貧困対策）を推進する

重点施策

施策の方向

家庭の環境や経済的な状況によらず、全ての子どもが等しく健やかに成長し、夢や希望を持って将来を歩んでいけるよう、本市の子どもの未来（貧困対策）を総合的に推進します。

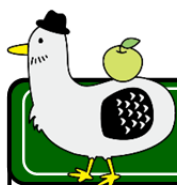
主な事業

No.	事業名	事業概要		担当課名
68 重点事業 新規	子どもの未来応援事業	子どもの貧困対策に関する理解を深め、地域における支援を広げるため、講演会などを開催します。		子ども政策課子どもの未来応援担当室
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	講演会やパートナー講座を継続して実施します	講演会 3 地区	聴講者の増加	聴講者の増加
41 再掲 重点事業 新規	教育相談（スクールソーシャルワーカー）	スクールソーシャルワーカーの配置により、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。		教育研究所
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	（検討中）	（検討中）	（検討中）	（検討中）
69 重点事業	ひとり親家庭相談支援業務	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱えるさまざまな問題に関する相談に応じ、必要な支援を行います。		子育て支援課
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	貸付の進達件数	11	（検討中）	（検討中）
24 再掲 重点事業	児童館・こども館事業	18歳までの子ども達が自由に遊び楽しい体験ができるように様々な行事などを提供します。また、市内の公共施設に出向いて実施する移動児童館や、こども館も実施しています。こうした児童館機能をもった施設の機能拡充を図ります。		子どもわかもの課
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	① 常盤平児童館のセンター機能の充実 ② 児童館機能施設の整備	3 施設	4 施設	6 施設



No.	事業名	事業概要		担当課名
25 再掲 重点事業	小中高生の居場所づくり	児童館・こども館と青少年会館などの連携を積極的に推進し、子どもの居場所、健全育成の拠点として各地域で共通した機能が提供できるようにします。児童館・こども館事業を拡大、充実するとともに公共施設などを活用した新たな中高生の居場所づくりを推進します。		子どもわかもの課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	中高生の居場所の整備	2 施設	3 施設	5 施設
28 再掲 重点事業	子どもの学習支援事業	生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上などを目指します。学習支援事業の実施会場を増やすとともに、内容を充実させていきます。		生活支援一課/ 子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	対象生徒の高等学校などへの進学率 (学校基本調査)	98.5%	一般世帯の生徒と同等	一般世帯の生徒と同等
70 重点事業	母子・父子就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定し、就職支援を実施します。		子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	母子・父子就労促進プログラム策定人数	47	50	50
71	フッ化物洗口	松戸歯科医師会と連携し、効果的なむし歯予防法であるフッ化物洗口を、保育園・幼稚園などでの実施を進めています。		健康推進課
72	児童扶養手当	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、父親または母親と生計を共にしていない、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童をもつ保護者に支給します。		子育て支援課児童給付担当室
73	ひとり親家庭等医療費等助成制度	ひとり親家庭などで18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養していて、前年の所得が制限未満である家庭に対し、保険医療費の自己負担額に対して助成します。		子育て支援課児童給付担当室

No.	事業名	事業概要	担当課名
74	就学援助費	国公立小・中学校に通学している児童生徒の保護者で、児童扶養手当を受給されている方、その他経済的に困りの方で、同一生計の家族全体の所得が認定基準額に満たない場合など、経済的な理由によりお子さんを就学させることが困難なご家庭に学用品費や給食費などを援助します。	学務課
75	生活保護法による各種扶助費	生活保護被保護者の教育需要に対し、被保護者の金銭などで満たすことのできない不足分について、教育扶助（義務教育に伴って必要な教材などの学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要なもの）を行います。	生活支援一課／ 生活支援二課
76	市民住宅管理事業	母子・父子世帯のみ入居可能な支援住宅を提供します。	住宅政策課



まっどコラム

子どもの貧困がなぜ問題なのか？

わが国の子どもの貧困率は、OECD（経済開発協力機構）加盟国の中でも高いとされています。わが国における「子どもの貧困」は、毎日の衣食住が不足している「絶対的貧困」ではなく、「相対的貧困」であり、教育や体験の機会に乏しい、地域や社会から孤立しているなどの問題を抱えている傾向があると考えられています。また家庭の環境や経済的な状況の格差が、教育格差や機会格差につながり、将来的な所得格差につながる「貧困の連鎖」を生むリスクもあります。

日本財団の試算では、1学年の子どもが貧困により教育機会を喪失しただけで、2.9兆円もの社会的損失につながるとしています。

■ 子どもの貧困がもたらす社会的損失（1学年のみ） ■

シナリオ	所得	税・社会保障の純負担	正規職
現状シナリオ (子どもの貧困対策なし)	22.6兆円	5.7兆円	8.1万人
改善シナリオ (貧困世帯の子どもの教育水準が向上)	25.5兆円	6.8兆円	9.0万人
差分(社会的損失)	2.9兆円	1.1兆円	0.9万人



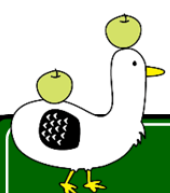
## 施策4-4. 外国籍の子どもへの支援を充実させる

### 施策の方向

外国籍の子どもが増加するなか、地域で孤立することなく暮らしていけるように、言語支援だけでなく、多文化共生の視点による支援を行います。また、地域における多文化共生に向けた理解を促進するため、外国籍の子どもと日本人の子どもの交流を活発にしていきます。

### 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
77	外国人の子どもへの学習支援	認定 NPO 法人の主催で、お子さんが日本語で困っているなど、同じ悩みを持つ子どもたちが集まって勉強する場を提供しています。	国際交流協会
78	国際理解教育推進業務による日本語指導	日本語指導協力者が、母語を交えた日本語指導を行います。また、授業中そばに付き添って通訳をします。必要に応じて、学校と保護者間の通訳も行います。	指導課
79	日本語教室の拠点整備	松戸市文化ホール内の国際友好ルームを拡張し、日本語を学ぶ場、国際交流する場を多くの人へ提供できるよう整備します。	文化観光国際課
80 事業計画	地域子育て支援拠点（おやこDE広場・子育て支援センター）での交流	市内に在住する外国人親子が地域との交流を図れるよう、地域子育て支援拠点（おやこDE広場・子育て支援センター）にて外国人が来所しやすいよう工夫したイベントを実施します。	子育て支援課



まつどコラム

### 海外パパママひろば「みんぐる (min-guru)」

「ほっとるーむ新松戸」では、月に1回、多言語での交流を目的として「みんぐる (min-guru)」を実施しています。国籍に関わらず、地域で子育てができるよう、取り組んでいます。

※写真はほっとるーむ新松戸HP



# <II> 家庭の力

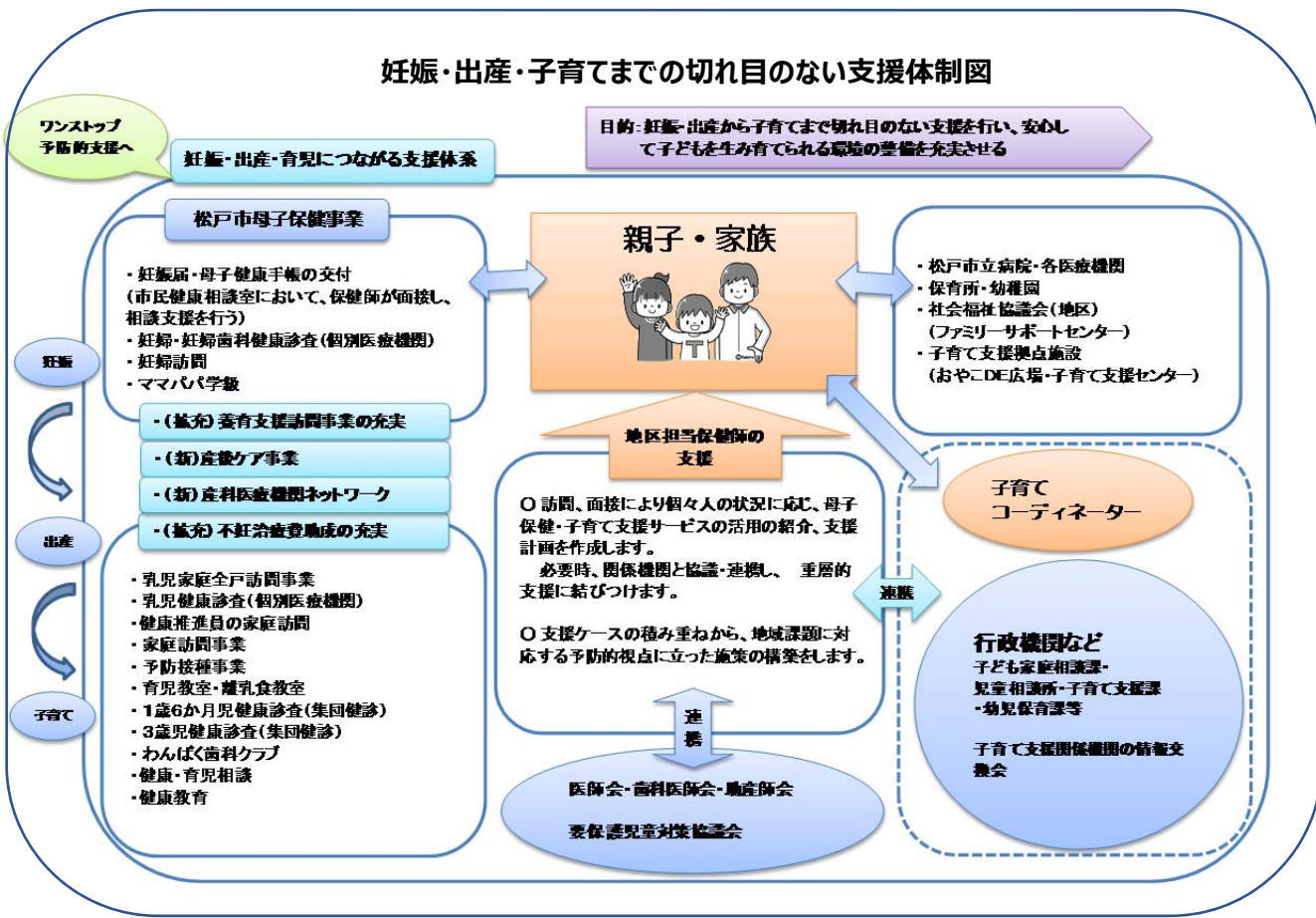
## ～家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる～

**目指す姿**

子どもが健やかに育つためには、愛情と安心して過ごせる家庭環境がとても大切です。家庭の孤立感や不安感、負担感を軽減し、子どもの成長を喜び、子育てを通して心豊かな人生を送ることができるような支援を推進します。

子育て家庭が安心して子育てができ、必要な支援を受けながら子育てに楽しみや喜びを実感できる街「まっつど」を目指します。

- 基本目標2 「家庭の力」における基本施策**
- ・基本施策8 妊娠・出産期から安心して子どもを産み育てられる
  - ・基本施策9 子育ての充実感を持つことができる
  - ・基本施策10 家庭の孤立や不安を解消する
  - ・基本施策11 社会的支援が必要な家庭を支援する



## 基本施策5 妊娠・出産期から安心して子どもを産み育てられる

### 目指す姿

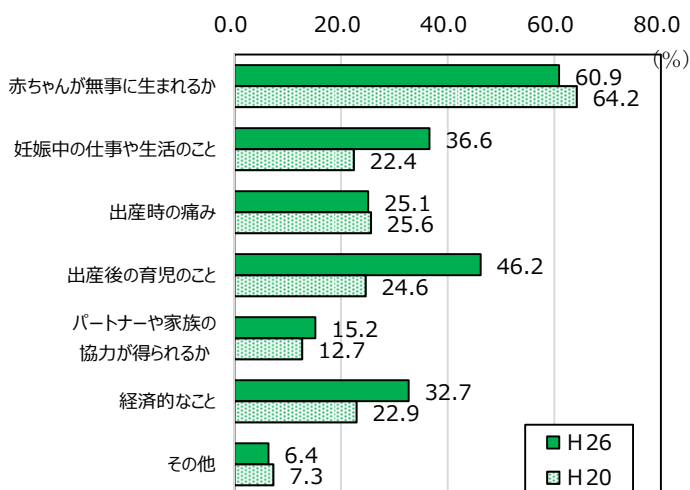
- 妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援が行われており、母子の健康が確保され、安心して妊娠・出産ができます。
- 地域の医療機関と協力しながら、乳幼児の健やかな成長・発達を支援する環境が整っています。

### 現状と課題

- 若年妊娠や高齢出産など、母子健康手帳交付の時点から継続支援が必要と判断される妊婦が増えています。また核家族化が進む中で、周囲に子育てを支援してくれている人がいない、育児不安を抱えながら子育てをしている家庭も増加傾向にあり、関係機関が連携し、地域で見守り支援していく仕組みづくりが必要です。
- 家庭によって環境や抱える課題は様々で複雑化・多様化していることから、個々の状況に応じて温かく見守りながら、柔軟に対応していく必要があります。
- 子どもを産み育てやすくするために必要な政策として、平成30年度に実施した保護者アンケートでは、就学前児童の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者のいずれにおいても、小児医療体制の充実を望む人の割合が高くなっています。
- 2017年に松戸市立病院が移転し、松戸市立総合医療センターとして開院しました。同センターは、東葛北部保健医療圏における地域周産期母子医療センターとして認定されており、地域の小児医療の中核として、高度な医療を提供しており、市民は身近な場所でこれを楽しめます。

### データ

妊娠がわかったときの不安・心配な理由



出典：松戸市母子保健に関するアンケート調査報告

乳幼児健診データ

施策5-1. 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実させる

重点施策

施策の方向

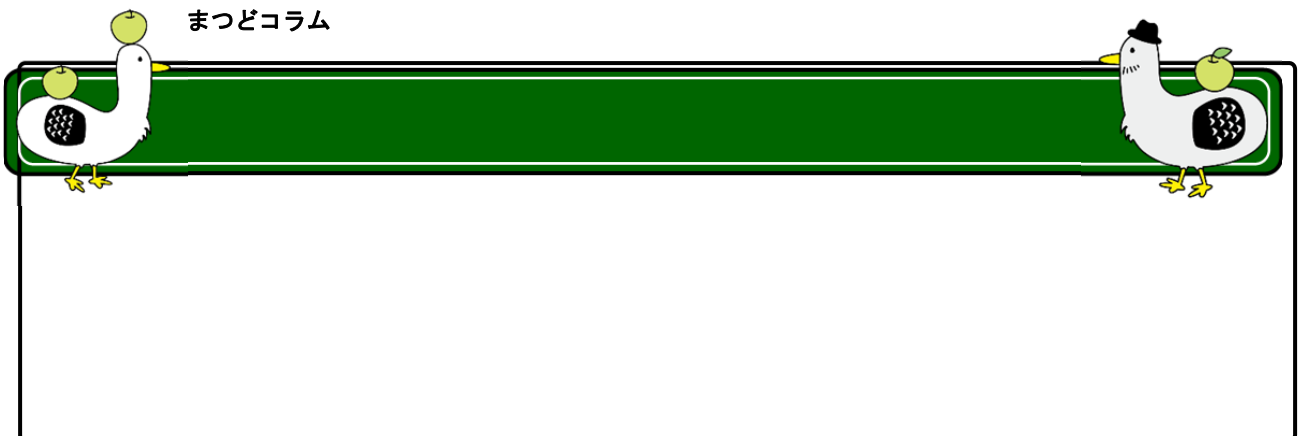
妊娠届提出時など、妊娠初期から出産・子育て期まで切れ目のない相談・支援を行うことで、母親の育児不安の軽減を図っていきます。特に初妊婦や出産後に両親の協力が得られない家庭など、育児不安につながりやすい場合は、相談支援、育児・家事支援、健康面での支援など、包括的な支援を進め、母親の孤立を防ぎます。また、医療機関との連携を強化し、関係機関とのネットワークの構築を進め、安心して妊娠・出産できる支援体制を充実させます。

主な事業

No.	事業名	事業概要		担当課名
61 再掲 重点事業	産後ケア事業	出産後、家族などから十分な育児などの支援が受けられず、特に育児支援を要する家庭を対象に産後ケア事業（宿泊型・訪問型・日帰り型）を実施しています。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	産後ケア事業の利用人数を増やします	63	80	90
62 再掲 事業計画	養育支援訪問事業	育児支援や家事援助などが必要でありながら、積極的に自ら求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を行います。養育に不安を抱える家庭が、必要な時に必要な支援が受けられるよう支援員を増やすとともに、支援員の質の向上を図るための体制を整備します。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	子ども・子育て支援事業計画にて管理			
63 再掲 重点事業 新規	産婦健診	産後2週間および産後1か月の産婦に対する健康診査の費用助成を行ない、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図ります。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目標	現状	目標（R4）	目標（R6）
	① 受診数（2週間目） ② 受診数（1か月目）	-	① 50% ② 85%	① 55% ② 90%
64 再掲	利用者支援事業 （親子すこやかセンター）	市内3か所に設置した「親子すこやかセンター」において、保健師、助産師、社会福祉士が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。		子ども家庭相談課 母子保健担当室

No.	事業名	事業概要	担当課名
65 再掲 事業計画	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師などが訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしています。(未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施)	子ども家庭相談課 母子保健担当室
67 再掲	家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて家庭に訪問して相談に応じています。(保健師、助産師など)	子ども家庭相談課 母子保健担当室
66 再掲 事業計画	子育て短期支援事業 (こどもショートステイ)	出産や病気などの理由により、数日間にわたりお子さんの養育が出来なくなった場合に預けることができます(夜間・休日養護もあり)。	子ども家庭相談課
80	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、おやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供を充実させています。	子ども家庭相談課 母子保健担当室
81	出生直後の育児支援事業	親子が健全で安らかな生活ができるよう、出生直後の育児支援を希望する家庭に訪問して、家事や育児の支援を行います。	子育て支援課
82	母子健康手帳の交付	妊娠から就学前までの母子の健康状態を記録するものです。交付の際は、保健師が面接し必要に応じた相談、「親子すこやかプラン」の配布を行っています。	子ども家庭相談課 母子保健担当室
83	市内産科医療機関とのネットワーク構築	平成26年度から開始した助産師との懇談会をベースに、助産師などとの顔の見える関係に取り組むことで、情報の共有と相談体制の充実を図ります。	子ども家庭相談課 母子保健担当室
84 新規	まつどDE子育てLINE 「まつ育ライン」	平成30年9月より子育てに関する母親の孤立防止、育児不安、産後うつ及び児童虐待の予防を図る目的で、LINEを利用した育児情報の配信事業を実施しています。	子ども家庭相談課 母子保健担当室

## まつどコラム





## 施策5-2. 親子の健康づくりを推進する

### 施策の方向

妊婦健康診査などにより、産前から母子の健康保持を図ります。また乳幼児の健やかな成長・発達を支援するため、乳児健康診査などの各種健康診査を実施し、リスクのある家庭については、関係機関と連携して必要な支援へとつなげます。また生涯にわたって健康的な生活を送れるよう、食育やむし歯予防についての保健指導や情報提供を推進します。

### 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
62 再掲 新規	産婦健診	産後2週間および産後1か月の産婦に対する健康診査の費用助成を行ない、産後うつや新生児への虐待予防を図ります。	子ども家庭相談課母子保健担当室
85 事業計画	妊婦健康診査	母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に14回、委託医療機関で受ける健康診査の費用を一部助成します。原則として県内の医療機関で健康診査が受けられます。	子ども家庭相談課母子保健担当室
86	妊婦歯科健康診査	妊娠期間中1回、市内の歯科委託医療機関で無料で健康診査を受けられます。	子ども家庭相談課母子保健担当室
65 再掲 事業計画	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師などが訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしています。(未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施)	子ども家庭相談課母子保健担当室
87	乳幼児健診	乳幼児の健康の保持増進を図るため、「乳児健康診査」「乳児股関節健診」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」を実施しています。	子ども家庭相談課母子保健担当室
88	予防接種事業	病気から子どもを守り、感染症に対する抵抗力をつくるために予防接種を実施します。	健康推進課
89	健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、知識や解決法を考えるための講座を実施するとともに、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じています。(保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康)	子ども家庭相談課母子保健担当室
90	わんぱく歯科くらぶ	むし歯予防(歯と口腔の健康のため)の教室を2歳から3歳5か月までの時期に実施します。	子ども家庭相談課母子保健担当室

No.	事業名	事業概要	担当課名
71 再掲	フッ化物洗口	松戸歯科医師会と連携し、効果的なむし歯予防法であるフッ化物洗口を、保育園・幼稚園などでの実施を進めています。	健康推進課
91	食育の推進	「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健康やかに生きる」ことができるよう、「食育の『わ』を広げよう」をキャッチフレーズとした「第3次松戸市食育推進計画」のもと、食育を進めています。	健康福祉政策課
92 新規	学校保健啓発事業	歯科衛生に関する正しい知識の普及・関心の向上、歯科疾患の予防・早期発見・治療を目的として、松戸市児童生徒健歯審査会を実施します。	保健体育課



## まっどコラム

## 歯と口腔の健康づくりのまち

本市は「歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、市をあげて歯と口腔の健康づくりに取り組んでいます。

歯が生え変わる小学校に就学前の時期は、松戸市歯科医師会の協力で、保育所（園）・幼稚園においてフッ化物洗口による予防に取り組んでおり、子どもの頃からのむし歯予防への意識を高めています。



### 施策5-3. 妊娠期から出産、子育てまでの医療体制を充実させる

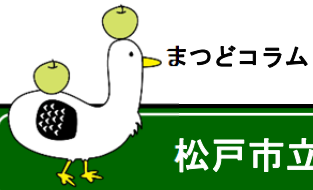
#### 施策の方向

乳幼児は病気や体調の変化を起こしやすく、子どもが急病時などに早急に対応をすることが必要です。市立総合医療センターや医師会との連携を進め、引き続き、夜間小児急病センター、休日の待機病院・在宅当番医などの体制を継続して整えます。

#### 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
93	松戸市立総合医療センター 小児医療センター	小児医療センターは、小児の総合的医療を目的として、小児科、小児外科のほか、平成23年4月に小児心臓血管外科、平成26年4月に小児脳神経外科を加え、院内各科や地域の医療機関と連携しながら、重症な状態のお子さんの診療を行います。また、平成26年4月からは、県内でも数少ない、小児集中治療室（PICU）を開床しております。引き続き、市と関係部局が連携して、高度な小児医療を提供していきます。	経営企画課 管理局総務課
94	松戸市立総合医療センター 地域周産期母子医療センター	平成28年4月に千葉県から地域周産期母子医療センターの認定を受け、母体搬送ネットワーク連携病院として、産婦人科と新生児科の連携により、分娩リスクの高い妊婦や高度な新生児医療に対応しています。引き続き、高度で安全な周産期医療を提供していきます。	経営企画課 管理局総務課
95	夜間小児急病センター	子どもが夜間、急に具合が悪くなったときに受診できる夜間小児急病センターを、松戸市医師会、松戸市薬剤師会、松戸市立総合医療センターの協力のもとで、毎日開設しています。	地域医療課
96	休日土曜日夜間歯科診療所	松戸歯科医師会の協力のもとで、急な歯痛などの応急歯科診療が受けられる休日土曜日夜間歯科診療所を土曜日・休日・年末年始などの夜間に開設しています。	地域医療課





## 松戸市立総合医療センター

松戸市立病院が平成29年に市内の千駄堀に移転し、松戸市立総合医療センターとして開院しました。

松戸市総合医療センターは現在、小児医療センターや地域周産期母子医療センター地域周産期母子医療センターを兼ね備え、地域の基幹的な病院として、市民が安心して暮らせる環境を支えています。



## 基本施策6 子育ての充実感を持つことができる

### 目指す姿

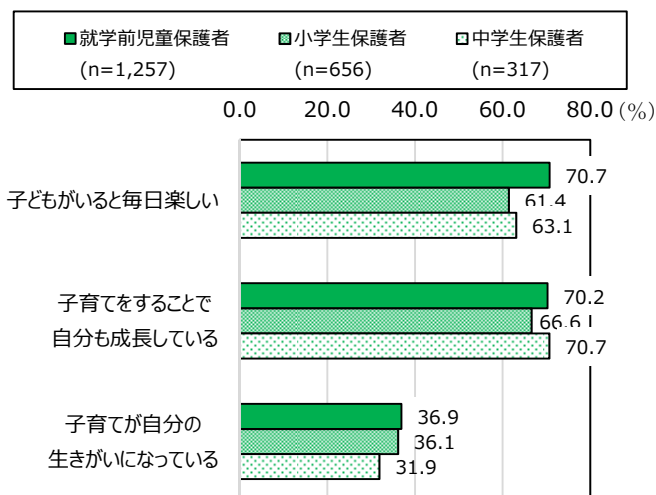
- 全ての子育て家庭が、関係機関から必要な支援を受け、地域で助け合い、家族が協力して子育てを行うことで、子育てによる充実感を得ることができます。
- 子育てについての学びの場やコミュニケーションの場が充実しており、親としての成長を通じて、生きがいを感じながら子育てができます。

### 現状と課題

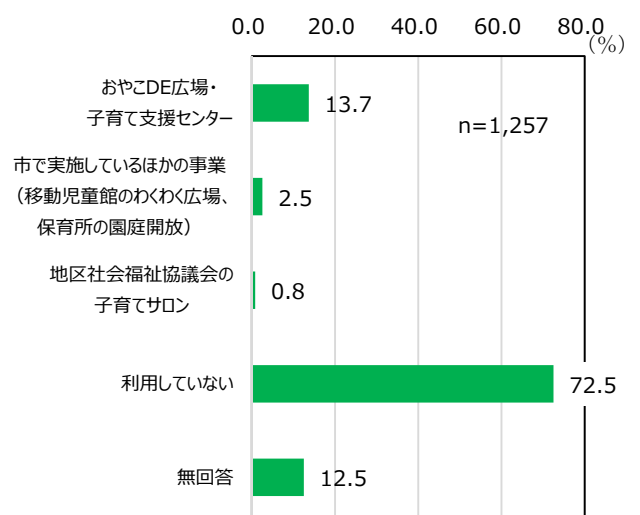
- 核家族化や地域社会との関わりの希薄化などにより、乳幼児や子どもに接する機会が少ないまま親になる方や、子どもとの関わり方などに悩みや不安を抱えながら子育てをしている家庭があります。
- 子どもの成長にとって、子ども自身の存在を温かく包み込んでくれる家族の存在が大切です。そのためには親自身が周囲の様々な支援によって支えられ、子育ての楽しさや子どもの成長への喜びを知ることが大切です。
- インターネットやテレビなどの多様なメディアで子育てに関する様々な情報が発信されており、必要な情報を親が取捨選択していく能力が求められます。そのため、子どもの育ちや多種多様な子育て施策についても、個々のニーズに応じて、わかりやすく情報発信していくことが求められます。
- 本市には、地域子育て支援拠点（おやこDE広場・子育て支援センター）が、令和2年3月現在、市内に26か所あり、全ての拠点で子育てコーディネーターが相談・助言を行っています。親子にとってより身近な場所で交流機会を確保するため、さらに機能の充実が必要です。
- 女性の就労が進むなか、日本の男性の家事・育児時間は他の先進国と比べて短く、女性が仕事と子育ての両立の難しさや子育ての負担感を感じる一因となっています。本市が平成30年度に実施した「子ども・子育て世帯に関するアンケート調査」によれば、共働き世帯の父親の就労時間は母親よりも長い傾向があり、子育てにかかる負担が母親に集中している可能性があります。家族が協力し、お互いを尊重しながら子育てをしていくための働きかけが必要です。

### データ

子育てをしている気持ち(肯定的な回答)



おやこDE広場・子育て支援センター等の利用状況



出典：松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成30年度)

## 施策6—1. 子どもの育ちについて学ぶ機会を提供する

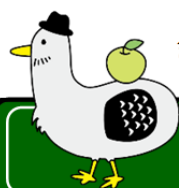
### 施策の方向

親になる前の時期から、子育てに喜びや楽しさを感じ、出産・子育てについて想像できるような体験機会を確保します。安心して子どもを産み、ゆとりの中で子どもを育てられるよう相談や交流ができる場を提供するとともに、子育てによる不安や困難さを少しでも解消できるよう、親自身の学びの場や仲間づくりの機会を充実させていきます。

### 主な事業

No.	事業名	事業概要		担当課名
97 重点事業	中高生と乳幼児のふれあい体験	中高生が命の大切さを学び将来親となる準備として、乳幼児とのふれ合い体験を市内の中高校で実施していますが、実施校を増やし充実させます。		子どもわかもの課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	中高生のふれあい体験の実施校数を増やします	10	12	15
98	赤ちゃん教室	概ね1歳までの赤ちゃんと親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合いをしています。		子ども家庭相談課母子保健担当室
99	離乳食教室	生後4～5か月頃の赤ちゃんをもつ保護者を対象に、栄養士が離乳食の進め方についての話と離乳食の作り方を実演します。		子ども家庭相談課母子保健担当室
80再掲	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、おやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供を充実させています。		子ども家庭相談課母子保健担当室
2再掲 事業計画	地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	保護者の孤独感や負担感を軽減するため、概ね0歳から3歳までの乳幼児と保護者向けに無料開放されている施設です。育児相談や子育て講座なども行います。		子育て支援課
100	「まつどっ子 未来のために今」の普及	幼児家庭教育パンフレットの配布や映像配信、講演会などを通じて、家庭教育の大切さについて普及啓発します。		生涯学習推進課
101	親子特別講座の開催	親子間のコミュニケーションを深める一助となり、家庭教育の大切さを広めることを目的に講座を実施しています。		生涯学習推進課

No.	事業名	事業概要	担当課名
102	まつどまなびいネット	市内で行われる生涯学習活動や家庭教育学級に関する情報を集約し提供しています。	生涯学習推進課
6 再掲	地区社会協議会の子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施しています。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会（地域福祉課）
7 再掲	女性センターの個育てサロン	個性を育む絵本や雑誌・図書を親子で閲覧したり、他の親子と交流したりする場を提供しています。	男女共同参画課
89 再掲	健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、知識や解決法を考えるための講座を実施するとともに、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じています。（保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）	子ども家庭相談課母子保健担当室
103	親のための性教育		男女共同参画課
104 新規	思春期保健業務	親が「性の健康」について正しい知識を持ち、子どもへの適切な対応ができるように、パートナー講座「親のための性教育講座」、電話や面接での相談に応じています。	子ども家庭相談課母子保健担当室
84 再掲 新規	まつど DE 子育て LINE「まつ育ライン」	平成 30 年 9 月より子育てに関する母親の孤立防止、育児不安、産後うつ及び児童虐待の予防を図る目的で、LINEを利用した育児情報の配信事業を実施しています。	子ども家庭相談課母子保健担当室



まつどコラム

### 中高生と赤ちゃんのふれあい体験事業

中高生が命の大切さを学び、将来、親となる準備となるように、プレママ・パパ体験を実施しています。

おやこDE広場のスタッフのサポートのもと、「命の尊さや性について」の話を聴き、乳幼児とその保護者とのふれあいや交流をしています。

※旭町中 HP



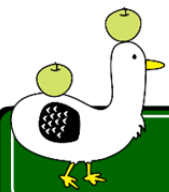
## 施策6-2. 親子のコミュニケーションを育む機会を提供する

### 施策の方向

子どもの自己肯定感を育むには、親子の交流や対話が何よりも大切です。こうした知識を様々な機会を通じて啓発していくとともに、身近な場所で気軽に集えるおやこDE広場や子育て支援センターなどの地域子育て支援拠点を整備していくことで、親子が楽しみながらふれ合いを深める機会を充実させていきます。

### 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
1 再掲 新規	ブックスタート事業の実施	全ての乳児に「ブックスタート・パック」を提供し、絵本を通じて乳児と保護者のゆったりとした心ふれあうひとときを持つきっかけを作ります。	幼児教育課
2 再掲 事業計画	地域子育て支援拠点事業 (おやこDE広場・子育て支援センター)	保護者の孤独感や負担感を軽減するため、概ね0歳から3歳までの乳幼児と保護者向けに無料開放されている施設です。育児相談や子育て講座なども行います。	子育て支援課
3 再掲	保育所(園)や幼稚園での地域交流	保育所(園)や幼稚園では、児童と地域の乳幼児との交流、行事への参加、子育ての相談などを行っています。	保育課／幼児教育課



まっどコラム

### おやこDE広場

おやこDE広場は、子どもにとって楽しく過ごせる場所であり、さらに保護者が子育ての仲間づくりや相談ができる場所として、多くの方に利用いただいています。

様々な専門家が訪問し、気軽に専門的な相談もできる場として今後も充実させていきます。

令和元年現在、おやこDE広場は市内18ヶ所で実施されています。





施策6—3. 出産や子育てに関する情報発信を充実させる

施策の方向

出産や子育てに関する様々な情報が氾濫するなか、子どもの育ちを正しく理解し、必要に応じて関係機関による支援につなげていけるよう、子育て施策についてわかりやすく情報発信していきます。

主な事業

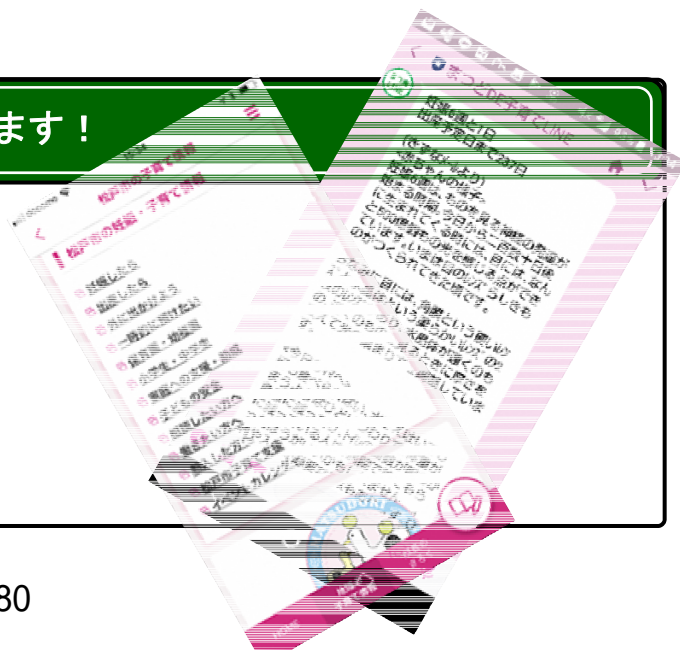
No.	事業名	事業概要	担当課名
105	子育てサイト「まつど DE 子育て」	市ホームページ内の「まつど DE 子育て」で市内の子育て情報を一元化し、提供します。	子ども政策課
106	子育てガイドブックの発行	「まつど子育てガイドブック」で子育て情報を一元的に提供します。	子ども政策課
107 新規	まつど DE 子育てアプリ「母子モ」	「まつど DE 子育て」と連動させた子育てアプリを導入し、プッシュ型の情報提供を行います。	子ども政策課
84 再掲 新規	まつど DE 子育て LINE「まつ育ライン」	平成30年9月より子育てに関する母親の孤立防止、育児不安、産後うつ及び児童虐待の予防を図る目的で、LINEを利用した育児情報の配信事業を実施しています。	子ども家庭相談課 母子保健担当室
108 新規	「中高生の放課後の過ごし方ガイド」の配布	小中高生に向けた放課後の過ごし方ガイドを作成します。	子どもわかもの課
109 事業計画	利用者支援事業（子育てコーディネーター）	子ども及びその保護者、又は妊娠している方が子育て支援を円滑に利用できるよう、おやこDE広場・子育て支援センターに市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
	目標	現状	目標（R4）
	子ども・子育て支援事業計画にて管理		

まつどコラム



情報発信に力を入れています！

平成29年からスマートフォンへの情報発信として「まつどDE子育てアプリ（母子モ）」、平成30年から子育て情報を配信する「まつどDE子育てLINE（まつ育LINE）」を開始しています。



## 重点施策

## 施策6—4. 家族が協力して育児ができるよう支援する

## 施策の方向

家族が協力して子どもを育て、子育ての楽しさや喜び、苦労も共有する時間が持てるように啓発講座の実施や仲間づくり支援、相談支援を推進します。

## 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
80 再掲	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、おやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供を充実させています。	子ども家庭相談課母子保健担当室
2 再掲 事業計画	地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	保護者の孤独感や負担感を軽減するため、概ね0歳から3歳までの乳幼児と保護者向けに無料開放されている施設です。育児相談や子育て講座なども行います。	子育て支援課
110	子どもから広がる地域づくり事業（親力向上セミナー）	父親たちが自らの子育てを通じて、地域社会全体の子育てについて考え、子育て中の家族だけでなく、大学生や地域のシニアなど地域の人たちを巻き込む子育て支援活動を企画・立案・実施できるようなプレイリーダーを育成し、地域に根付く活動をします。	子どもわかもの課
97 再掲	中高生と乳幼児のふれあい体験	中高校生が命の大切さを学び将来親となる準備として、乳幼児とのふれ合い体験を市内の中高校で実施していますが、実施校を増やし充実させます。	子どもわかもの課
111	父親への育児情報の提供	父親が、親として子どもを育てる力を育むことを支援します。	男女共同参画課
112 新規	三世代近居・同居支援	子育て世帯（中学生以下の子どもがいる世帯）が、市内に1年以上お住まいの親世帯と近居、又は同居することに伴い、新たに住宅取得する際の費用を補助します。	住宅政策課

## 基本施策7 家庭の孤立や不安を解消する

### 目指す姿

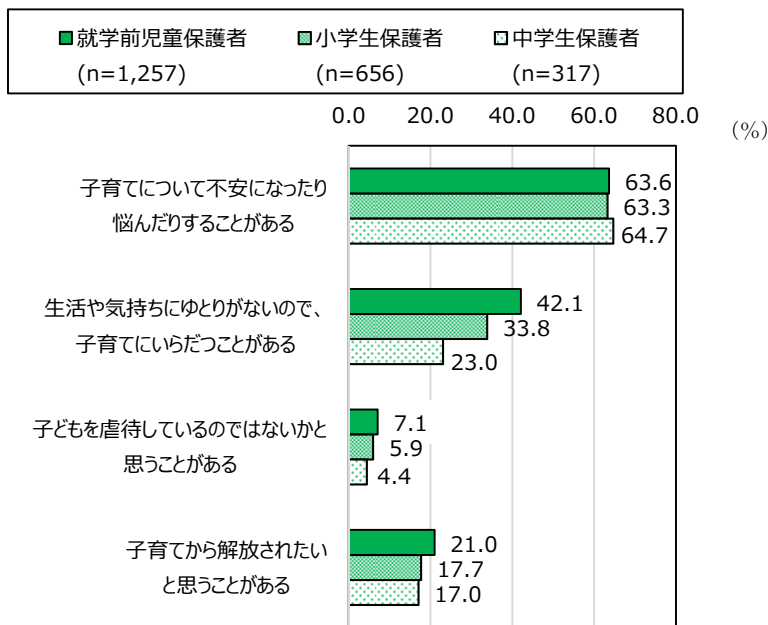
- 子どもや子育て家庭の不安や悩みを分かち合いながら必要な支援につなげていくことで、親子が安心して暮らしていくことができます。
- 多種多様な保育サービスにより、仕事と子育ての両立を希望する保護者が、安心して子どもを預けて働くことができます。

### 現状と課題

- 共働き家庭の増加や地域との関係性の希薄化により、身近なところで子どもや子育てについて気軽に相談できる人がいないという方が増えており、気軽に相談できる場所の整備が必要です。
- 急な私用や子どもの病気などの不規則な保育ニーズに対して、親族や地域での支援が得られない家庭が多くなっており、多様な保育ニーズを満たす事業の拡充が求められています。
- 平成27年の国勢調査によると本市は、子育て中の母親が含まれる30～49歳の女性の就業率が、全国と比較すると低くなっています。就労希望がある女性が、就労の機会を得られていない可能性があります。

### データ

子育てをしている気持ち(孤立や不安に関する回答)



親子すこやかセンター利用状況

出典：松戸市子ども・子育て支援に関する  
アンケート調査報告書(平成30年度)



その他のデータ

## 施策7-1. 妊娠・出産・育児に関する相談を充実させる

### 施策の方向

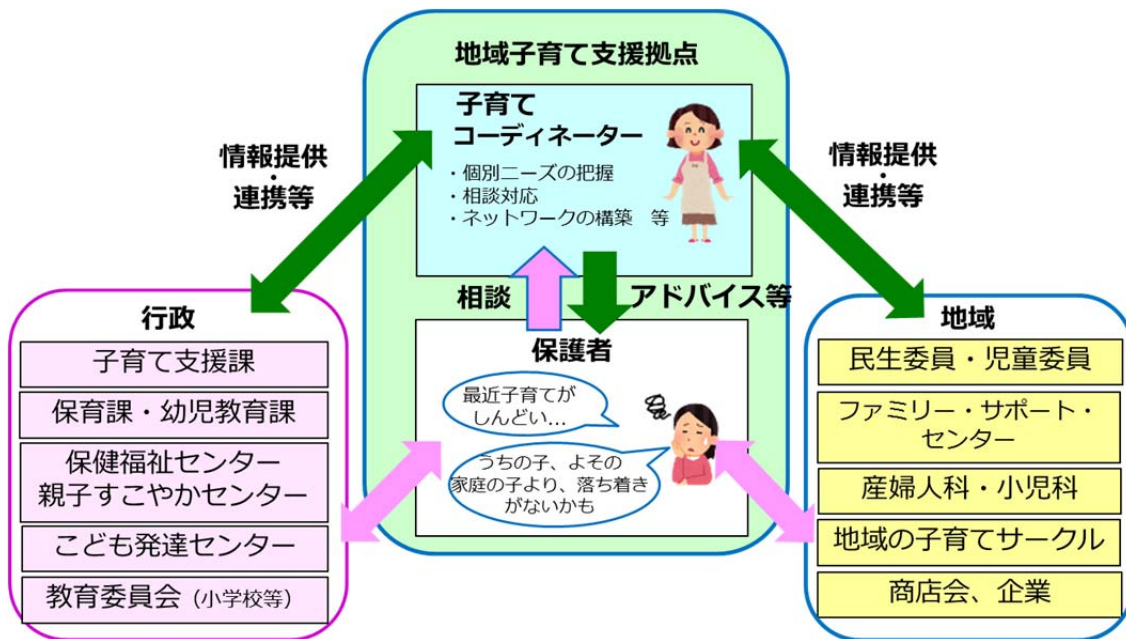
地域の身近な場所で、子育てに関する情報入手や相談が気軽にできる場を充実させます。また、関係機関の連携を強化し、効果的な情報提供・相談対応ができる体制づくりを図ります。

### 主な事業

No.	事業名	事業概要		担当課名
109 再掲 事業計画	利用者支援事業 (子育てコーディネーター)	子ども及びその保護者、又は妊娠している方が子育て支援を円滑に利用できるよう、おやこD E 広場・子育て支援センターに市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。		子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
子ども・子育て支援事業計画にて管理				
64 再掲 事業計画	利用者支援事業 (親子すこやかセンター)	市内3か所に設置した「親子すこやかセンター」において、保健師、助産師、社会福祉士が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
子ども・子育て支援事業計画にて管理				
113 事業計画	利用者支援事業 (利用支援コンシェルジュ)	多様な保育ニーズを持つ保護者に対し、相談に応じて的確な施設などの利用案内を行ないます。		保育課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
子ども・子育て支援事業計画にて管理				
41 再掲 新規	教育相談 (スクールソーシャルワーカー)	スクールソーシャルワーカーの配置により、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。		教育研究所
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	(検討中)	(検討中)	(検討中)	(検討中)
42 再掲	子ども家庭総合支援拠点 (子ども家庭相談課)	児童虐待の重症化や繰り返しの発生を予防するため、家庭に関する多様な相談や18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、必要に応じて学校や保育所などの関係機関と連携しながら、継続的に支援します。		子ども家庭相談課
114	市民健康相談室	保健師が本庁、各支所の市民健康相談室に常駐し、母子健康手帳の交付、育児相談、健康相談、健診など各種届出などを行っています。		子ども家庭相談課 母子保健担当室

No.	事業名	事業概要	担当課名
115	保健福祉センターでの健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じます。（保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）	子ども家庭相談課 母子保健担当室
116	児童家庭支援センター(オーブ)との連携	保護者や子ども自身からの相談を受け付ける児童家庭支援センターオーブ（千葉県）と連携して家庭への支援を実施します。また、児童虐待防止に関する市民などへの周知や普及啓発を協働で推進します。	子ども家庭相談課（千葉県）
65 再掲 事業計画	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師などが訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしています。（未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施）	子ども家庭相談課 母子保健担当室
67 再掲	家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて家庭に訪問して相談に応じます。（保健師、助産師など）	子ども家庭相談課 母子保健担当室
117	教育相談（就学相談）	子どもの行動、学校生活への適応性、学習、不登校などについて、専門的立場から相談に応じます。	教育研究所
118	スマイルサポート業務	地域の特定保育所で、子育ての相談を気軽に受け、保育の悩みを持つ保護者を支援します。	保育課

子育てコーディネーターの支援体制



施策7-2. 多様な保育ニーズに対応できる地域子育て支援を充実させる

**重点施策**

**施策の方向**

共働き家庭の増加や保護者の就労形態の多様化により、幼稚園や保育所（園）のニーズだけでなく、保育ニーズも多様化しています。急な私用や子どもの病気の際など、親族や地域に子どもを預かる人がいない保護者に対する保育ニーズを提供してきます。

**主な事業**

No.	事業名	事業概要		担当課名
119 事業計画	時間外保育事業 (延長保育)	保育所（園）などへのお迎えが基本の保育時間（施設が設定する時間帯、標準時間認定 11 時間、短時間認定 8 時間）を超える場合に延長して保育します。		保育課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	子ども・子育て支援事業計画にて管理			
21 再掲 事業計画	放課後児童クラブ事業	保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童を放課後に預かり、児童の健全な育成を図ります。		子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	子ども・子育て支援事業計画にて管理			
66 再掲 事業計画	子育て短期支援事業 (こどもショートステイ)	出産や病気などの理由により、数日間にわたりお子さんの養育が出来なくなった場合に預けることができます（夜間・休日養護もあり）。		子ども家庭相談課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	子ども・子育て支援事業計画にて管理			
120 事業計画	一時預かり事業（幼稚園、保育所（園）、ほっとるーむなど）	幼稚園・保育所（園）・ほっとるーむなどで、一時的に子どもを預かります。施設によって料金や時間が異なります。幼稚園は、在園児の預かり保育を行っています。		保育課／ 幼児教育課／ 子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	子ども・子育て支援事業計画にて管理			
121 事業計画	病児・病後児保育事業	病氣中又は病氣の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行います。		子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	子ども・子育て支援事業計画にて管理			

No.	事業名	事業概要	担当課名
122 事業計画	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	地域における育児の相互援助を推進し、多様なニーズへ対応するため、地域の中で、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が会員となり、保育園の送迎や預かりなど、育児についての助け合いを行います。	子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)
子ども・子育て支援事業計画にて管理			
123 新規	送迎保育ステーション	保育の必要性がありながら居住地周辺の保育園などを利用できないお子さんについて、指定保育園・幼稚園までバスで送迎します。	保育課



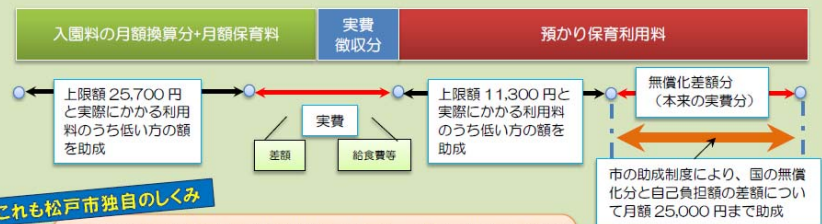
まっどコラム

### 幼稚園の預かり保育を“W”助成

本市では、保護者が働いていても幼稚園を利用いただけるよう、国の無償化分に加えて、無償化超過分を独自に月額上限25,000円までの“W”助成をしています。

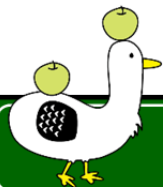
#### 3. 松戸市の預かり保育料助成対制度のしくみ

国の無償化の制度では、「保育を必要とする要件」で預かり保育を利用した場合に、月額 450 円に利用日数を乗じたものについて、月額 11,300 円を上限に給付するというしくみとなっております。月額料金が設定されていることにより、生じる預かり保育利用料の自己負担額を、松戸市独自のしくみにより月額上限 25,000 円まで助成するものです。



これも松戸市独自のしくみ

「松戸市の預かり保育料助成対象幼稚園」に在園し、幼稚園の休園日等預かり保育の未実施日に「松戸市送迎保育ステーション」を併用されている場合には、ステーションの一時預かりの利用料も市の助成制度の対象となります（幼稚園の預かり保育実施日の利用分は対象になりません）



まっどコラム

### 送迎保育ステーション

小規模保育から幼稚園への円滑な移行をねらいとして、送迎保育ステーションを実施しています。

松戸駅前、新松戸駅前での実施に加え、令和2年4月から東松戸駅前、八柱駅前にも開設します。



## 施策7-3. 就労支援を推進する

### 施策の方向

子育てと就労の両立を希望する保護者に対し、就労に関する情報の提供やセミナーなどの開催による就労支援を充実していきます。

### 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
46 再掲	地域若者サポートステーション	まつど地域若者サポートステーションと連携を図り、ニートなどの若者の就労を一貫して支援するため、職業的自立に向けた就労に必要な研修（キャリア開発プログラム）や臨床心理相談などを実施します。	商工振興課
47 再掲	若者就労支援業務	地元での就職を希望する若者と人材確保に悩む市内企業との出会いの場を提供する「まつど合同企業説明会」を開催します。	商工振興課
124	求人・求職対策支援業務	働く上で役立つ労働条件に関する法律や、各種相談窓口などを冊子にて紹介し、啓発を図ります。	商工振興課
125	労働支援事業	解雇や長時間労働、セクハラやパワハラなど労働に関する相談に社会保険労務士が対応します。 また、事業者を対象に、働きやすい職場づくりなどをテーマにしたセミナーを開催します。	商工振興課
126 新規	まつど女性就労・両立支援相談事業	就職や子育て・介護との両立など、個々のライフスタイルにあった就労ができるよう、キャリアコンサルタントが個別にカウンセリングをしています。	男女共同参画課
127	再就職支援事業	ハローワーク松戸と連携した再就職支援セミナーなどを実施します。	男女共同参画課
70 再掲	母子・父子就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定し、就職支援を実施します。	子育て支援課
128	ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。	子育て支援課
129	母子家庭等高等訓練促進事業	就業に結びつきやすい資格に係る、養成訓練の受講期間の一定期間について、高など訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。	子育て支援課
130	ジョイントワーク松戸	市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者などに対する一体的な就労支援を実施します。	生活支援一課





まつどコラム

## まつど女性就労・両立支援相談

子育てをしながらの仕事探しや、再就職を目指す女性に対し、女性センターゆうまつどで、キャリアカウンセラーが相談を受けています。

相談中に子どもの保育もご利用いただけます。（事前予約制）

※利用対象年齢は、6ヶ月から就学前です。



## 基本施策8 社会的支援が必要な家庭を支援する

### 目指す姿

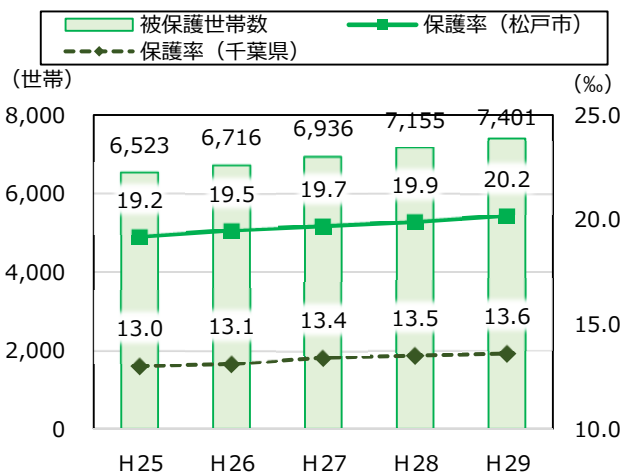
- 全ての家庭が、それぞれ必要に応じた支援を受け、個々の家庭の子育ての不安や負担感が早期に軽減されることで、子育て家庭の生活基盤の安定が図られ、子どもが家庭と地域の中で健やかに成長しています。

### 現状と課題

- 子育てに必要な費用は、妊娠から、医療、教育・保育など多分野にわたっており、児童手当や医療費助成を始め、経済的支援を継続していくことが必要です。
- 子どものいる世帯のうち、ひとり親家庭の貧困率は0%（令和0年0月時点）となっております。ひとり親家庭では、保護者が仕事と子育てを全て一人で担わなければならないため負担が大きく、様々な問題を抱えているケースも数多くあります。本市の母子・父子自立支援員への相談件数は増加傾向で、その内容も深刻化・複雑化してきています。ひとり親家庭への総合的な支援体制を充実させ、ひとり親家庭で生活する子ども自身の自立や心の成長に向けた支援を強化していくことが大切です。
- グローバル化社会が進むなか、本市においても外国人市民の数は現在0人（令和0年0月時点）を超えております。言語、文化、生活習慣が異なる環境において、周囲と円滑なコミュニケーションが図れず孤立し、子育ての負担感が大きくなりやすいため、子育て支援においても多文化共生を推進していく必要があります。
- 障害児支援は、乳幼児期に早期発見し、適切な療育や支援につなげていくことが重要です。子育て支援機関の職員による障害関連施策への理解、専門相談機関の充実、地域の幼稚園・保育施設、小学校などでのきめ細かな支援を通じて、子どもと保護者を切れ目なく支援していく体制が求められています。

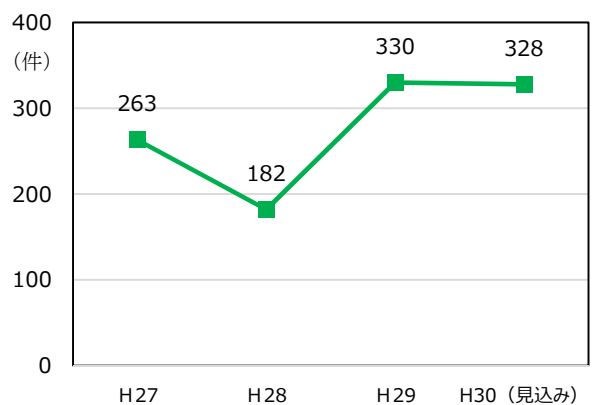
### データ

生活保護費保護世帯数と保護率



出典：千葉県統計年鑑

母子・父子自立支援員への相談件数



出典：子育て支援課資料



## 施策8-1. 生活基盤の安定のために経済的な支援を推進する

### 施策の方向

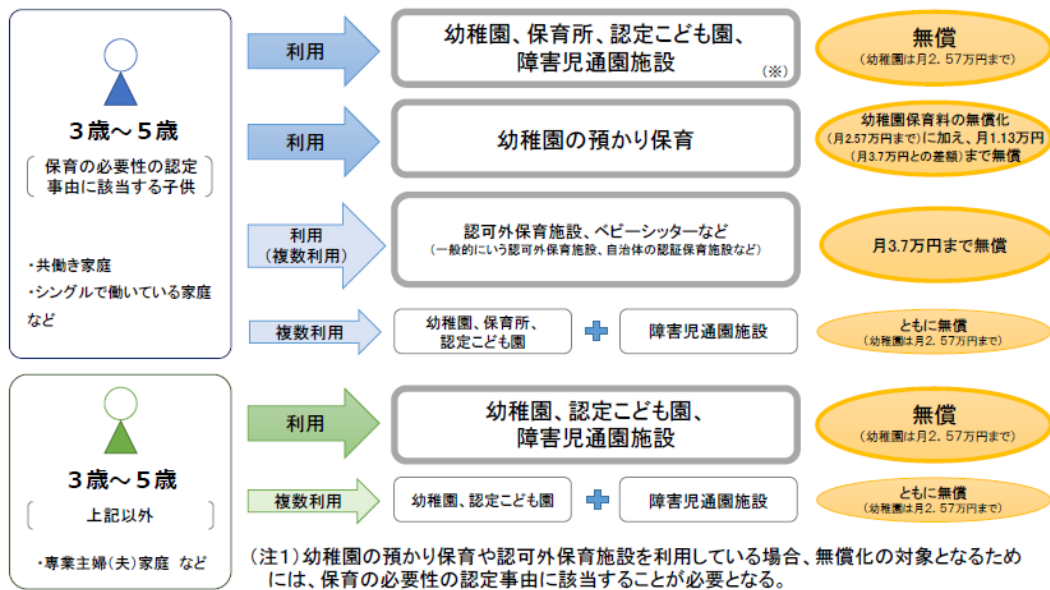
子育てに伴う経済的負担を軽減し、家庭の生活基盤や経済基盤の安定を図るため、子どもと家庭の状況に応じた手当の支給や各種助成を継続的に実施します。

### 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
131	児童手当	児童の健全育成を図るため、中学校修了前までの児童を養育している保護者に手当を支給します。	子育て支援課 児童給付担当室
132	子ども医療費助成	中学校修了前までの児童の医療に要する費用を負担する保護者に当該費用の全部又は一部を助成します。	子育て支援課 児童給付担当室
72 再掲	児童扶養手当	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、父親又は母親と生計を共にしていない、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童をもつ保護者に支給します。	子育て支援課 児童給付担当室
73 再掲	ひとり親家庭等医療費等助成制度	ひとり親家庭などで18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養していて、前年の所得が制限未満である家庭に対し、保険医療費の自己負担額に対して助成します。	子育て支援課 児童給付担当室
133	入院助産制度	経済的理由により病院や助産所に入院して出産することができないと認められる人が、受けられる制度です。	子ども家庭相談課
134	出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産する際、出産一時金を支給します。	国民健康保険課
135	遺児手当	両親もしくは父又は母をなくした義務教育終了前までの遺児を扶養している保護者に支給します。	子育て支援課 児童給付担当室
136	高等学校入学資金貸付制度	高など学校に入学するための費用を支払うことが困難な保護者に対し、入学時に必要な資金を貸し付けることにより、有用な人材を育成します。	子育て支援課 児童給付担当室
74 再掲 新規	就学援助費	国公立小・中学校に通学している児童生徒の保護者で、児童扶養手当を受給されている方、その他経済的にお困りの方で、同一生計の家族全体の所得が認定基準額に満たない場合など、経済的な理由によりお子さんを就学させることが困難なご家庭に学用品費や給食費などを援助します。	学務課

No.	事業名	事業概要	担当課名
137 新規	生活保護法による各種扶助費	生活保護被保護者の教育需要に対し、被保護者の金銭などで満たすことのできない不足分について、教育扶助（義務教育に伴って必要な教材などの学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要なもの）を行います。	生活支援一課 / 生活支援二課
138 新規	幼稚園預かり保育料の助成	幼稚園に通うお子さんを持つ働いている世帯が、幼稚園での長時間預かりを利用した費用の一部を助成します。	幼児教育課
139 新規	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの児童、又は0歳から2歳の非課税世帯の児童が通う幼稚園・保育所（園）・認定こども園・認可外施設などの保育料に相当する額を「施設など利用給付」として補助を行い、上限額までの範囲で給付されることにより実質的な無償化を実施します。	保育課 / 幼児教育課
140 事業計画	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育所（園）・認定こども園などにおいて実費徴収が行うことが出来るとされている「食事の提供に要する費用」及び「日用品、文房具などの購入に要する費用など」について、低所得世帯などを対象に費用の一部を補助します。幼稚園については、一定の条件を満たした子の給食費において、副食費の一部を免除します。	幼児教育課 / 保育課
141 新規	特定不妊治療費助成	高額な治療費を要する特定不妊治療（体外受精・顕微授精）について、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、国県の助成に上乘せを行うとともに、所得制限で県の助成対象となっていない方に治療費の一部を助成します。	子ども家庭相談課 母子保健担当室
142 新規	未熟児養育医療費助成	身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする児童に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担します。	子ども家庭相談課

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。 (※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

出典：厚生労働省

## 施策8-2. ひとり親家庭への支援を推進する

## 重点施策

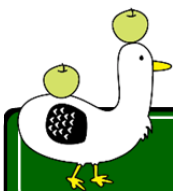
## 施策の方向

ひとり親家庭の経済的格差が児童の学力や進学、就職に影響を与えないように、またその保護者の孤立や不安が解消されるように、それぞれが抱える様々な課題に対して、総合的な支援ができる体制を整えていきます。

## 主な事業

No.	事業名	事業概要		担当課名
28 再掲 重点事業	子どもの学習支援事業	生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上などを目指します。学習支援事業の実施会場を増やすとともに、内容を充実させていきます。		生活支援一課 / 子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	対象生徒の高等学校などへの進学率 (学校基本調査)	98.5%	一般世帯の生徒と同等	一般世帯の生徒と同等
69 再掲 重点事業	ひとり親家庭相談支援業務	母子又は父子世帯及び寡婦世帯が抱えるさまざまな問題に関する相談に応じ、必要な支援を行います。		子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	貸付の進達件数	11	(検討中)	(検討中)
70 再掲	母子・父子就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定し、就職支援を実施します。		子育て支援課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	母子・父子就労促進プログラム策定人数	47	50	50
128 再掲	ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。		子育て支援課
72 再掲	児童扶養手当	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、父親又は母親と生計を共にしていない、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童をもつ保護者に支給します。		子育て支援課 児童給付担当室

No.	事業名	事業概要	担当課名
73 再掲	ひとり親家庭など医療費など助成制度	ひとり親家庭などで 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を扶養していて、前年の所得が制限未満である家庭に対し、保険医療費の自己負担額に対して助成します。	子育て支援課児童給付担当室
135 再掲	遺児手当	両親もしくは父又は母をなくした義務教育終了前の遺児を扶養している保護者に支給します。	子育て支援課児童給付担当室
129 再掲	母子家庭等高等訓練促進事業	就業に結びつきやすい資格に係る、養成訓練の受講期間の一定期間について、高など訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。	子育て支援課
130 再掲	ジョイントワーク松戸	本市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者などに対する一体的な就労支援を実施します。	生活支援一課



まっどコラム

## 母子父子就労支援プログラム

ひとり親の就職活動での悩みについて、専門の相談員が話を聴き、それぞれに合った就職活動プログラムを策定します。(要予約)

予約は子育て支援課で受け付けています。面接はおおむね 1 時間です。



施策8-3. 外国籍の家庭への支援を推進する

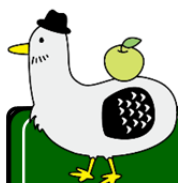
重点施策

施策の方向

言葉、文化、生活習慣の違いにより孤立しがちな外国籍の家庭が安心して子育てできるように、多言語による子育てや生活に関する情報提供、学習支援をはじめとする相談体制の充実に取り組んでいきます。

主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
143 新規	International Portal での情報配信	英語、中国語、ベトナム語で、市の情報を配信しています。	文化観光国際課
144 新規	外国語版生活ガイドブックなどの配布	窓口手続きやごみ捨てガイドなど、生活に必要な情報を翻訳してお届けします。	文化観光国際課
145 新規	多文化共生庁内連絡会議による情報共有		文化観光国際課
146	庁内通訳（英語・中国語）	庁内で行政手続きや相談をする際に日本語で困っている方の通訳を行います。	文化観光国際課
147	日本語学級学習支援	松戸市国際交流協会（MIEA）で行う事業の1つで、昼・夜の部とあり、3学期制の初級日本語教室を開催しています。	国際交流協会



まっどコラム

International Portal

多言語化の取り組みの一環として、市ホームページ内に、「International Portal」を設置しています。

行政手続きやゴミ出し等の日常生活に関する情報配信をすることで、外国籍の市民だけでなく、市民が地域が手助けをすることにも活用いただけます。



INTERNATIONAL PORTAL





## 施策8-4. 障害や発達不安などを抱える子どもの家庭を支援する

重点施策

## 施策の方向

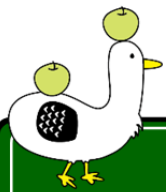
母子保健、医療、福祉、教育などの関係機関が連携し、子どもの障害特性や成長に合わせた切れ目ない支援を行います。また保護者に対して、相談窓口を充実させていきます。

## 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
51 再掲	こども発達センター（相談・診療）	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館こども発達センター
148	ふれあい相談室	障害がある子ども（者）やその家族に対し、生活の困りごとの相談や福祉サービスの情報提供など、相談支援を行います。	障害福祉課
149	松戸市基幹相談支援センターCoCoとの連携	地域における相談支援の拠点として、障害がある子ども（者）やその家族に対し、生活の困りごとの相談や福祉サービスの情報提供など、相談支援を行います。	障害福祉課
150	中核地域生活支援センター（ほっとねっと）との連携	地域における相談支援の拠点として、障害がある子ども（者）やその家族に対し、生活の困りごとの相談や福祉サービスの情報提供など、相談支援を行います。	障害福祉課
117 再掲	教育相談（就学相談）	子どもの行動、学校生活への適応性、学習、不登校などについて、専門的立場から相談に応じます。	教育研究所
151	日中一時支援	障害を持つ子ども（者）の日中活動の場の確保や家族の就労支援、又は日常介護している家族の休息などを目的に施設などで一時的に見守りなどの支援をします。	障害福祉課
152	一時的介護	障害を持つ子ども又は発達に不安のある子どもの保護者が、傷病などの理由により家庭における介護が困難となる場合に、一時的な預かりを行っています。	健康福祉会館こども発達センター
153	障害児相談支援など	障害を持つ子どもやその家族の相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行うほか、サービスなど利用計画の作成を行います。	障害福祉課／健康福祉会館こども発達センター

No.	事業名	事業概要	担当課名
154	心身障害児（者） 一時介護料の助成	障害を持つ子ども（者）を介護している保護者が、疾病などの理由により家庭内での介護が一時的に困難となり、施設などに有料で介護を委託した場合にその費用を助成します。	障害福祉課
155	心身障害児入学祝金	障害を持つ子どもが小学校に入学した時、保護者に祝金を支給します。	障害福祉課
156	特別児童扶養手当	20歳未満の障害を持つ子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母又は養育者に対して手当が支給されます。	障害福祉課
157	障害児福祉手当	20歳未満の重度の障害を持つ子どもに対して、その障害のため必要となる精神的・物質的な特別の負担の軽減の一助として手当が支給されます。	障害福祉課
158	心身障害児福祉手当	20歳未満の一定の要件を満たす、障害を持つ子どもに対して手当が支給されます。	障害福祉課
159	障害福祉サービスなど	自宅での介護（ヘルパー）や短期入所を行う自立支援給付や、余暇活動支援や家族の就労支援・介護負担軽減のための見守りなどを行う地域生活支援事業など、障害を持つ子ども（者）やその家族に対して総合的に支援を行います。	障害福祉課
160 新規	ライフサポートファイルの 配布	障害のある子どもや発達が気になる子どもが、乳幼児期から成人期までのライフステージごとに一貫した支援が受けられるように、成育歴・関係機関・医療機関などを記録して整理できる「ライフサポートファイル」を配布しています。家族と支援機関（医療・保健・福祉・教育など）が子どもの情報を共有できるため、より良い支援につながれます。	障害福祉課



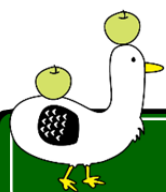


まつどコラム

## 基幹相談支援センターCOCO



障がいのある子ども（人）や家族等が抱える不安や課題を聞き、解決に向けた支援を行う市内の中核的な拠点として、総合福祉会館2階で「基幹相談支援センターCOCO」の運営をしています。希望に応じて訪問も行っており、早期の相談支にに取り組んでいます。

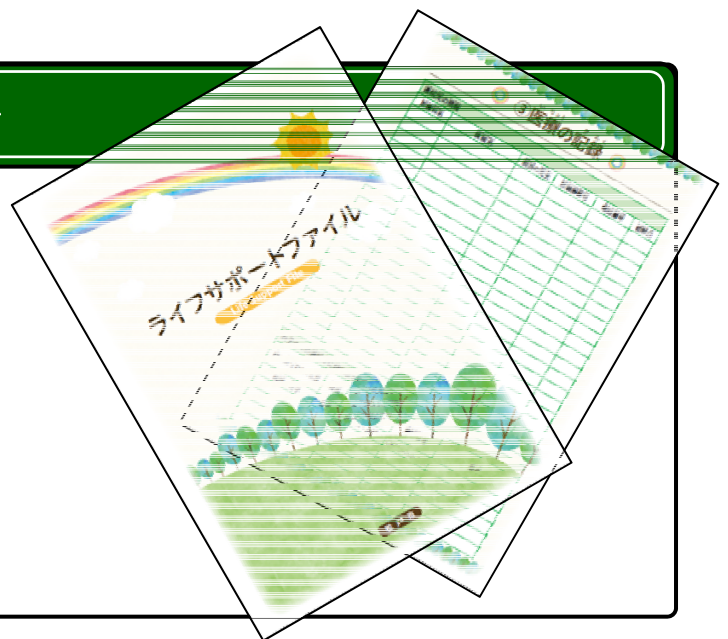


まつどコラム

## ライフサポートファイル

支援を必要とするお子さんの、生活の様子や医療やサービス利用状況等、1冊にまとめていただけるライフサポートファイルを配付しています。

新しいサービスを受けるときや、進学等の際に、この1冊でスムーズに情報の引継ぎが可能です！



## <Ⅲ> 地域之力

～地域の特色と活力を活かし、子どもと家庭を支える～

### 目指す姿

子育て家庭が地域で安全に安心して子育てしながら暮らすことができるように、地域づくり、住環境づくり、災害や防犯対策を推進します。

地域の一人ひとりが子育て支援の重要性に関心と理解を深め、子育てに関わる多くの人々が、子どもを通じて地域とつながるまち「まつど」を目指します。

### 基本目標3 「地域之力」における基本施策

- ・基本施策9 子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らせる
- ・基本施策10 子どもたちが地域でいきいきと成長できる
- ・基本施策11 子ども・子育て支援の支援者ネットワークを強化する
- ・基本施策12 子どもと子育て家庭を地域全体で応援する

社会福祉法の改正の部分

## 基本施策9 子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らせる

### 目指す姿

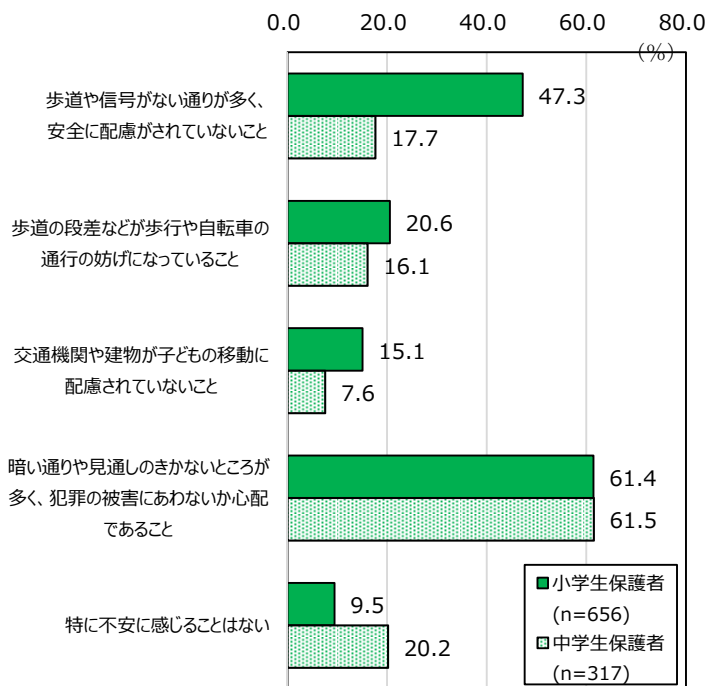
- 犯罪や災害から子どもの命を守るために、地域全体で見守りの輪が広がっています。
- 多くの人たちが、犯罪や災害への危機意識を高め、自らの対応（自助）や地域の助け合い（共助）により、自分の身と自分の街を守る力が育まれています。
- 乳幼児を連れて外出しやすい環境になっています。

### 現状と課題

- 近年、子どもを狙った卑劣な犯罪が報道されることが増え、子どもの外出に不安を持つ子育て家庭が増えていると考えられます。によって対応しなければなりません。特に乳幼児や妊婦などは自力での避難が困難な場合もあり、防災対策において意識をしておく必要があるため、講座などの啓発活動に取り組み
- 近年、自然災害が増加しており、市民それぞれが防災に対する意識を高める必要があります。
- 乳幼児を連れての外出は、段差や子どもの体験や保護者の地域との交流を促進するためには、乳幼児を安心してつれていける環境を整備する必要があります。

### データ

子どもが外出する際、不安に感じること



防犯カメラ設置台数

出典：松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成30年度)

## 施策9-1. 安全対策や防災対策を強化する

重点施策

## 施策の方向

地域における自主防犯活動や防犯ボランティアなどの協力のもと、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り、犯罪から守る環境を整えていきます。

災害などが起こった際には、自らの対応（自助）や地域の助け合い（共助）によって対応しなければなりません。特に乳幼児や妊婦などは自力での避難が困難な場合もあり、防災対策において意識しておく必要があるため、講座などの啓発活動に取り組みます。

## 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
161	こども110番の家	いざという時に子どもが逃げ込める家や商店、市民センターなどの施設に、目印のプレートを貼り、子どもが事件や事故に巻き込まれるのを防ぎます。	市民安全課
162	自主防犯パトロール事業	防犯団体、町会・自治会、ボランティアなどの協力により防犯パトロールを実施しています。	市民安全課
163	学校安全ボランティア	各学校でボランティアを募集し、登下校時などに見回りを実施しています。	保健体育課
164	青パト防犯パトロール	青色回転灯装備車両によるパトロールを実施しています。	市民安全課
165	街頭補導	市長から委嘱された少年補導員と少年センター職員が計画的に、市内全域の盛り場・駅・公園・遊技場など、少年のたまり場と見られる場所を巡回し、「愛の一声」の気持ちを込め補導活動を行います。	子どもわかもの課 少年センター
166	防犯カメラの設置	住宅街などの治安向上を図るため、市民の協力を得て、全国初となる市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ事業を実施しています。	市民安全課
167	安心・安全情報メール（不審者情報）	不審者・犯罪情報などの緊急性の高い重要情報を皆様の携帯電話のメールにお知らせする安全安心情報のメール配信サービスです。	市民安全課
168	防犯についてのパートナー講座	「災害に対する備え」「地域の防犯対策について」「住まいの耐震対策」などそれぞれの出前講座を実施しています。	危機管理課／ 市民安全課
169	町会、自治会の見守り	町会・自治会の見守り活動を、防犯用品貸与により支援しています。	市民安全課

No.	事業名	事業概要	担当課名
170	商店会の見守り	商店会が地域の子どもの登下校時の見守り、声かけなどを実施しています。	商工振興課
171 新規	松戸市高齢者など見守り活動	市内で活動する事業者などが配達などの日常業務を行う際に、子どもや高齢者などが心配な状況にあることを発見した場合、本市に連絡をいただき、本市が状況の確認などを行うという取り組みです。	高齢者支援課
173	防災・災害についてパートナー講座	「災害に対する備え」「地域の防犯対策について」などそれぞれの出前講座を実施しています。	危機管理課
174 新規	災害用備蓄品の整備	災害時に必要な資機材・生活必需品などを備蓄するため、市内全小中学校や町会・自治会と連携し、分散備蓄倉庫を設置しています。	危機管理課
175 新規	松戸市防災ガイド&マップの配布	災害時の情報収集や備蓄品の一例、福祉避難所などの記事も掲載した松戸市防犯ガイド&マップを配付しています	危機管理課
176	安心・安全情報メール（災害情報）	災害情報などの緊急性の高い重要情報を「松戸市安全安心情報」としてメール配信しています。	危機管理課

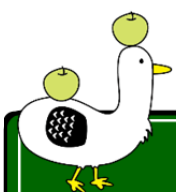
施策9-2. 親子が安心して外出できる環境を整備する

施策の方向

市内の公共施設などを中心に子どもや子育て中の保護者の視点から見直しを行い、乳幼児をつれた保護者が安心して外出できるような「赤ちゃんぽけっと」の推進など、子育てしやすいまちづくりに取り組みます。

主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
177	授乳おむつ替えスペース(赤ちゃんぽけっと)の提供	市内の公共施設などで、授乳・おむつ替えスペースの提供を行います。商業施設など、提供する施設を拡充します。	子育て支援課 ／商工振興課
178	松戸駅周辺のまちづくり	「松戸駅周辺まちづくり基本構想」に基づき、駅周辺のバリアフリー化、ゆとりある歩行者空間や良好な住環境の形成など、まちづくりを推進します。	新拠点整備課
179 新規	移動式授乳室の設置	赤ちゃん連れでの外出を支援するため、屋外で実施するイベントにおいて移動式赤ちゃん休憩室を貸出いたします。	子育て支援課



まっどコラム

移動式赤ちゃん休憩室

赤ちゃんをつれたお出かけや、屋外イベントの際に便利な移動式赤ちゃん休憩室を貸しだしています。(イベント主催者等を対象)

おむつ交換台も付属しており、授乳やおむつ替えにご利用いただけます。







## 基本施策10 子どもたちが地域でいきいきと成長できる

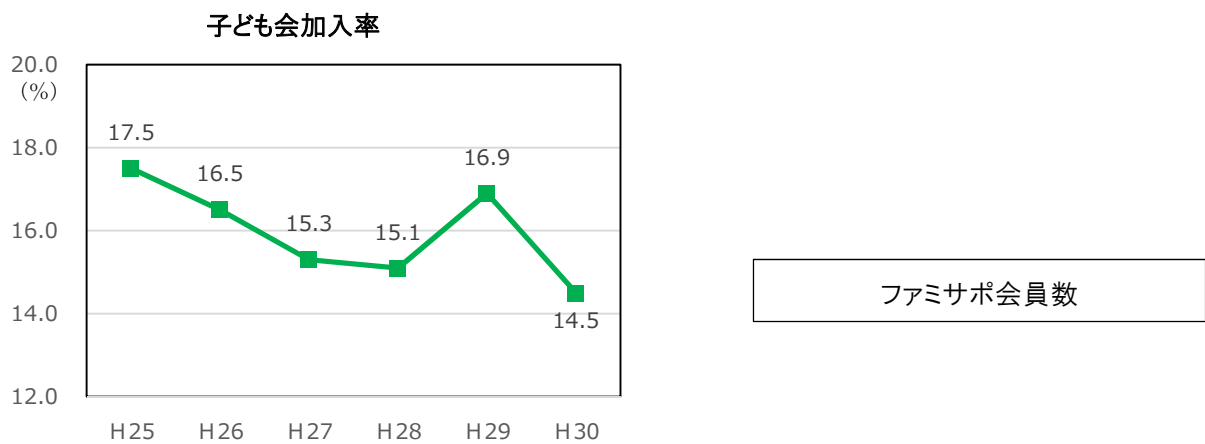
### 目指す姿

- 子どもたちが地域に支えられ、見守られながら、多様な体験を積み重ね、健やかに成長していける環境が整っています。

### 現状と課題

- 子どもが地域社会において、様々な人との交流、他者との体験活動をする機会が減少しており、他者とのつきあい方や地域コミュニティへの意識、自己抑制力が低下する懸念があります。
- 学校から社会・職業への移行が円滑に行われるためには、子どもたちが社会や職業にかかわる体験活動をすることで、働くことの意味を実感するとともに、自己と社会についての気付きや発見を経験する必要があります。
- 子どもにとって身近な地域において体験活動が充実していくことが望ましいため、地域の支援が不可欠です。

### データ



出典：松戸市 子どもわかもの課資料

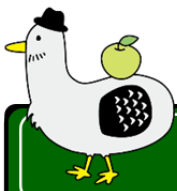
## 施策10-1. 子どもが地域で交流できる機会を増やす

### 施策の方向

地域で子どもを育てる環境づくりのために、地域と交流する機会を充実し、子どもと地域のつながりを深めます。

### 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
2 再掲 事業計画	地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	保護者の孤独感や負担感を軽減するため、概ね0歳から3歳までの乳幼児と保護者向けに無料開放されている施設です。育児相談や子育て講座なども行います。	子育て支援課
3 再掲	保育所（園）や幼稚園での地域交流	保育所（園）や幼稚園では、児童と地域の乳幼児との交流、行事への参加、子育ての相談などを行っています。	保育課／幼児教育課
6 再掲	地区社会協議会の子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施しています。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会（地域福祉課）
180	こども祭り	市内の子ども達が一同に集い、各種催し物への参加を通じ楽しい1日を過ごすことにより「子ども達の交流」「親子のふれあい」を図る取り組みです。	子どもわかもの課
181	子育てフェスティバル事業	子育て支援を行う団体の連携を図り、また、市民に子育ての情報提供をするため、各団体がブースを持ちイベントや講座を行います。	子育て支援課
182 新規	アートパークの開催	聖徳大学が、地域団体、市と協力し、親子対象のワークショップを企画、実践しています。	文化観光国際課
183	子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課
184	スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子どもの集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課

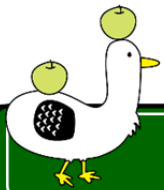


まつどコラム

## 松戸市こども祭り

21世紀の森と広場で、松戸市こども祭りを開催しています。

わんぱく相撲やゴールキック、SL、昔の遊び創作、ステージショー、マジックショー、ストライクボードなど、無料で遊べるコーナーを多数用意し、子どもたちの交流や親子のふれあいの機会となるよう、取り組んでいます。



まつどコラム

## アートパーク

聖徳大学主催のもと、市内の公園で、子どもが普段できない外遊びや色々な道具を使った作品作りができるアートパークを開催しています。

子どもたちの創造性や地域のつながりづくりにつながるよう、取り組んでいます。



## 施策10-2. 青少年が社会にかかわる機会を増やす

## 重点施策

## 施策の方向

青少年がさまざまな人とふれあうことで、学び、自己形成をしていくために、ふれあう機会や場所を充実します。

## 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名	
97 再掲	中高生と乳幼児のふれあい体験	中高生が命の大切さを学び将来親となる準備として、乳幼児とのふれ合い体験を市内の中学校と高校で実施していますが、実施校を増やし充実させます。	子どもわかもの課	
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	中高生のふれあい体験実施校数を増やします	10	12	15
29 再掲	ゲットユアドリーム事業	地域社会で活躍するさまざまな職業や経歴の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援しています。	子どもわかもの課	
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	ゲットユアドリーム事業実施校数を増やします	2	8	10
32 再掲 新規	夢の教室の実施	市立小学校全校5年生を対象に、オリンピック出場経験のあるスポーツ選手、現役サッカー選手をはじめ様々な種目で活躍するアスリート、そのOBやOGらを「夢先生」として学校に迎え、「夢を持つことの大切さ」「仲間と協力することの大切さ」をゲームやトークを通じて子どもたちに伝えていきます。	東京オリンピック・パラリンピック推進課	

## まっどコラム



## ゲットユアドリーム

様々な職業の方の話を聞くことで、子どもたちが将来について考える機会とする「ゲットユアドリーム」を実施しています。

※写真は実施法人HPより



講師：看板屋



講師：ウェディングプランナー



講師：美容師



講師：介護施設施設長

## 基本施策1-1 子ども・子育て支援の支援者ネットワークを強化する

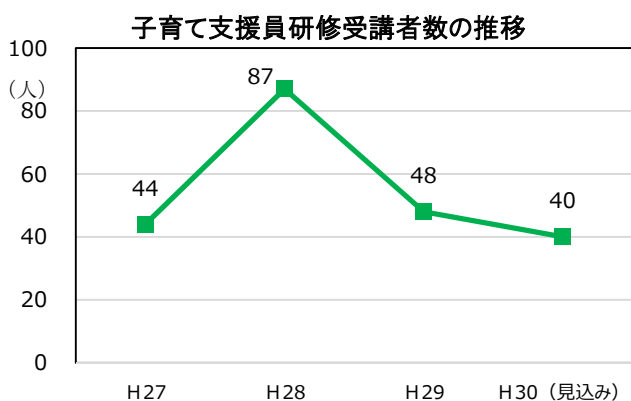
### 目指す姿

- 地域で子ども・子育て支援に携わる人々が、横断的に連携し、地域の様々な人がつながる社会が形成されています。

### 現状と課題

- 地域活動は、それぞれの団体ごとの活動になりがちのため、緊密な「顔の見える」ネットワークづくりが課題です。
- 子育て支援員認定研修や人材バンク制度の推進により、人材確保及び育成を推進していますが、子育て支援の現場への就労につないでいく必要があります。
- 横断的な連携体制を確立することで、地域の子育て世帯の抱える課題を早期に発見し、関係機関から支援を受けられる体制づくりに取り組む必要があります。

### データ



出典：子育て支援課資料

子ども食堂数



## 施策 1 1 - 1. 地域で子育て支援に関わる個人・団体との連携を強化する

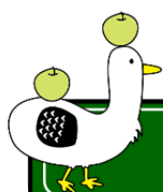
### 施策の方向

地域できめ細かい子育て支援や青少年の健全育成の取り組みを展開していくため、地域で活動している各種団体やグループなどが情報を共有し、支援や解決に向けた協働の取り組みができるしくみを整えます。

### 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
185	子育て関係機関の情報交換会	地域の子育て支援環境の整備を推進し、必要な人に支援が行き届くようなネットワークを構築するため、地域の支援者が集まり、情報を共有し連携を強化します。	子育て支援課
186	中高生居場所づくり支援者研修会	児童館・こども館・青少年会館など、小中高生の居場所づくりに携わる支援者や職員のスキルアップのための支援者研修会・情報交換会を開催します。	子どもわかもの課
18再掲	幼・保・小の職員による情報交換	幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校の職員間の情報交換の機会を確保します。	幼児教育課
187	自立支援協議会こども部会	障害を持つ子どもとその家族の現状や課題の共有を行い、地域で安心して生活するために必要な支援について協議します。	障害福祉課
188	少年センター運営協議会	少年センターの適切な運営を図るために協議会を設置する	子どもわかもの課
189 新規	まつど子ども食堂の会との連携	地域で活動する子ども食堂との連携・情報交換を行い、活動内容の発信を進めます。	子ども政策課 子どもの未来応援担当室
190	子ども・子育て会議	保護者などを含む子ども・子育て支援の当事者の意見を聴く会議であり、「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画の策定・進捗管理などを行います。	子ども政策課
191 新規	松戸市母子保健連絡協議会	母子保健や医療などに関する関係行政機関、関係団体、住民の代表から構成される母子保健連絡協議会を設置し、現状把握、分析などを行います。	子ども家庭相談課 母子保健担当室
192 新規	民生委員・児童委員・主任児童委員	地域の身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービスなどの紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関、学校や児童福祉関係機関などと連携につとめています。	地域福祉課

193	健康推進員活動	市から委嘱された健康推進員が、母子保健事業への参加、および市民の健康づくりのお手伝いをします。	健康推進課／子ども家庭相談課母子保健担当室	
181 再掲	子育てフェスティバル事業	子育て支援を行う団体の連携を図り、また、市民に子育ての情報提供をするため、各団体がブースを持ちイベントや講座を行います。	子育て支援課	
60 再掲	子どもを守る地域ネットワーク (松戸市児童虐待防止ネットワーク) 機能強化	要保護児童などの早期発見や適切な保護・支援を行うため、松戸市児童虐待防止ネットワーク構成員の連携並びに専門性強化と、地域住民への周知を図る取り組みの充実を図ります。	子ども家庭相談課	
		<b>目標</b>	<b>現状</b>	<b>目標 (R4)</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職向けの研修会などを実施します</li> <li>・松戸市虐待防止マニュアル(関係機関向け)を作成します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年3回以上の研修会などの実施</li> <li>・未策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持</li> <li>・完成及び本格的活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持</li> <li>・完成及び本格的活用</li> </ul>



まつどコラム

子ども食堂

子ども食堂とは、地域のボランティアが子どもたちに無料または安価な食事を提供することで、子どもの食育や地域の交流につなげる取り組みです。右図で実施されています。

※掲載許可をいただいた団体のみ



まつどコラム

まつど地域活躍塾

まつど地域活躍塾は、市民の経験やスキルを地域で役立てるキッカケを見つける塾です。令和元年度で3期目となっており、子ども・子育て支援につながる人材育成も期待されます。





## 施策 1 1 - 2. 地域の人子どもと関わる機会を増やす

**重点施策**

### 施策の方向

子育て支援の担い手として活躍したい方を、子育て支援人材として育成する体制を充実させます。

地域の活動や様々なイベントを通して、地域の人たちが子どもや子育て家庭と触れ合う機会を増やしていきます。また、子どもの体験活動や子育てへの支援を通じて、知識や経験の豊富な人たちが活躍できる場をつくり出します。

### 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
194	子育て支援員研修	これから「子育て支援事業に携わりたい」という方に必要な知識と技術を取得してもらうため、講義や演習を行います。	子育て支援課
195	松戸市人材バンク制度	支援者として実践的に活躍できる人材の確保と場の提供を図るため、子育て支援員研修修了者又は有資格者を「松戸市人材バンク名簿」に登録し、必要に応じて子育て支援事業運営事業者に提供します。	子育て支援課
196	地区社会福祉協議会	「地域住民の世代間交流」として、お祭りや運動会などのイベントや交流事業を行っています。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
6 再掲	地区社会協議会の子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施しています。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
197	市民活動団体への支援	地域課題に取り組む市民活動団体の活動に対し、市民活動助成制度や市民活動総合補償制度などで支援を行います。	市民自治課
198 新規	まつど地域活躍塾の実施	広い視野を持ち、地域の課題解決に取り組む人材の育成を図ることを目的に、市民を対象にワークショップや実地体験を含む長期の講座を実施します。	市民自治課
199 新規	まつど市民活動サポートセンターの設置	市民活動を支援し、その発展に寄与することを目的に、まつど市民活動サポートセンターを設置し、コーディネーターが市民活動に関する情報提供や相談を行います。また、講座やイベントも開催します。	市民自治課
189 再掲 新規	まつど子ども食堂の会との連携	地域で活動する子ども食堂との連携・情報交換を行い、活動内容の発信を進めます。	子ども政策課子どもの未来応援担当室

## 基本施策 1 2 子どもと子育て家庭を地域全体で応援する

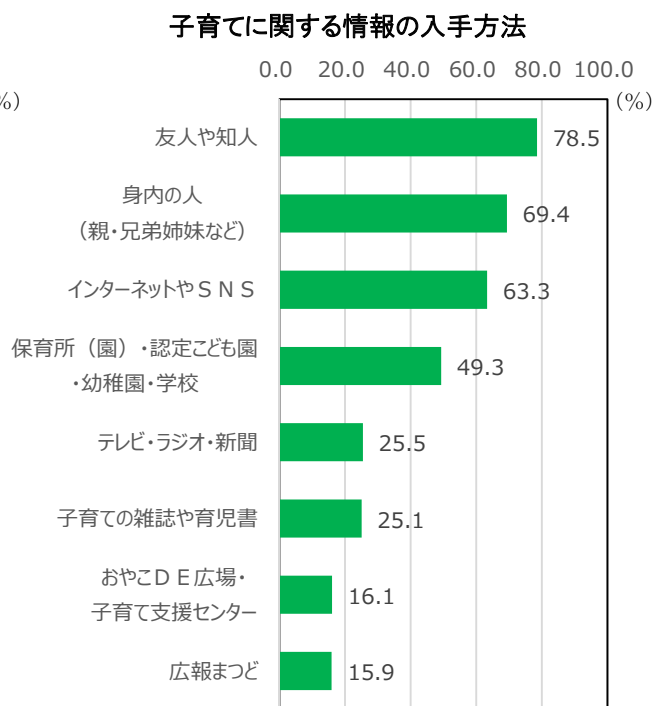
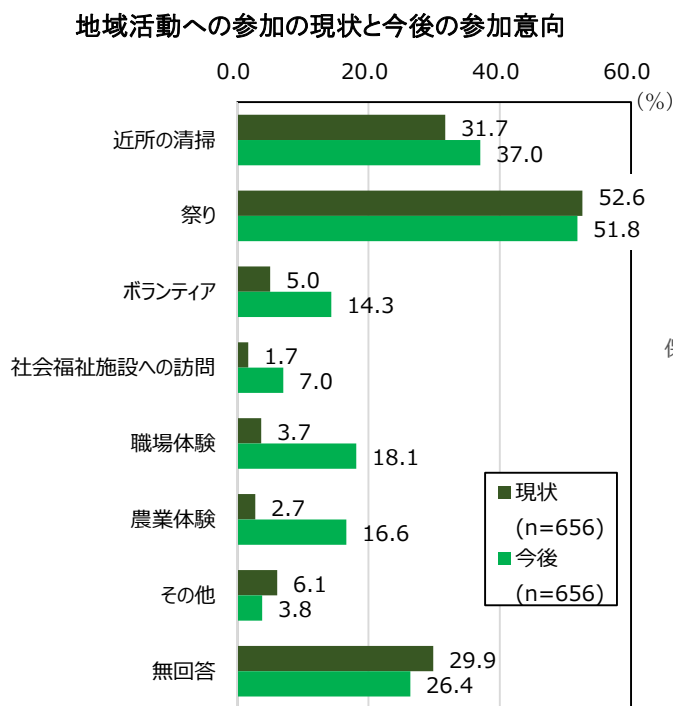
### 目指す姿

- 子どもや子育て家庭を取り巻く状況や課題を、広く一般市民が認識し、地域全体で子どもや子育てを応援する風土が醸成されています。

### 現状と課題

- 本市では豊富な地域資源を多様な子育て支援施策につなげていますが、多様化・複雑化する課題を地域全体で支援していくためには、これまでの枠組みにとられない連携が必要です。
- 本市の子どもを取り巻く状況や課題、それに対する本市の取り組みや施策の考え方について、市民に対して効果的に周知・啓発を図っていく必要があります。

### データ



出典：松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成30年度)

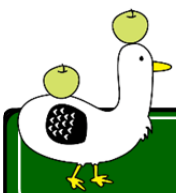
## 施策12-1. 企業や学校等との連携を推進する

### 施策の方向

企業、学校などとの交流や連携を促進するとともに、それぞれの有する知見を共に学ぶ機会を持つことで、地域の支えあいの力を高めます。

### 主な事業

No.	事業名	事業概要	担当課名
200	学校支援地域連携事業	学校を核にした地域コミュニティづくり事業を推進するため、学校支援地域本部を設置し、学校・地域住民が協働して学校支援を行います。	教育企画課
201	市内大学との包括協定	地域コミュニティづくりや地域社会の発展に寄与することを目的とし、協定を締結しています。	政策推進課
202	家庭教育学級開催業務	家庭の教育力向上支援の一環として、学校にて幼児期、小学校、中学校とそれぞれの成長に応じたテーマや目的をもった学習の場を開設しています。	生涯学習推進課
182 再掲 新規	アートパークの開催	聖徳大学が、地域団体、市と協力し、親子対象のワークショップを企画、実践しています。	文化観光国際課
171 再掲 新規	松戸市高齢者など見守り活動	市内で活動する事業者などが配達などの日常業務を行う際に、子どもや高齢者などが心配な状況にあることを発見した場合、市に連絡をいただき、連絡をいただいた市が状況の確認などを行うという取り組みです。	高齢者支援課



まつどコラム

### 大学との包括的な連携協定

本市では、聖徳大学など、市内4大学と包括的な連携協定を締結しています。講演会をはじめ、地域社会の発展に向け、様々な連携して活動しています。



## 施策12-2. 子どもや子育て家庭に関心を持つ人を増やす

重点施策

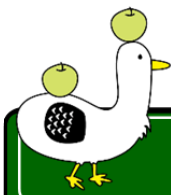
## 施策の方向

子どもと子育て家庭を地域全体で応援するために、情報発信や啓発活動を通じて、子育てを応援する機運を地域に醸成します。

## 主な事業

No.	事業名	事業概要		担当課名
203 重点事業 新規	子育てプロモーション	総合的な子育て施策の充実を図ると共に、市内外の子育て世代に、市の子育て環境の魅力・価値を効果的に発信し、本市の都市ブランド力の向上を図ります。		子ども政策課
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	子育てしやすいと感じる子育て世帯を増やします※	就学前保護者 55.0% 小学生保護者 55.3% 中学生保護者 57.4%	増やします	増やします
68 再掲 重点事業 新規	子どもの未来応援事業	子どもの貧困対策に関する理解を深め、地域における支援を広げるため、講演会などを開催します。		子ども政策課 子どもの未来応援担当室
	目標	現状	目標 (R4)	目標 (R6)
	講演会やパートナー講座の実施	講演会 3 地区	聴講者の増加	聴講者の増加
35 再掲	Let's 体験の実施	中学生から 20 代の青少年が、夏休み期間を活用し、地域のさまざまな課題解決に取り組む市民活動団体の活動現場でボランティア活動を体験します。		市民活動サポートセンター（市民自治課）
34 再掲 新規	子ども夢フォーラムの実施	全ての子どもたちが夢を持ち実現をめざすことができるように、小中学生のスポーツや文化活動の紹介と表彰や発表の場の提供などの支援をします。		子どもわかもの課
189 再掲 新規	まつど子ども食堂の会との連携	地域で活動する子ども食堂との連携・情報交換を行い、活動内容の発信を進めます。		子ども政策課 子どもの未来応援担当室
198 再掲 新規	まつど地域活躍塾の実施	広い視野を持ち、地域の課題解決に取り組む人材の育成を図ることを目的に、市民を対象にワークショップや実地体験を含む長期の講座を実施します。		市民自治課
199 再掲 新規	まつど市民活動サポートセンターの設置	市民活動を支援し、その発展に寄与することを目的に、まつど市民活動サポートセンターを設置し、コーディネーターが市民活動に関する情報提供や相談を行います。また、講座やイベントも開催します。		市民自治課

No.	事業名	事業概要	担当課名
204 新規	パートナー講座	子どもたちを取り巻く現状について、パートナー講座を開催し、市民の理解を深めます。	広報広聴課 (子ども部各課)



まっどコラム

## 子育てプロモーションの取り組み

子育て世代をメインターゲットとして、子育て支援 PR 動画「世界一の感謝状」を制作しました。本市が子育て支援を進めるうえで大事にしている「家族の笑顔が、子どもにとって一番の心の栄養である」という思いを込め、本市在住の4組の子育て家族にご出演いただき、「住む人のやさしさ」「家族の温かさ」が伝わる内容を目指しています。

動画は、市公式 YouTube チャンネルで公開するほか、近隣市の映画館の本編上映前のCMとして上映しています。





# 第5章

## 松戸市子ども・子育て支援

### 事業計画







## 第1節 子ども・子育て支援新制度等の概要について

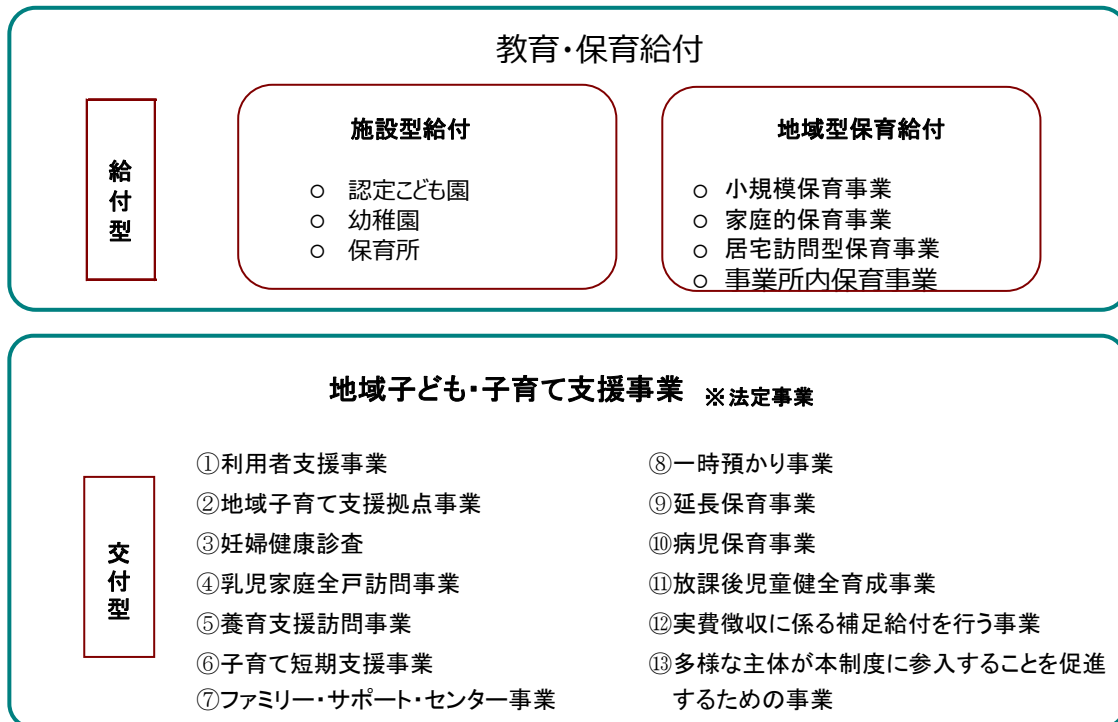
### 1 子ども・子育て支援新制度における給付・事業

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引上げによる財源の一部を得て、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することにあります。新制度には、子どものための「教育・保育給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」が設けられています。

「教育・保育給付」には、「施設型給付」と「地域型保育給付」があります。就学前の子どもに教育・保育を行う際、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する場合には「施設型給付」が、定員19人以下の小規模保育事業等を利用する場合には「地域型保育給付」が支給されます。幼稚園、認可保育所、認定こども園が都道府県の認可事業であるのに対し、小規模保育事業などは市町村の認可事業とされており、市町村が主体となった柔軟な保育サービスの拡充が可能です。

「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が実施する13事業で構成され、在宅で子育てを行っている家庭などの支援も対象とし、利用者支援事業、放課後児童健全育成事業などがあります。

#### ■「教育・保育給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の全体像

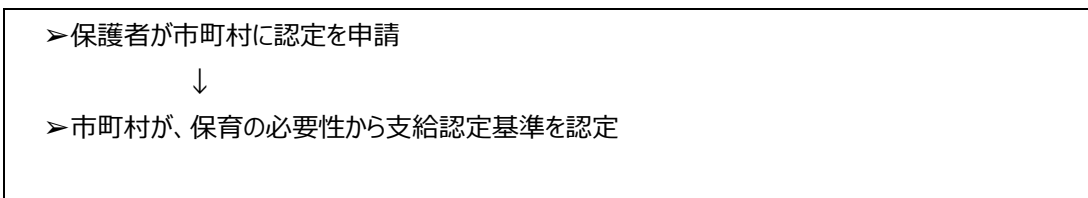


※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可・認定を受けた事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

## 2 保育の必要性の認定

教育・保育施設の利用にあたっては、保護者は市町村へ申請し、市町村は客観的な基準のもと、認定し、給付が支給される仕組みとなります。

### ■ 保育の必要性の認定の流れ

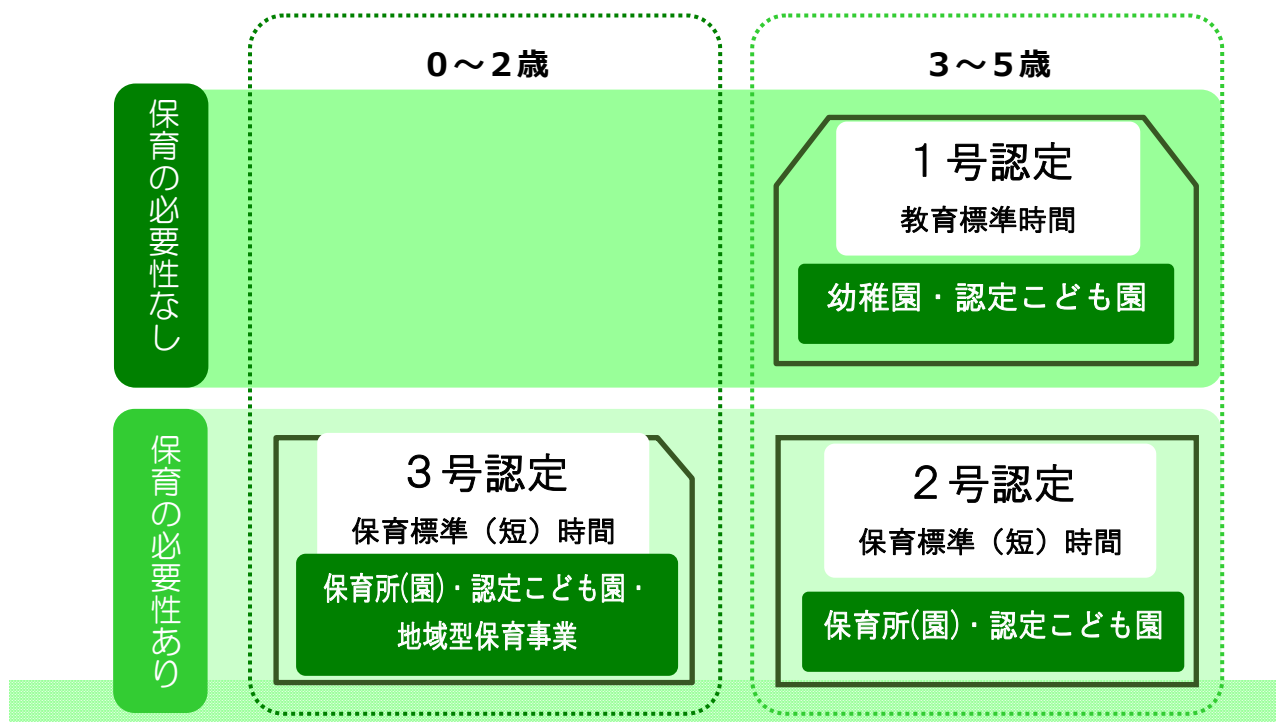


### ■ 保育の必要性の認定区分と、対象となる教育・保育施設

認定は、子どもの年齢と、保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。

- 【1号認定】：満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）
- 【2号認定】：満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）
- 【3号認定】：満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）

認定を受けた子どもの保護者は、認定区分（1号・2号・3号）により、利用できる施設や時間が決定します。また保育認定である2号認定及び3号認定については、「保育標準時間（長時間）認定」と「保育短時間認定」の「区分」が設定されており、必要性の認定を受けた上で各家庭の就労実態等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠としての保育必要量が決まります。



### 3 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく法定事業計画であり、「幼児教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み並びにそれに対応する確保方策の内容及び実施時期について定めることとされています。

第1期の子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26年）』を基本としつつ、『子育て安心プラン』、『市町村子ども子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方』、『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）（平成31年）』を踏まえ、本市における人口の推移や、平成30年度に実施した「松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」、第1期計画期間の進捗状況、利用実績等を基に算出しています。

### 3 幼児教育・保育の無償化

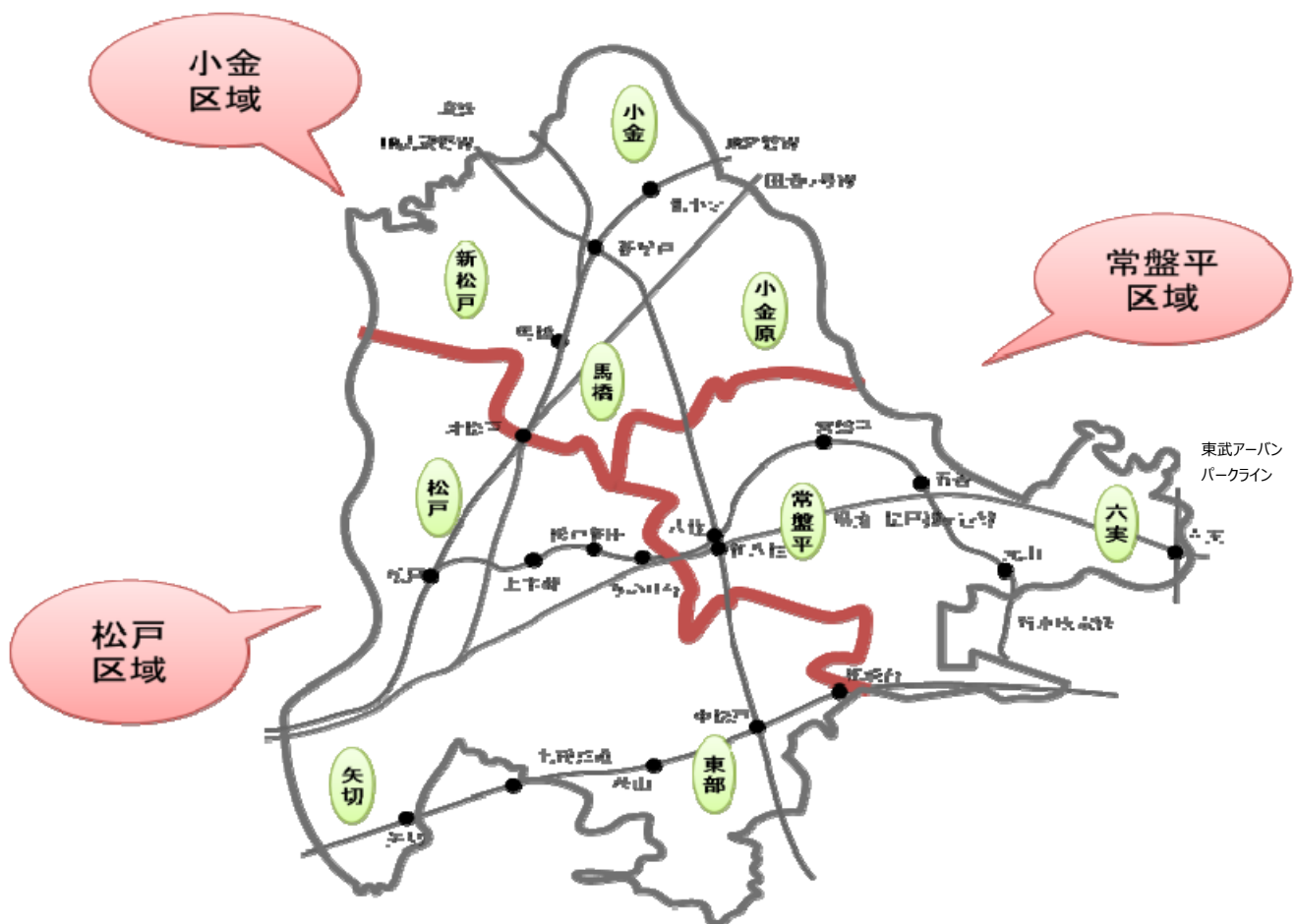
令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されました。概要は以下のとおりです。

3～5歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所(園)(小規模保育施設含む)、幼稚園、認定こども園の利用料を無償化</li> <li>・幼稚園の預かり保育の利用料を無償化(上限 月 11,300 円)</li> <li>・認可外保育施設の利用料を無償化(上限 月 37,000 円)</li> </ul>
0～2歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯に限り、保育所(園)、認定こども園の利用料を無償化</li> <li>・住民税非課税世帯に限り、認可外保育施設の利用料を無償化(上限 月 42,000 円)</li> </ul>

## 第2節 区域の設定

本市では、子ども・子育て支援法の基本指針に基づき、幼稚園や保育所（園）などの「教育・保育」や、「地域子ども・子育て支援事業」について、「区域」を設定しています。

この「区域」は、本市の人口、地理的条件、交通事情、現在の利用状況、社会資源の状況を総合的に勘案し、市域を、保健福祉センターを中心とした、松戸地域、小金地域、常盤平地域の「3区域」としています。



なお、地域子ども・子育て支援事業のなかで、「3区域」として設定が難しい事業については、「市全体」を区域として設定しています。

事業名 ※ ( ) 市の事業名		区域
教育・保育		3区域
地域子ども・子育て支援事業		
①	利用者支援事業 (子育てコーディネーター、親子すこやかセンター、利用支援コンシェルジュ)	3区域
②	時間外保育事業 (延長保育事業)	3区域
③	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ、放課後KIDSルーム)	市全体
④	子育て短期支援事業 (こどもショートステイ)	市全体
⑤	乳児家庭全戸訪問事業	3区域
⑥	養育支援訪問事業	3区域
⑦	地域子育て支援拠点事業 (おやこDE広場、子育て支援センター)	3区域
⑧	一時預かり事業 【幼稚園の預かり保育】	3区域
	一時預かり事業 一時預かりを行う保育所	3区域
	【その他】 一時預かりを行う地域子育て支援拠点 (ほっとるーむ等)	3区域
⑨	病児保育事業	3区域
⑩	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	市全体
⑪	妊婦健康診査事業	3区域
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全体
⑬	多様な主体の参入促進事業	市全体

### 第3節 推計人口の設定

本計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、推計人口をもとに「量の見込み」を算出します。推計人口は、現状の人口推移をもとにするコーホート要因法にて算出しています。

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳児	3,567	3,570	3,589	3,613	3,637
1・2歳児	7,468	7,343	7,385	7,408	7,453
3～5歳児	11,578	11,437	11,218	11,100	10,978
6～8歳児	11,602	11,667	11,617	11,582	11,440
9～11歳児	11,761	11,693	11,710	11,645	11,711
計	45,976	45,710	45,519	45,348	45,219

## 第4節 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保方策

### 1 教育・保育の量の見込みについて

本市の事業実績及びニーズ調査からの利用意向を勘案し、推計人口をもとに、「量の見込み」を算出しました。「量の見込み」の算出にあたっては、子育て世代の女性の就業率 80%が実現することを念頭において、検討を進めました。

### 2 確保方策の設定について

区域ごとに均衡のとれた教育・保育の提供が行われ、計画期間中、区域及び認定区分ごとに、確保方策の値が量の見込みを上回るように算定しました。

### 3 教育・保育における量の見込み並びに確保方策

※単位：利用人数（人／日）、各年度4月1日時点

認定区分	量の見込み・確保方策	H31実績	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号認定 3～5歳児	量の見込み	5,705	5,264	4,830	4,399	4,081	3,746
	確保方策	9,420	5,264	4,830	4,399	4,081	3,746
	特定教育・保育施設	95	260	260	260	260	260
	新制度未移行幼稚園	9,325	5,004	4,570	4,139	3,821	3,486
2号認定 3～5歳児	量の見込み（合計）	5,152	5,597	5,875	6,119	6,498	6,846
	教育利用希望の強い2号	540	637	729	815	917	1,014
	その他	4,612	4,960	5,146	5,304	5,581	5,832
	確保方策（合計）	5,321	5,777	6,055	6,300	6,680	7,028
	幼稚園の預かり保育	540	758	1,022	1,249	1,608	1,935
	特定教育・保育施設	4,286	4,432	4,445	4,461	4,481	4,501
3号認定 1～2歳児	量の見込み	3,533	3,567	3,824	4,090	4,374	4,672
	確保方策	3,507	4,014	4,199	4,356	4,546	4,724
	特定教育・保育施設	2,124	2,161	2,173	2,176	2,176	2,176
	地域型保育事業	977	1,089	1,261	1,433	1,605	1,783
	市の独自対策	406	173	174	174	174	174
	市助成対象施設	-	31	168	430	544	591
1号認定 0歳児	量の見込み	598	646	706	770	835	901
	確保方策	812	866	889	908	926	938
	特定教育・保育施設	624	630	635	636	636	636
	地域型保育事業	157	167	185	203	221	233
	市の独自対策	31	51	51	51	51	51
	市助成対象施設	-	6	8	12	14	18
	施設等利用給付	-	12	10	6	4	0



## I 教育・保育 ① 1号認定

1	対象	満3歳以上で、幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の教育を希望する方。計画値及び実績値には、子ども・子育て支援新制度に移行していない県の私学助成を受ける私立幼稚園(以下「新制度未移行園」という。)を利用する子どもの数も含んでいます。
2	利用施設	幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)
3	担当課	幼児教育課・保育課
4	対象/単位	3～5歳児 / 利用人数(人/日) ※A:各年4/1時点、B:各年5/1時点
5	第2期計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】 推計人口×各年度の利用意向率(※2) ※2 各年度の利用意向率: H27からH31までの過去4年の伸びから平均して算出</p> <p>【確保方策の算出について】 A 特定教育・保育施設: 子ども・子育て支援新制度に移行する(した)認定こども園(1号)・幼稚園の定員数の合計。現段階で整備計画があるものも考慮して算出 B 新制度未移行幼稚園: 私学助成を受ける幼稚園の定員数</p>

量の見込みと確保方策 (市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 全 域	①量の見込み	5,264	4,830	4,399	4,081	3,746
	②確保方策(A+B)	5,264	4,830	4,399	4,081	3,746
	A 特定教育・保育施設	260	260	260	260	260
	B 新制度未移行幼稚園	5,004	4,570	4,139	3,821	3,486
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0

量の見込みと確保方策 (地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松 戸	①量の見込み	2,264	2,078	1,892	1,755	1,611
	②確保方策(A+B)	2,264	2,078	1,892	1,755	1,611
	A 特定教育・保育施設	200	200	200	200	200
	B 新制度未移行幼稚園	2,064	1,878	1,692	1,555	1,411
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0
小 金	①量の見込み	1,637	1,502	1,368	1,269	1,165
	②確保方策(A+B)	1,637	1,502	1,368	1,269	1,165
	A 特定教育・保育施設	10	10	10	10	10
	B 新制度未移行幼稚園	1,627	1,492	1,358	1,259	1,155
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0
常 盤 平	①量の見込み	1,363	1,250	1,139	1,057	970
	②確保方策(A+B)	1,363	1,250	1,139	1,057	970
	A 特定教育・保育施設	50	50	50	50	50
	B 新制度未移行幼稚園	1,313	1,200	1,089	1,007	920
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0

## I 教育・保育 ② 2号認定

1	対象	満3歳以上で、就労など保育の必要な事由に該当し、保育所（園）、認定こども園（保育所部分）等での教育・保育を希望する方
2	利用施設	保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、幼稚園+長時間の預かり保育
3	担当課	保育課、幼児教育課
4	対象/単位	3～5歳児 / 利用人数（人/日）※A：各年5/1時点、それ以外：各年4月1日時点
5	第2期計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】</p> <p>推計人口×各年度の利用意向率（※2）</p> <p>※2 各年度の利用意向率：H27からH31までの過去4年の伸びから平均して算出</p> <p>【確保方策の算出について】</p> <p>A 特定教育・保育施設：子ども・子育て支援新制度に移行する（した）認定こども園（1号）・幼稚園の定員数の合計。現段階で整備計画があるものも考慮して算出</p> <p>B 新制度未移行幼稚園：私学助成を受ける幼稚園の定員数</p>

量の見込みと確保方策 (市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 全 域	①量の見込み (A+B)	5,597	5,875	6,119	6,498	6,846
	A 教育利用希望の強い2号	637	729	815	917	1,014
	B その他	4,960	5,146	5,304	5,581	5,832
	②確保方策 (C+D+E)	5,777	6,055	6,300	6,680	7,028
	C 幼稚園の預かり保育	758	1,022	1,249	1,608	1,935
	D 特定教育・保育施設	4,432	4,445	4,461	4,481	4,501
	E 市の独自対策	355	356	358	359	360
	F 施設等利用給付	232	232	232	232	232
③需給状況 (②-①)	180	180	181	182	182	

量の見込みと確保方策 (地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み (A+B)	2,763	2,897	3,014	3,198	3,366
	A 教育利用希望の強い2号	283	324	362	407	450
	B その他	2,480	2,573	2,652	2,791	2,916
	②確保方策 (C+D+E+F)	2,849	2,983	3,100	3,285	3,453
	C 幼稚園の預かり保育	530	664	781	945	1,113
	D 特定教育・保育施設	2,121	2,121	2,121	2,141	2,141
	E 市の独自対策	170	170	170	171	171
	F 施設等利用給付	28	28	28	28	28
	③需給状況 (②-①)	86	86	86	87	87
小金	①量の見込み (A+B)	1,771	1,868	1,953	2,082	2,201
	A 教育利用希望の強い2号	283	324	362	408	451
	B その他	1,488	1,544	1,591	1,674	1,750
	②確保方策 (C+D+E+F)	1,831	1,928	2,013	2,142	2,261
	C 幼稚園の預かり保育	130	213	298	427	525
	D 特定教育・保育施設	1,469	1,482	1,482	1,482	1,502
	E 市の独自対策	118	119	119	119	120
	F 施設等利用給付	114	114	114	114	114
	③需給状況 (②-①)	60	60	60	60	60
常盤平	①量の見込み (A+B)	1,063	1,110	1,152	1,218	1,279
	A 教育利用希望の強い2号	71	81	91	102	113
	B その他	992	1,029	1,061	1,116	1,166
	②確保方策 (C+D+E+F)	1,097	1,144	1,187	1,253	1,314
	C 幼稚園の預かり保育	98	145	170	236	297
	D 特定教育・保育施設	842	842	858	858	858
	E 市の独自対策	67	67	69	69	69
	F 施設等利用給付	90	90	90	90	90
	③需給状況 (②-①)	34	34	35	35	35

## I 教育・保育 ③3号認定（1～2歳）

1	対象	1～2歳児で、就労など保育の必要な事由に該当し、保育所（園）などでの教育・保育を希望する方
2	利用施設	保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、小規模保育施設
3	担当課	保育課
4	対象／単位	1～2歳児 / 利用人数（人／日）※各年4月1日時点
5	第2期計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】</p> <p>推計人口×各年度の利用意向率（※2）</p> <p>※2 各年度の利用意向率：H27からH31までの過去4年の伸びから平均して算出</p> <p>【確保方策の算出について】</p> <p>A 特定教育・保育施設：子ども・子育て支援新制度に移行する（した）認定こども園（1号）・幼稚園の定員数の合計。現段階で整備計画があるものも考慮して算出</p> <p>B 新制度未移行幼稚園：私学助成を受ける幼稚園の定員数</p>

量の見込みと確保方策 (市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 全 域	①量の見込み	3,567	3,824	4,090	4,374	4,672
	②確保方策（A+B+C+D+E）	4,014	4,199	4,356	4,546	4,724
	A 特定教育・保育施設	2,161	2,173	2,176	2,176	2,176
	B 地域型保育事業	1,089	1,261	1,433	1,605	1,783
	C 市の独自対策	173	174	174	174	174
	D 市助成対象施設	31	168	430	544	591
	E 施設等利用給付	560	423	143	47	0
③需給状況（②-①）	447	375	266	172	52	

量の見込みと確保方策 (地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み	1,792	1,921	2,054	2,197	2,347
	②確保方策 (A+B+C+D+E)	1,950	2,039	2,129	2,255	2,363
	A 特定教育・保育施設	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074
	B 地域型保育事業	540	629	737	845	953
	C 市の独自対策	86	86	86	86	86
	D 市助成対象施設	6	83	185	245	250
	E 施設等利用給付	244	167	47	5	0
	③需給状況 (②-①)	158	118	75	58	16
小金	①量の見込み	1,155	1,239	1,325	1,417	1,513
	②確保方策 (A+B+C+D+E)	1,267	1,347	1,398	1,449	1,519
	A 特定教育・保育施設	684	696	696	696	696
	B 地域型保育事業	377	444	495	546	616
	C 市の独自対策	55	56	56	56	56
	D 市助成対象施設	25	45	85	119	151
	E 施設等利用給付	126	106	66	32	0
	③需給状況 (②-①)	112	108	73	32	6
常盤平	①量の見込み	620	664	711	760	812
	②確保方策 (A+B+C+D+E)	797	813	829	842	842
	A 特定教育・保育施設	403	403	406	406	406
	B 地域型保育事業	172	188	201	214	214
	C 市の独自対策	32	32	32	32	32
	D 市助成対象施設	0	40	160	180	190
	E 施設等利用給付	190	150	30	10	0
	③需給状況 (②-①)	177	149	118	82	30

## I 教育・保育 ④3号認定（0歳）

1	対象	0歳児で、就労など保育の必要な事由に該当し、保育園などでの教育・保育を希望する方
2	利用施設	保育園、認定こども園（保育園機能）、小規模保育施設
3	担当課	保育課
4	対象／単位	0歳児 / 利用人数（人／日）※各年4月1日時点
5	第2期計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】  推計人口×各年度の利用意向率（※2）  ※2 各年度の利用意向率：H27からH31までの過去4年の伸びから平均して算出</p> <p>【確保方策の算出について】  A 特定教育・保育施設：子ども・子育て支援新制度に移行する（した）認定こども園（1号）・幼稚園の定員数の合計。現段階で整備計画があるものも考慮して算出  B 新制度未移行幼稚園：私学助成を受ける幼稚園の定員数</p>

量の見込みと確保方策 (市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 全 域	①量の見込み	646	706	770	835	901
	②確保方策（A+B+C+D+E）	866	889	908	926	938
	A 特定教育・保育施設	630	635	636	636	636
	B 地域型保育事業	167	185	203	221	233
	C 市の独自対策	51	51	51	51	51
	D 市助成対象施設	6	8	12	14	18
	E 施設等利用給付	12	10	6	4	0
③需給状況（②-①）	220	183	138	91	37	

量の見込みと確保方策 (地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み	323	353	385	417	451
	②確保方策 (A+B+C+D+E)	441	447	453	459	465
	A 特定教育・保育施設	323	323	323	323	323
	B 地域型保育事業	90	96	102	108	114
	C 市の独自対策	26	26	26	26	26
	D 市助成対象施設	0	0	1	1	2
	E 施設等利用給付	2	2	1	1	0
	③需給状況 (②-①)	118	94	68	42	14
小金	①量の見込み	194	212	231	251	270
	②確保方策 (A+B+C+D+E)	261	275	281	287	293
	A 特定教育・保育施設	187	192	192	192	192
	B 地域型保育事業	53	62	68	74	80
	C 市の独自対策	15	15	15	15	15
	D 市助成対象施設	6	6	6	6	6
	E 施設等利用給付	0	0	0	0	0
	③需給状況 (②-①)	67	63	50	36	23
常盤平	①量の見込み	129	141	154	167	180
	②確保方策 (A+B+C+D+E)	164	167	174	180	180
	A 特定教育・保育施設	120	120	121	121	121
	B 地域型保育事業	24	27	33	39	39
	C 市の独自対策	10	10	10	10	10
	D 市助成対象施設	0	2	5	7	10
	E 施設等利用給付	10	8	5	3	0
	③需給状況 (②-①)	35	26	20	13	0



## 第5節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策

## 1 量の見込み及び確保方策の設定について

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」は、事業の利用状況やニーズ調査による利用希望を参考に定めます。

No	事業名	項目	単位	H30実績	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1	利用者支援事業	量の見込み	実施か所数	29	30	30	30	30	30
		確保方策		29	30	30	30	30	30
2	時間外保育事業	量の見込み	利用人数 人/日	4,244	4,516	4,741	4,978	5,226	5,487
		確保方策		4,244	4,516	4,741	4,978	5,226	5,487
		施設数	実施か所数		154	164	174	184	194
3	放課後児童健全育成事業	量の見込み	利用人数 人/日	5,281	7,188	8,241	9,386	9,898	11,203
		確保方策		5,281	7,188	8,241	9,386	9,898	11,203
		放課後児童クラブ低学年		3,168	4,074	4,459	4,873	5,287	6,421
		放課後児童クラブ高学年		746	996	1,091	1,167	1,244	1,135
		放課後児童クラブ合計		3,914	5,070	5,549	6,040	6,531	7,556
		放課後KIDSルーム低学年		1,100	1,670	2,122	2,638	2,655	2,876
		放課後KIDSルーム高学年		267	448	569	708	712	771
		放課後KIDSルーム合計		1,367	2,118	2,691	3,346	3,367	3,648
		放課後児童クラブ	設置か所数	45	45	45	45	45	45
		(うち拡大するクラブ)		2	4	9	6	3	7
		放課後KIDSルーム		24	35	45	45	45	45
新・放課後子ども総合プラン	15	26		36	45	45	45		
4	子育て短期支援事業	量の見込み	利用人数 人/年	625	732	767	804	839	876
		確保方策		625	989	989	989	989	989
5	乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	訪問件数 人/年	3,569	3,567	3,570	3,589	3,613	3,637
		確保方策		3,617	3,567	3,570	3,589	3,613	3,637
6	養育支援訪問事業	量の見込み	利用件数 人/年	29	35	35	35	35	35
		確保方策		29	35	35	35	35	35
7	地域子育て支援拠点事業	量の見込み	利用人数 人/年	120,931	123,569	124,907	126,781	129,123	131,554
		確保方策		120,931	123,569	124,907	126,781	129,123	131,554
		施設数	か所数	25	26	26	26	26	26

※1 放課後児童健全育成事業：各年度5月1日時点の利用人数（人/日）。

※2 「新・放課後子ども総合プラン」：「放課後児童クラブ」と「放課後 KIDS ルーム」の両事業を一体的に又は連携して実施

※3 その他の事業：各年度3月31日時点

第5章 松戸市子ども・子育て支援事業計画

No	事業名	項目	単位	H30実績	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
8	一時預かり事業	幼稚園	量の見込み	利用人数 人/年	109,592	169,241	192,641	216,041	239,441	262,841
			確保方策		109,592	169,241	192,641	216,041	239,441	262,841
			預かり保育を行う幼稚園数	か所数	33	34	34	34	34	34
		その他	量の見込み	利用人数 人/年	17,237	19,181	19,144	19,140	19,173	19,220
			ほっとるーむ等		6,239	6,600	6,940	7,303	7,691	8,082
			保育所（園）		10,998	12,581	12,204	11,837	11,482	11,138
			確保方策		79,550	49,590	49,590	49,590	49,590	49,590
			ほっとるーむ等		12,010	14,310	14,310	14,310	14,310	14,310
			保育所（園）		67,540	35,280	35,280	35,280	35,280	35,280
			預かりを行うほっとるーむ等	か所数	5	5	6	6	7	8
預かりを行う保育所（園）	21	21	21		21	21	21			
9	病児保育事業	量の見込み	利用人数 人/年	2,335	2,648	2,723	2,800	2,883	2,967	
		確保方策		5,342	6,168	6,888	6,888	6,888	6,888	
		病児・病後児施設(か所数)	か所数	4	5	5	5	5	5	
		体調不良児施設(か所数)		3	3	3	3	3	3	
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	量の見込み	利用人数 人/年	6,814	6,463	6,745	7,047	7,365	7,690	
		確保方策		6,814	6,463	6,745	7,047	7,365	7,690	
11	妊婦健康診査事業	量の見込み	健診 受信者数 人/年	3,857	3,750	3,753	3,773	3,798	3,823	
		確保方策		3,857	3,750	3,753	3,773	3,798	3,823	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業		-	支給	申請者に対する支給 →	→	→	→	→	
13	多様な主体の参入促進事業		-	巡回実施	利用支援コンシェルジュによる巡回→	→	→	→	→	

※各年度3月31日時点

## Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業 ①利用者支援事業

<b>1</b>	<b>本市の事業名称</b>	子育てコーディネーター・利用支援コンシェルジュ・親子すこやかセンター
<b>2</b>	<b>事業概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本型：おやこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。</li> <li>●特定型：利用支援コンシェルジュ：市役所保育課に利用支援コンシェルジュを配置し、多様な保育ニーズを持つ保護者に対し、相談に応じた的確な施設などの利用案内を行います。</li> <li>●母子保健型：親子すこやかセンター：各保健福祉センターに、保健師・助産師・社会福祉士を配置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。</li> </ul>
<b>3</b>	<b>担当課</b>	子育て支援課、子どもわかもの課、保育課、子ども家庭相談課母子保健担当室、健康福祉会館
<b>4</b>	<b>対象／単位</b>	0～5歳児 / 実施か所数（か所） ※各年3月31日時点
<b>5</b>	<b>第2期計画策定時の考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本型（子育てコーディネーター）：地域子育て支援拠点（おやこDE広場・子育て支援センター）の箇所数とします。</li> <li>・特定型（利用支援コンシェルジュ）：松戸地区（市役所保育課）に1か所に複数人配置します。</li> <li>・母子保健型（親子すこやかセンター）：3区域に1か所ずつ設置します。</li> </ul>

量の見込みと確保方策 (市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>市 全 域</b>	①量の見込み	30	30	30	30	30
	②確保方策（A+B+C）	30	30	30	30	30
	A 子育てコーディネーター	26	26	26	26	26
	B 利用支援コンシェルジュ	1	1	1	1	1
	C 親子すこやかセンター	3	3	3	3	3
③需給状況（②-①）		0	0	0	0	0

量の見込みと確保方策（市全域）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み	15	15	15	15	15
	②確保方策（A+B+C）	15	15	15	15	15
	A 子育てコーディネーター	13	13	13	13	13
	B 利用支援コンシェルジュ	1	1	1	1	1
	C 親子すこやかセンター	1	1	1	1	1
③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0	
小金	①量の見込み	9	9	9	9	9
	②確保方策（A+B+C）	9	9	9	9	9
	A 子育てコーディネーター	8	8	8	8	8
	B 利用支援コンシェルジュ	0	0	0	0	0
	C 親子すこやかセンター	1	1	1	1	1
③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0	
常盤平	①量の見込み	6	6	6	6	6
	②確保方策（A+B+C）	6	6	6	6	6
	A 子育てコーディネーター	5	5	5	5	5
	B 利用支援コンシェルジュ	0	0	0	0	0
	C 親子すこやかセンター	1	1	1	1	1
③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0	

## Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業 ②時間外保育事業

1	本市の事業名称	延長保育事業
2	事業概要	保育所(園)への送迎が標準保育時間を超える場合に延長して保育します。
3	担当課	保育課
4	対象/単位	0～5歳児 / 利用人数(人/日) ※各年3月31日時点
5	第2期計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】          就学前児童数(推計値)×アンケート利用意向率(20.8%)          (2号・3号児童のうち18時以降の保育の利用希望を基に算出)</p> <p>【確保方策の算出について】          量の見込みに対応できるように設計。</p>

量の見込みと確保方策 (市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 全 域	①量の見込み	4,516	4,741	4,978	5,226	5,487
	②確保方策	4,516	4,741	4,978	5,226	5,487
	施設数(か所数)	154	164	174	184	194
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0

量の見込みと確保方策 (地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松 戸	①量の見込み	2,348	2,465	2,589	2,718	2,853
	②確保方策	2,348	2,465	2,589	2,718	2,853
	施設数(か所数)	77	82	88	94	100
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0
小 金	①量の見込み	1,400	1,470	1,543	1,620	1,701
	②確保方策	1,400	1,470	1,543	1,620	1,701
	施設数(か所数)	50	54	57	60	64
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0
常 盤 平	①量の見込み	768	806	846	888	933
	②確保方策	768	806	846	888	933
	施設数(か所数)	27	28	29	30	30
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0

## Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業 ③放課後児童健全育成事業

1	<b>本市の事業名称</b>	放課後児童クラブ・放課後KIDSルーム
2	<b>事業概要</b>	保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。
3	<b>担当課</b>	子育て支援課
4	<b>対象／単位</b>	小学1～6年生 / 利用人数（人／日）※各年5月1日時点
5	<b>第2期計画策定時の考え方</b>	<p>【量の見込みの算出について】 人口推計から放課後児童健全育成事業の実績に基づき算出します。</p> <p>【確保方策の算出について】 見込み量全てを放課後児童クラブと放課後KIDSルームで提供できるよう施設確保・対象校の拡大を進めます。</p>

量の見込みと確保方策 (市全域)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>市 全 域</b>	<b>①量の見込み</b>		7,188	8,241	9,386	9,898	11,203
	放課後児童 クラブ	低学年 ⑤	4,074	4,459	4,873	5,287	6,421
		高学年 ⑥	996	1,091	1,167	1,244	1,135
		合計	5,070	5,549	6,040	6,531	7,556
	放課後KIDS ルーム	低学年 ⑦	1,670	2,122	2,638	2,655	2,876
		高学年 ⑧	448	569	708	712	771
		合計	2,118	2,691	3,346	3,367	3,648
	<b>②確保方策</b>		7,188	8,241	9,386	9,898	11,203
	放課後児童 クラブ	低学年 ⑤	4,074	4,459	4,873	5,287	6,421
		高学年 ⑥	996	1,091	1,167	1,244	1,135
	放課後KIDS ルーム	低学年 ⑦	1,670	2,122	2,638	2,655	2,876
		高学年 ⑧	448	569	708	712	771
	放課後児童クラブ（か所数）		45	45	45	45	45
	（うち設置拡大するか所数）		4	9	6	3	7
放課後KIDSルーム（か所数）		35	45	45	45	45	
新・放課後子ども総合プラン（か所数）		26	36	45	45	45	
<b>③需給状況（②-①）</b>		0	0	0	0	0	

## Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業 ④ 子育て短期支援事業

1	<b>本市の事業名称</b>	こどもショートステイ
2	<b>事業概要</b>	出産や病気などの理由により、数日間にわたり子どもの養育が出来なくなった場合に預けることができます。(夜間・休日養護もあり)
3	<b>担当課</b>	子ども家庭相談課
4	<b>対象／単位</b>	0歳～小学6年生まで / 利用人数(人／年) ※各年3月31日時点
5	<b>第2期計画策定時の考え方</b>	<p>【量の見込みの算出について】                      H28～H30までの実績を基に算出。                      ショートステイについては平均値、夜間、休日養護については増加率を基に算出。                      一時預かり事業で計上していた夜間休日養護実績についても含む。</p> <p>【確保方策の算出について】                      施設利用定員×事業実施日数で算出                      晴香園1名×365日＝365、さわらびドリームこども園2名×6/7×365日＝624 合計                      989</p>

量の見込みと確保方策 (市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>市 全 域</b>	①量の見込み (A+B+C)	732	767	804	839	876
	A ショートステイ	553	553	553	553	553
	B 夜間養護	39	50	62	73	85
	C 休日養護	140	164	189	213	238
	②確保方策	989	989	989	989	989
③需給状況 (②-①)	257	222	185	150	113	



## Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業 ⑤乳児家庭全戸訪問事業

1	<b>本市の事業名称</b>	乳児家庭全戸訪問事業
2	<b>事業概要</b>	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師が訪問し、育児などの相談や、子育て支援の情報提供を行います。
3	<b>担当課</b>	子ども家庭相談課母子保健担当室
4	<b>対象／単位</b>	生後4か月以内の乳児 / 訪問件数（人／年） ※各年3月31日時点
5	<b>第2期計画策定時の考え方</b>	<p>【量の見込みの算出について】 事業目的が乳児家庭に対し全数訪問を目指すものであるため、0歳児推計児童数とします。</p> <p>【確保方策の算出について】 乳児家庭に対し全数訪問を目指すものであるため、量の見込みと同数を設定します。</p>

量の見込みと確保方策 (市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>市 全 域</b>	①量の見込み	3,567	3,570	3,589	3,613	3,637
	②確保方策	3,567	3,570	3,589	3,613	3,637
	③需給状況 (②-①)	0	0	0	0	0

量の見込みと確保方策 (地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>松 戸</b>	①量の見込み	1,595	1,596	1,605	1,616	1,627
	②確保方策	1,595	1,596	1,605	1,616	1,627
	③需給状況 (②-①)	0	0	0	0	0
<b>小 金</b>	①量の見込み	1,238	1,239	1,245	1,253	1,262
	②確保方策	1,238	1,239	1,245	1,253	1,262
	③需給状況 (②-①)	0	0	0	0	0
<b>常 盤 平</b>	①量の見込み	734	735	739	744	748
	②確保方策	734	735	739	744	748
	③需給状況 (②-①)	0	0	0	0	0

## II 地域子ども・子育て支援事業 ⑥養育支援訪問事業

1	本市の事業名称	養育支援訪問事業
2	事業概要	育児支援や家事援助等が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、訪問による支援を行います。
3	担当課	子ども家庭相談課母子保健担当室
4	対象／単位	支援を特に必要とする妊婦及び家庭 / 訪問件数（件／年） ※各年3月31日時点
5	第2期計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】</p> <p>・H27-H30年度の実績に基づき算出</p> <p>【確保方策の算出について】</p> <p>・対象家庭への訪問率 100%を目指しているため、量の見込みと同数を設定します。</p>

量の見込みと確保方策 (市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 全 域	①量の見込み	35	35	35	35	35
	②確保方策	35	35	35	35	35
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0

量の見込みと確保方策 (地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松 戸	①量の見込み	12	12	12	12	12
	②確保方策	12	12	12	12	12
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0
小 金	①量の見込み	12	12	12	12	12
	②確保方策	12	12	12	12	12
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0
常 盤 平	①量の見込み	11	11	11	11	11
	②確保方策	11	11	11	11	11
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0



## Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業 ⑦地域子育て支援拠点

1	<b>本市の事業名称</b>	おやこDE広場・子育て支援センター
2	<b>事業概要</b>	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる室内の広場です。また、育児相談・子育て講座なども行っています。
3	<b>担当課</b>	子育て支援課、子どもわかもの課、保育課、健康福祉会館
4	<b>対象／単位</b>	0～5歳をもつ子どもとその保護者／子どもの利用人数（人／年）※各年3月31日時点
5	<b>第2期計画策定時の考え方</b>	<p>【量の見込みの算出について】</p> <p>・H27～H30の人口に対する利用率を基に算出します。</p> <p>【確保方策の算出について】</p> <p>・人数：量の見込み数と同数</p> <p>・拠点か所数：現在の施設数を維持します。</p>

量の見込みと確保方策 (市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>市 全 域</b>	①量の見込み	123,569	124,907	126,781	129,123	131,554
	②確保方策	123,569	124,907	126,781	129,123	131,554
	施設数（か所数）	26	26	26	26	26
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0

量の見込みと確保方策 (地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>松 戸</b>	①量の見込み	75,465	76,282	77,426	78,857	80,342
	②確保方策	75,465	76,282	77,426	78,857	80,342
	施設数（か所数）	13	13	13	13	13
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0
<b>小 金</b>	①量の見込み	26,708	26,997	27,402	27,908	28,433
	②確保方策	26,708	26,997	27,402	27,908	28,433
	施設数（か所数）	8	8	8	8	8
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0
<b>常 盤 平</b>	①量の見込み	21,396	21,628	21,953	22,358	22,779
	②確保方策	21,396	21,628	21,953	22,358	22,779
	施設数（か所数）	5	5	5	5	5
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0

## Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業 ⑧ 一時預かり事業（幼稚園）

1	市の事業名称	幼稚園の預かり保育
2	事業概要	通常の教育時間終了後、幼稚園において希望する在園児を預かり、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育てを支援します。
3	担当課	幼児教育課
4	対象／単位	3～5歳 / 利用人数（人／年）※各年3月31日時点
5	第2期計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】 市助成対象者の増加数見込を加算して算出。</p> <p>【確保方策の算出について】 全ての利用希望者が利用できるよう量の見込み数と同数とします。</p>

量の見込みと確保方策 (市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 全 域	①量の見込み	169,241	192,641	216,041	239,441	262,841
	②確保方策	169,241	192,641	216,041	239,441	262,841
	預かり保育実施施設 数（か所数）	34	34	34	34	34
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0

7 量の見込みと確保方策 (地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松 戸	①量の見込み（A+B）	84,621	96,321	108,021	119,721	131,421
	②確保方策（C+D）	84,621	96,321	108,021	119,721	131,421
	預かり保育実施施設 数（か所数）	14	14	14	14	14
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0
小 金	①量の見込み（A+B）	47,387	53,939	60,491	67,043	73,595
	②確保方策（C+D）	47,387	53,939	60,491	67,043	73,595
	預かり保育実施施設 数（か所数）	11	11	11	11	11
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0
常 盤 平	①量の見込み（A+B）	18,617	21,191	23,765	26,339	28,913
	②確保方策（C+D）	18,617	21,191	23,765	26,339	28,913
	預かり保育実施施設 数（か所数）	9	9	9	9	9
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0

## Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業 ⑧ 一時預かり事業（その他）

1	市の事業名称	一時預かり事業（おやこDE広場の一時預かり、保育所（園）の一時預かり）
2	事業概要	就労形態の多様化や保護者の急な病気やケガ、育児に対する心理的・肉体的負担の軽減などを図るため、保育所（園）・ほっとるーむなどで、一時的に子どもを預かります。
3	担当課	子育て支援課、子どもわかもの課、子ども家庭相談課、保育課
4	対象／単位	0～5歳児 / 利用人数（人／年） ※各年3月31日時点
5	第2期計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】  ほっとるーむ等の一時預かり：H27～H30の人口に対する利用率を基に算出します。  保育所（園）の一時預かり：人口推計に利用意向率をかけて算出</p> <p>【確保方策の算出について】  ほっとるーむ等の一時預かり：定員×開設日数</p>

量の見込みと確保方策 （市全域）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 全 域	①量の見込み （A+B）	19,181	19,144	19,140	19,173	19,220
	A ほっとるーむ等の一時 預かり	6,600	6,940	7,303	7,691	8,082
	B 保育所（園）の一 時預かり	12,581	12,204	11,837	11,482	11,138
	②確保方策 （C+D）	49,590	49,590	49,590	49,590	49,590
	C ほっとるーむ等の一時 預かり	14,310	14,310	14,310	14,310	14,310
	D 保育所（園）の一 時預かり	35,280	35,280	35,280	35,280	35,280
	預かりを行うほっとるーむ等 （か所数） E	5	6	6	7	8
	預かりを行う保育所 （か所数） D	21	21	21	21	21
	③需給状況（②-①）	30,409	30,446	30,450	30,417	30,370

7	量の見込みと確保方策 (地域別)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み (A+B)	9,638	9,591	9,560	9,547	9,540
	A ほっとるーむ等の一時 預かり	2,970	3,123	3,286	3,461	3,637
	B 保育所(園)の一 時預かり	6,668	6,468	6,274	6,086	5,903
	②確保方策 (C+D)	25,600	25,600	25,600	25,600	25,600
	C ほっとるーむ等の一時 預かり	6,160	6,160	6,160	6,160	6,160
	D 保育所(園)の一 時預かり	19,440	19,440	19,440	19,440	19,440
	預かりを行うほっとるーむ等 (か所数) E	2	2	2	2	3
	預かりを行う保育所 (か所数) D	12	12	12	12	12
	③需給状況(②-①)	15,962	16,009	16,040	16,053	16,060
	小金	①量の見込み (A+B)	5,575	5,585	5,606	5,638
A ほっとるーむ等の一時 預かり		2,178	2,290	2,410	2,538	2,667
B 保育所(園)の一 時預かり		3,397	3,295	3,196	3,100	3,007
②確保方策 (C+D)		12,360	12,360	12,360	12,360	12,360
C ほっとるーむ等の一時 預かり		5,640	5,640	5,640	5,640	5,640
D 保育所(園)の一 時預かり		6,720	6,720	6,720	6,720	6,720
預かりを行うほっとるーむ等 (か所数) E		2	3	3	3	3
預かりを行う保育所 (か所数) D		3	3	3	3	3
③需給状況(②-①)		6,785	6,775	6,754	6,722	6,686
常盤平		①量の見込み (A+B)	3,968	3,968	3,974	3,988
	A ほっとるーむ等の一時 預かり	1,452	1,527	1,607	1,692	1,778
	B 保育所(園)の一 時預かり	2,516	2,441	2,367	2,296	2,228
	②確保方策 (C+D)	11,630	11,630	11,630	11,630	11,630
	C ほっとるーむ等の一時 預かり	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510
	D 保育所(園)の一 時預かり	9,120	9,120	9,120	9,120	9,120
	預かりを行うほっとるーむ等 (か所数) E	1	1	1	2	2
	預かりを行う保育所 (か所数) D	6	6	6	6	6
	③需給状況(②-①)	7,662	7,662	7,656	7,642	7,624



## Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業 ⑨病児保育事業

1	市の事業名称	病児保育事業
2	事業概要	病気治療中で当面症状の急変が認められない状態又は病気の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行います。
3	担当課	子育て支援課、保育課
4	対象／単位	0～11歳児 / 利用人数（人/年） ※各年3月31日時点
5	第2期計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】 病児・病後児対応型：H27～H30の人口に対する利用率を基に算出します。</p> <p>【確保方策の算出について】 病児・病後児対応型：定員×開設日数</p>

量の見込みと確保方策 (市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 全 域	①量の見込み (A+B)	2,648	2,723	2,800	2,883	2,967
	A 病児・病後児対応型	1,448	1,523	1,600	1,683	1,767
	B 体調不良児対応型	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	②確保方策 (C+D)	6,168	6,888	6,888	6,888	6,888
	C 病児・病後児対応型	4,968	5,688	5,688	5,688	5,688
	D 体調不良児対応型	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	病児・病後児施設(か所数)	4	5	5	5	5
	体調不良児施設(か所数)	3	3	3	3	3
	③需給状況(②-①)	3,520	4,165	4,088	4,005	3,921

量の見込みと確保方策 (区域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み (A+B)	1,243	1,286	1,331	1,379	1,428
	A 病児・病後児対応型	843	886	931	979	1,028
	B 体調不良児対応型	400	400	400	400	400
	②確保方策 (C+D)	2,968	2,968	2,968	2,968	2,968
	C 病児・病後児対応型	2,568	2,568	2,568	2,568	2,568
	D 体調不良児対応型	400	400	400	400	400
	病児・病後児施設(か所数)	2	2	2	2	2
	体調不良児施設(か所数)	1	1	1	1	1
	③需給状況(②-①)	1,725	1,682	1,637	1,589	1,540
小金	①量の見込み (A+B)	885	910	936	964	992
	A 病児・病後児対応型	485	510	536	564	592
	B 体調不良児対応型	400	400	400	400	400
	②確保方策 (C+D)	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	C 病児・病後児対応型	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	D 体調不良児対応型	400	400	400	400	400
	病児・病後児施設(か所数)	2	2	2	2	2
	体調不良児施設(か所数)	1	1	1	1	1
	③需給状況(②-①)	1,915	1,890	1,864	1,836	1,808
常盤平	①量の見込み (A+B)	520	527	533	540	547
	A 病児・病後児対応型	120	127	133	140	147
	B 体調不良児対応型	400	400	400	400	400
	②確保方策 (C+D)	400	1,120	1,120	1,120	1,120
	C 病児・病後児対応型	0	720	720	720	720
	D 体調不良児対応型	400	400	400	400	400
	病児・病後児施設(か所数)	0	1	1	1	1
	体調不良児施設(か所数)	1	1	1	1	1
	③需給状況(②-①)	▲ 120	593	587	580	573

## Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業 ⑩子育て援助活動支援事業

1	市の事業名称	ファミリー・サポート・センター
2	事業概要	地域の中で育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が会員となり、保育園の送り迎えや放課後児童クラブの帰宅後の預かり等、育児についての助け合いを行う互助活動組織です。
3	担当課	子育て支援課
4	対象／単位	0歳～小学6年生 / 利用人数（人／年） ※各年3月31日時点
5	第2期計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】</p> <p>・H27～H30の人口に対する利用率を基に算出します。</p> <p>【確保方策の算出について】</p> <p>・全ての利用希望者が利用できるよう提供会員の増加を目指します。</p>

量の見込みと確保方策 (市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 全 域	①量の見込み	6,463	6,745	7,047	7,365	7,690
	②確保方策	6,463	6,745	7,047	7,365	7,690
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0

## Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業 ⑪ 妊婦健康診査事業

1	市の事業名称	妊婦健康診査事業
2	事業概要	母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に14回、県内外の医療機関での健診費用の助成が受けられます。
3	担当課	子ども家庭相談課母子保健担当室
4	対象／単位	全妊婦 / 健診受信者数（人/年） ※各年3月31日時点
5	第2期計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】 H30年度の妊婦届出数と0歳児人口の推計をもとに算出します。</p> <p>【確保方策の算出について】 量の見込みと同数とし、受診率100%を目指します。</p>

量の見込みと確保方策 (市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 全 域	①量の見込み	3,750	3,753	3,773	3,798	3,823
	②確保方策	3,750	3,753	3,773	3,798	3,823
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0

量の見込みと確保方策 (地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松 戸	①量の見込み	1,687	1,689	1,698	1,709	1,720
	②確保方策	1,687	1,689	1,698	1,709	1,720
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0
小 金	①量の見込み	1,313	1,313	1,320	1,329	1,338
	②確保方策	1,313	1,313	1,320	1,329	1,338
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0
常 盤 平	①量の見込み	750	751	755	760	765
	②確保方策	750	751	755	760	765
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0	0

## II 地域子ども・子育て支援事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

1	市の事業名称	実費徴収に係る補足給付を行う事業
2	事業概要	保育所（園）・認定こども園などにおいて実費徴収が行うことが出来るとされている「食事の提供に要する費用」及び「日用品、文房具などの購入に要する費用など」について、低所得世帯などを対象に費用の一部を補助します。幼稚園については、一定の条件を満たした子の給食費において、副食費の一部を免除します。
3	担当課	幼児教育課、保育課

量の見込みと確保方策 (市全域)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施内容	申請者に対する支給		→	→	→

## II 地域子ども・子育て支援事業 ⑬多様な主体の参入促進事業

1	市の事業名称	利用支援コンシェルジュによる巡回
2	事業概要	多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行うとともに、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を助成します。
3	担当課	保育課

量の見込みと確保方策 (市全域)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施内容	利用支援コンシェルジュによる巡回→		→	→	→

# 第6章

## 計画の評価と推進体制







## 第1節 計画の評価

本計画は、次の2つの視点をもって、経年変化を分析し、総合的に評価します。

- ① 第4章の「施策の方向」の重点事業について、設定した目標に対する実施状況
- ② 第5章の「松戸市子ども・子育て支援事業計画」における、量の見込みや確保方策の計画値に対する実施状況

## 第2節 計画の推進体制など

本計画は、本市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状や課題を市民ニーズ調査や統計データなどから整理し、「松戸市子ども・子育て会議」などでこれまでの取り組みや課題、これからあるべき姿などの検討を重ね策定しています。

本計画の推進に当たっては、「松戸市子ども・子育て会議」において、計画の進捗管理や評価を行います。

なお、第5章に掲載している「松戸市子ども・子育て支援事業計画」においては、国の指針に応じて中間年である令和4年度に事業の量の見込みや確保方策などを検証し、計画値と実績値の乖離が大きい場合は、計画値の見直しを図ることとします。

計画の評価は、「松戸市子ども・子育て会議」の審議を経た後、市ホームページなどを通じて市民に公表することにより、本計画の進捗状況などを明らかにします。





# 參考資料





# 計画の策定体制

## 松戸市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 61 条第 7 項において、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、地方版の子ども・子育て会議等の意見を聴かなければならないこととなっています。

本市では、市民、学識経験者、関係団体及び事業者からの推薦者からなる「松戸市子ども・子育て会議」を設置し、計画の進捗管理及び第 2 期子ども総合計画の素案に対する意見の聴取を行いました。

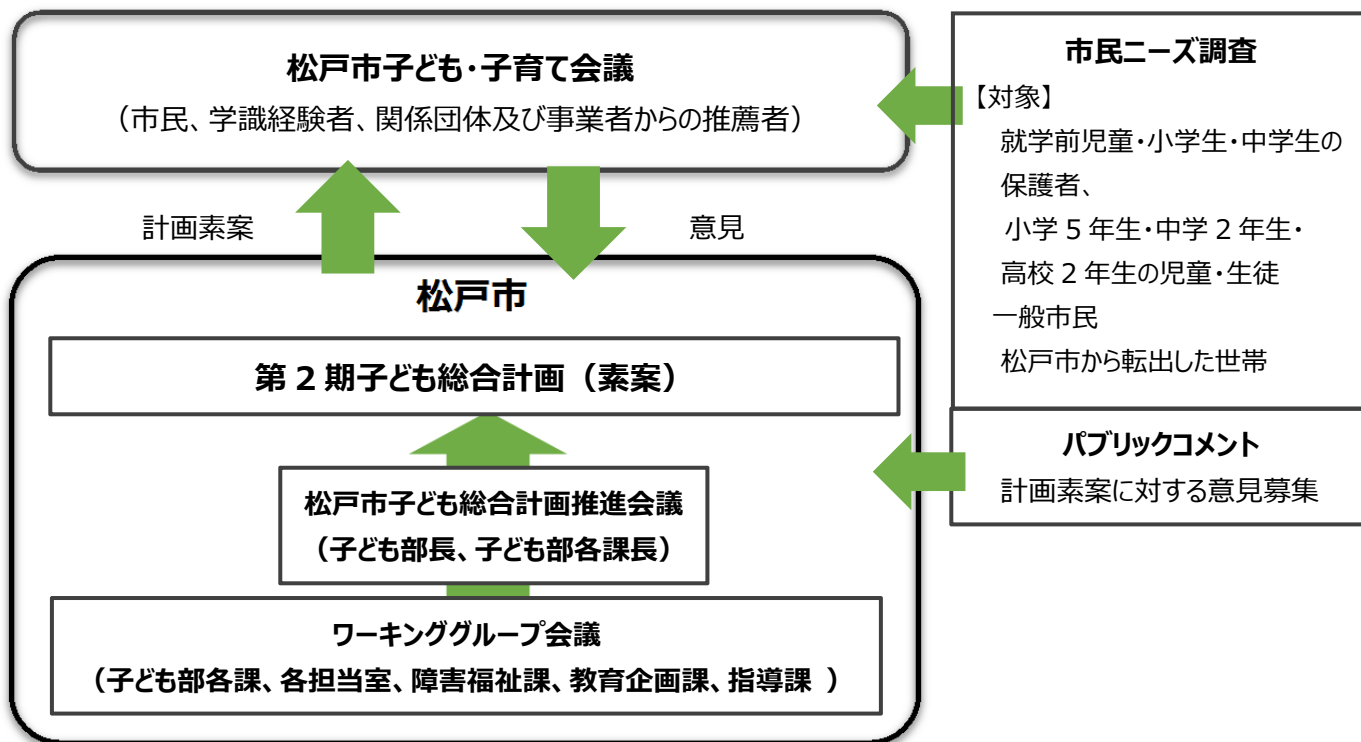
## 松戸市子ども総合計画推進会議／ワーキンググループ会議

市の庁内に、第 2 期松戸市子ども総合計画の原案を作成する組織として、子ども部長及び関係各課長による「松戸市子ども総合計画推進会議」を設置しました。また、松戸市子ども総合計画推進会議の各委員の推薦を受けた職員によるワーキンググループ会議を設置し、原案作成を進めました。

## 本計画素案に対する意見募集（パブリック・コメント）の実施

令和〇年〇月〇日に、本計画の素案を公表し、同日から令和〇年〇月〇日までを期間として、素案に対するパブリックコメントを実施しました。

### ■ 計画の策定体制



## 松戸市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、松戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) 事業者の推薦を受けた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども部子育て支援課において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市子ども・子育て会議委員	日額 8,500円
----------------	-----------

**松戸市子ども・子育て会議委員名簿**



## 松戸市子ども総合計画推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松戸市子ども総合計画推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることにより、松戸市子ども総合計画（以下「計画」）に基づく施策を効果的かつ円滑に進め、適正に進捗管理を図ることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定、見直し及び進捗管理に関すること。
- (2) 子ども部の施策の推進に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 子ども部長
- (2) 子ども政策課長、子育て支援課長、子どもわかもの課長、子ども家庭相談課長、幼児教育課長、保育課長
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

### (会長)

第4条 推進会議に、会長を置く。

- 2 会長は子ども部長をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議の事務を総括し、推進会議を代表する。

### (会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 推進会議は、委員の3分の1の出席がなければ開くことができない。

### (計画担当)

第6条 推進会議は、第2条に係る所掌事務を取りまとめるため、計画担当を置く。

- 2 計画担当は、別表1に掲げる課の職員の中から所属長が選任する。
- 3 計画担当は、会長が必要と認める場合は、別表1に掲げる課以外に所属する職員も選任することができる。

### (補助組織)

第7条 推進会議は、第2条に係る所掌事務について、調査研究を行うためにワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、別表2に掲げる課に所属する職員のうち、所属長の指名する職員で構成する。なお、第6条の計画担当は、ワーキンググループ構成員を兼ねるものとする。
- 3 会長は、必要に応じて、ワーキンググループに構成課以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会長は、必要に応じて、ワーキンググループに関連施策に精通する者をオブザーバーとして参加させることができる。

### (庶務)

第8条 推進会議の庶務は、子ども政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成29年4月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第6条)

子ども政策課
子育て支援課
子どもわかもの課
子ども家庭相談課
幼児教育課
保育課

別表2 (第7条)

子ども政策課
子ども政策課子どもの未来応援担当室
子育て支援課
子育て支援課児童給付担当室
子どもわかもの課
子ども家庭相談課
子ども家庭相談課母子保健担当室
幼児教育課
保育課
保育課保育運営担当室
保育課入所入園担当室

## 策定経過

---

---

## 計画策定に伴う調査

### 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

#### 調査目的

「第2期松戸市子ども総合計画」策定にあたり、市民における特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向や子育て支援に関する意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施した調査です。

#### 調査期間

平成30年9月1日～平成30年10月9日

#### 調査概要

調査対象者、調査方法、配布数、回収結果については、下記のとおりです。

No	調査名	調査対象者	調査方法	配付数	有効回収票数※ 有効回収率
1	就学前児童保護者	平成24年4月2日以降に生まれた就学前児童の保護者	平成30年9月1日現在の住民基本台帳から対象児童を無作為抽出。抽出者に調査票を郵送し、回収。	2,000	1,257 62.9%
2	小学生保護者	平成30年9月1日時点で小学1年生から小学6年生までの児童の保護者		1,000	656 65.6%
3	中学生保護者	市内中学校（対象校3校）の中学2年生の保護者	平成30年9月1日現在の対象者に対し、学校（生徒）を通じて、調査票を配付し、回収。	600	317 52.8%
4	小学5年生本人	市内小学校（対象校4校）の小学5年生	平成30年9月1日現在の対象児童・生徒に対し、学校を通じて、調査票を配付し、回収。	500	465 93.0%
5	中学2年生本人	市内中学校（対象校3校）の中学2年生		600	311 51.8%
6	高校2年生本人	市内高校（対象校1校）の高校2年生		400	345 86.3%
7	一般市民	平成30年9月1日現在で満18歳以上の松戸市民	平成30年9月1日現在の住民基本台帳から対象者を無作為抽出。抽出者に調査票を郵送し、回収。	1,000	542 54.2%
8	転出世帯 （就学前児童保護者）	平成25年4月1日以降に本市から柏市もしくは流山市に転出した就学前児童の保護者		300	155 51.7%

※有効回収票数とは、回収したうち、集計対象にできた回収票数のこと。

## 子ども・子育て会議委員によるワークショップ

平成 30 年 11 月 26 日に開催された松戸市子ども子育て会議において、市内の子ども・子育て支援の現状や課題について、委員によるワークショップを実施しました。

ワークショップのテーマは下記の 2 つを設定し、それぞれ各委員の意見を付箋紙に書き出して、委員同士の意見を見える化しながら、議論を行いました。

### セッション 1 妊娠・出産から未就学児とその家庭への支援について考える

### セッション 2 小中高生とその家庭への支援について考える



写真



図 1 ワークショップの意見交換の様子（模造紙）

図 2 意見交換で記された付箋紙や模造紙

### セッション 1 妊娠・出産から未就学児とその家庭への支援について考える

#### ○子育ての情報発信について

情報過多により保護者が焦っている、正しい情報・適切な情報が届いていないという意見が多数みられました。その一方、松戸市の充実した子育て支援の情報がうまく発信できていないという意見もみられました。松戸市はすでに子育てコーディネーターの配置などや様々な相談支援の取組みを継続的に行っているものの、専門機関や地域とのつながりがない親への支援は、アウトリーチ支援も含めて今後さらに検討していく必要があるとの意見が挙がりました。

#### ○父親の育児参加について

核家族化の進行や女性の就業率の高まりの中で、父親の育児参加促進の必要性についての意見が複数みられました。中には、父親の育児講座の夜間開催などの具体的な意見もみられました。

父親の育児参加促進は子ども・子育て支援を進めるうえで欠かせない視点ですが、父親の意識だけでなく就労環境も複合した課題であることから、国全体での取組みが必要であるとの意見が挙がりました。

### ○地域での交流やつながりについて

子どもと親と遊ぶ場がない、子どもが外遊びをしていない、遊具が少ないなど、（空間的な意味での）遊び場が少ないという意見が多数みられました。セッション2においても同様の意見が複数ありました。

また、地域において、子ども同士の異年齢交流、子どもとさまざまな大人や高齢者とつながる多世代交流の必要性についての意見もありました。

### ○外国人対応について

外国籍の子ども（海外にルーツのある子ども）の増加により、多言語化による情報発信の必要性について意見が多数みられました。また、文化の違いによる壁も課題として挙げられ、言語的なサポートだけでなく「多文化共生」の意識を高めていく必要があるのではないかとの意見が挙がりました。

## セッション2 小中高生とその家庭への支援について考える

### ○“遊び”や体験活動の提供について

スマートフォンの普及等により子どもの遊び方やコミュニケーションの取り方が変化し、実体験としての“遊び”に触れる機会が少ない子どもが増えているとの意見が多数みられました。そうした中、さまざまな体験をもっと提供していく必要があるとの意見がでました。また、インターネットやスマートフォンなどのツールを否定するのではなく、適切な利用を学べる場も検討する必要があるとの意見が挙がりました。

### ○多様な課題を抱えた子どもが集う場について

子どもが、親以外の大人と接する機会や気軽に相談ができる場所があることが、重要であるとの指摘がありました。子どもが集う場にいる大人に、子どもと寄り添う資質が求められています。障害を持つ子どもや外国にルーツのある子どもなど、多様な課題を持つ子どもたちが集えるような場づくりをもっと考える必要があるのではないかとの意見がありました。

### ○多様な人が子どもに寄り添える場について

多様な課題を抱えた子どもに対して、地域の様々な人が寄り添える場をもっと必要であるとの意見がありました。様々な年齢の子どもと地域住民、外国人など、多様な人とふれあうことによって、悩み相談や体験機会が増えるのではという意見がありました。

### ○中高生の放課後の居場所の確保について

部活動に参加していない中学生は、安心して過ごせる放課後の居場所が少ないのではないかとの指摘がありました。また、部活動も時には子どもの負担になっており、部活動以外でも中高生の居場所を確保していく必要があるとの意見もありました。

### ○子どもの意志による活動の場について

子どもが何かをしたいという表現活動やボランティア活動の場をもっと必要ではないのか。そういった活動を通じて、非認知的能力や自己肯定感の向上につながるといった意見がありました。

## 用語解説 (50 音順)





## 第2期松戸市子ども総合計画



松戸市子育て情報サイト「まつどDE子育て」

